能登町地域防災計画

【津波災害対策編】

沿　　革

平成18年　３月21日　作成
平成22年　２月22日　修正
平成23年　３月　３日　修正
平成25年　３月　８日　修正
平成26年　６月24日　修正
平成27年　６月18日　修正
平成29年　３月17日　修正
平成30年　７月　４日　修正
令和元 年　８月　９日　修正
令和　２年　７月15日　修正
令和　３年　７月12日　修正
令和　４年　８月　５日　修正
令和　５年　８月10日　修正

能登町防災会議

目　次

第1章　総　則

第１節　目的 …… 1-1
第２節　性格及び基本理念 …… 1-1
　１　性格 …… 1-1
　２　基本理念 …… 1-1
　３　用語 …… 1-1
　４　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 …… 1-2
第３節　既往の津波災害 …… 1-8
　１　石川県及びその周辺での津波の発生状況 …… 1-8
　２　社会的要因とその変化 …… 1-12
第４節　津波浸水想定調査における地域の危険性 …… 1-13
　１　想定される津波の適切な設定 …… 1-13
　２　総合的な津波災害対策のための基本的な考え方 …… 1-13
　３　津波浸水想定調査 …… 1-13
　４　津波災害に備える対策 …… 1-17

第2章　津波災害予防計画

第１節　防災知識の普及 …… 2-1
　１　基本方針 …… 2-1
　２　津波ハザードマップの作成、周知 …… 2-1
　３　職員に対する防災教育 …… 2-2
　４　町民に対する知識の普及 …… 2-2
　５　学校教育における防災教育 …… 2-3
　６　防災相談及び意識調査 …… 2-4
　７　災害教訓の伝承 …… 2-4
第２節　町民及び事業者等のとるべき措置 …… 2-5
　１　基本方針 …… 2-5
　２　町民のとるべき措置 …… 2-5
　３　事業者等のとるべき措置 …… 2-7
　４　町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進 …… 2-8
第３節　自主防災組織の育成 …… 2-9
　１　基本方針 …… 2-9
　２　地域住民の自主防災組織 …… 2-9
　３　施設、事業所等の自衛消防組織等 …… 2-10
第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 …… 2-11
　１　基本方針 …… 2-11
　２　防災ボランティアの活動 …… 2-11
　３　防災ボランティアの受入体制等 …… 2-12
　４　防災ボランティアの育成 …… 2-12
第５節　防災訓練の充実 …… 2-13

１　基本方針 ・・・

２　在宅の要配慮者への配慮・・・

6　下水道施設 …… 2-48
7　電力施設の整備対策 …… 2-49
8　通信施設の整備対策 …… 2-49
9　農地、農業用施設整備対策 …… 2-51
10　路線バス …… 2-51
11　一般廃棄物処理施設整備対策 …… 2-51
第２０節　防災資機材等の整備点検 …… 2-52
1　基本方針 …… 2-52
2　情報連絡用資機材 …… 2-52
3　避難、救出及び応急救護用資機材 …… 2-52
4　給水、給食用資機材 …… 2-52
5　発電機及び投光機 …… 2-52
6　その他の災害応急対策用資機材 …… 2-52
7　食料、生活必需物資及び医薬品等の物資 …… 2-53
8　資機材備蓄倉庫 …… 2-53
第２１節　危険物等災害予防 …… 2-54
1　基本方針 …… 2-54
2　火薬類の保安 …… 2-54
3　高圧ガスの保安 …… 2-55
4　毒物・劇物災害予防 …… 2-56
5　石油類等の危険物の保安 …… 2-56

第3章　津波災害応急対策計画

第１節　初動体制の確立 …… 3-1
1　基本方針 …… 3-1
2　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 …… 3-2
3　通信連絡体制及び町職員の動員 …… 3-3
4　災害対策本部 …… 3-4
5　意思決定順位 …… 3-6
6　応援要請 …… 3-6
7　受援体制 …… 3-8
8　広域応援協力体制の確立 …… 3-9
9　職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 …… 3-9
第２節　事前対策及び応急対策 …… 3-10
1　基本方針 …… 3-10
2　動員等の順序 …… 3-10
3　動員体制 …… 3-10
4　応援要請 …… 3-11
5　奉仕団の編成及び活動 …… 3-11
6　作業員等の雇用 …… 3-11
7　作業員等の従事命令 …… 3-12
8　委員会並びに委員の応急対策 …… 3-14
9　記録等 …… 3-14
第３節　大津波警報・津波警報・注意報の発表 …… 3-15

１　基本方針 ・・・

６　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備・・・

７　惨事ストレス対策・・・

５　公園、緑地施設・・・

９　記録等 ・・・

２　応急教育に関する事項・・・

６　母子福祉貸付、寡婦福祉貸付 …… 4-7
７　災害援護資金による貸付 …… 4-7
８　災害弔慰金等の支給 …… 4-7
９　被災者生活再建支援金の支給 …… 4-8
10　制度の周知 …… 4-8
第５節　生活の確保のための緊急措置 …… 4-9
１　基本方針 …… 4-9
２　被災者台帳の作成 …… 4-9
３　生活相談 …… 4-9
４　こころのケア活動の継続 …… 4-9
５　罹災証明の交付 …… 4-10
６　被災者に対する就業の斡旋 …… 4-10
７　国税の徴収猶予及び減免の措置 …… 4-10
８　公営住宅等の整備 …… 4-10
９　国有財産の無償借受等 …… 4-10
10　災害廃棄物の処理等 …… 4-10
第６節　災害義援金及び義援物資の配分 …… 4-11
１　基本方針 …… 4-11
２　義援物資の募集 …… 4-11
３　義援金及び義援物資の受付 …… 4-11
４　義援金品の配分 …… 4-11
５　義援金及び義援物資の輸送 …… 4-11
６　義援物資保管場所 …… 4-11
第７節　復興計画 …… 4-12
１　基本方針 …… 4-12
２　基本方向の決定 …… 4-12
３　復興計画の作成と進め方 …… 4-12

第5章　複合災害対策

第１節　基本方針 …… 5-1
第２節　災害予防対策 …… 5-1
１　情報の収集・連絡体制の整備 …… 5-1
２　複合災害を想定した訓練の実施 …… 5-1
第３節　災害応急対策 …… 5-1
１　活動体制の確立 …… 5-1
２　情報の収集・連絡 …… 5-1
３　避難対策 …… 5-2
４　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 …… 5-2
第４節　災害復旧対策 …… 5-2

第１章　総　　則

第１章　総　　則

第１節　目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、津波の災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第２節　性格及び基本理念

１　性格

この計画は、津波対策の一貫性を保つため、現行の「能登町地域防災計画」の中の津波に係る対策等を体系化したもので、「能登町地域防災計画」の「津波災害対策編」とする。

なお、「能登町地域防災計画」の「地震災害対策編」とは重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものとする。

２　基本理念

この計画は、震災対策のうち主として津波による被害を対象に、町、県、防災関係機関、事業所及び住民がとるべき基本的事項について定めたものである。

町及び防災関係機関は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、町及び防災関係機関は実施計画の作成等により、本計画の具体化を図るとともに、常に本町を取りまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加える等弾力的にその運用を図る。

また、事業者及び町民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、町及び防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、防災関係機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

３　用語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

（１）防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

（２）指定地方行政機関

災害対策基本法第２条第４号に定める行政機関で、この計画では次に定める機関をいう。

中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（能登海上保安署）、北陸総合通信局、石川労働局、北陸地方整備局

（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所、能登空港出張所）、中部地方環境事務所

（３）指定公共機関

災害対策基本法第２条第５号に定める公共機関で、この計画では次に定める機関をいう。

日本郵便株式会社（北陸支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支店）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、株式会社ＮＴＴドコモ北陸支社、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、楽天モバイル株式会社（金沢支社）、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、日本通運株式会社（金沢支店）、中日本高速道路株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）

（４）指定地方公共機関

災害対策基本法第２条第６号に定める公共機関で、この計画では次に定める機関とする。

北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、ＩＲいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会

（５）公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体でその他防災上重要な施設の管理者で、この計画では次に定める機関をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等、一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関、危険物関係施設の管理者

４　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

能登町の区域を管轄する防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ地域における防災に寄与するべきものとし、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
町	・防災会議の事務に関すること。 ・防災に関する施設、組織の整備に関すること。 ・防災思想の普及、教育及び必要な訓練に関すること。 ・災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び伝達に関すること。 ・災害の防御と拡大防止の対策に関すること。 ・罹災者の救助、医療及び防疫等の救助保護の対策に関すること。 ・災害応急対策及び災害復旧資材の確保に関すること。 ・災害時における文教対策、交通及び輸送の確保に関すること。 ・町の管理に属する被災施設の応急及び復旧対策に関すること。 ・被災施設の復旧及び被災産業に対する融資等対策に関すること。 ・関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 ・災害対策に関する隣接市町村間の相互応援協定に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
指定地方行政機関	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備、防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。
	北陸財務局	・地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 ・主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること。 ・提供・使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の情報提供に関すること。（平常時における定期又は随時の情報提供を含む） ・国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） ・災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	東海北陸厚生局	・災害状況の情報収集、連絡調整に関すること。 ・関係職員の派遣に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
	北陸農政局 農林水産省政策統括官 （災害用米穀）	・国営の農業施設の整備、防災管理、災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病害虫の防除、種苗の需給計画、家畜等の管理衛生、飼料の需給計画及び生鮮食品等の地域的需給計画作成の指導に関すること。 ・土地改良機械、技術者の配置の現況の把握及びその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食糧の調達・供給に関すること。
	近畿中国森林管理局 （石川森林事務所）	・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。
	中部経済産業局	・災害時における物資の安定供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調に関すること。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。 ・必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。
	中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。
	北陸信越運輸局	・災害時における車両調達の斡旋、自動車による輸送の斡旋及び船舶調達等の斡旋に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	北陸地方整備局（金沢港湾整備・空港整備事務所）	・金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。
	大阪航空局（小松空港事務所・能登空港出張所）	・飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関すること。 ・災害時における航空についての措置に関すること。
	東京管区気象台（金沢地方気象台）	・気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設の整備に努めること。 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達、解説を行うこと。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
	第九管区海上保安本部（能登海上保安署）	・海上における災害予防に関すること。 ・海上における災害応急対策に関すること。 ・避難者、物資の輸送等救援活動に関すること。
	北陸地方整備局（金沢河川国道事務所）	・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川に関する水防警報に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間の除雪等の維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
	中部地方環境事務所	・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 ・災害時における廃棄物に関すること。
自衛隊		・災害時における人命、財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること。 ・災害時における応急復旧活動に関すること。
指定公共機関	日本郵便株式会社（北陸支社）	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
	日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）	・災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	西日本電信電話株式会社（金沢支店）	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通信の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）	
	株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）	
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）	
	ソフトバンク株式会社（地域総務部(北陸)）	
	楽天モバイル株式会社（金沢支社）	
	日本銀行（金沢支店）	・災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日本赤十字社（石川県支部）	・災害時等における救護班による医療救護、助産活動及び遺体の処理等に関すること。 ・義援金品の募集及び配分に関すること。 ・日赤奉仕団の編成、派遣の斡旋及びボランティア活動の連絡調整に関すること。 ・輸血用血液の確保、供給に関すること。 ・救護所の開設に関すること。
	日本放送協会（金沢放送局）	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	日本通運株式会社（金沢支店）	・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	福山通運株式会社（金沢支店）	
	佐川急便株式会社（北陸支店）	
	ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）	
	中日本高速道路株式会社（金沢支店）	・高速道路の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 ・災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 ・高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
	北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）	・ダム施設等の整備、その防災管理及び災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	北陸鉄道株式会社	・災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	のと鉄道株式会社	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。
	ＩＲいしかわ鉄道株式会社	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。
	株式会社北國新聞社	・災害時における広報活動に関すること。
	株式会社中日新聞北陸本社	・災害時における広報活動に関すること。
	北陸放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	石川テレビ放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株式会社テレビ金沢	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株式会社エフエム石川	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	北陸朝日放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	社団法人石川県医師会	・医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 ・災害時における医療救護活動に関すること。
	石川県看護協会	・災害時における看護活動に関すること。
	石川県治水協会	・河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
公益的事業を営む法人その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	土地改良区	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・土地改良事業によって造成された施設、水門、水路、ため池等の管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。
	農業協同組合	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ・農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災組合員に対する融資斡旋に関すること。 ・生産資材の確保斡旋に関すること。 ・農産物の需給調整に関すること。 ・防災に関する情報の提供に関すること。
	森林組合	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ・林作物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災組合員に対する融資斡旋に関すること。 ・生産資材の確保斡旋に関すること。 ・林産物の需給調整に関すること。 ・防災に関する情報の提供に関すること。
	漁業協同組合	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・漁船・共同利用施設の災害応急及び復旧対策に関すること。 ・水産物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災組合員に対する融資斡旋に関すること。 ・生産資材の確保斡旋に関すること。 ・水産物の需給調整に関すること。 ・防災に関する情報の提供に関すること。
	商工会・商工会議所	・町が行う被害状況調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・災害時における物価安定についての協力徹底に関すること。 ・救助、救援物資、復旧資材の確保についての協力斡旋に関すること。 ・被災商工業者への融資斡旋に関すること。 ・災害時における中央資金源の導入に関すること。
	一般病院等の経営者	・災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ・災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	建設業者及び舗装業者	・災害時における応急及び復旧工事に関すること。
	一般運輸業者	・災害時における緊急輸送に関すること。
	金融機関	・被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
	危険物関係施設の管理者	・災害時における危険物の保安措置に関すること。
	その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	・それぞれの業務に関する防災管理、応急及び復旧対策に関すること。

第３節　既往の津波災害

１　石川県及びその周辺での津波の発生状況

過去の文献調査による県内に津波被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。（※は文献一覧を参照）

年代	波源域 （推定地震規模）	主な記述
701.5.12 大宝元年	丹波・若狭湾 （不明）	※1：「凡海郷（若狭湾内舞鶴沖にあった島）が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島と履島であるといわれているが地学的根拠はない。」（→石川県西岸にも、弱い津波が到達したと推定される。） ※6：丹波国で地震が3日続いた。若狭湾内の島が海中に没したということは、史学的・地学的に否定された。
850.11.27 嘉祥3年10月16日	山形県沿岸 （出羽庄内） （M7）	※1,※2,※6：「最上川の岸崩る。海水は国府から6里のところまで迫った。」（→石川県には弱い津波が到達したものと思われる。）
863.7.10 貞観5年6月17日	越中・越後 （M7以上）	※1：山崩れ谷埋まり、水湧き、民家破壊し、圧死者多数。 ※16：越中・越後・出羽の地大に震い、海陸一帯津波に罹り、土地を侵蝕し、民家を侵流す。
887.8.2 仁和3年7月6日	新潟県南部沖 （M=6.5）	※1：「越後で津波を伴い、溺死者数千という。」 ※2：「越後国地震、津波を伴う。海鳴り潮陸にみなぎりて、溺死せしものの数千人」と『佐渡年代記』にあるが、正史に記されておらず、疑わしい。」
1092.9.13 寛治6年8月3日	新潟県沖 （不明）	※1,※3：「柏崎～岩船の沿岸、海府浦・親不知大津波に襲わる。」『紫雲寺新田由来記』（付記）に「大津波大地震浦原岩船陸地となる（地殻変動？）」とある。これ以外地震状況の記録が無い。 ※15：津波に関する記述あり。 ※16：越後沿岸一帯に大津波あり。
1341.10.31 興国2年9月13日	青森県西方沖 （不明）	※2：『東日流（つがる）外三郡誌』によれば、朝地震とともに三丈余（9m）の津波が津軽半島の十三湊を襲い26,000人が溺死したとある。
1614.11.26 慶長19年10月25日	越後高田 （京都） （M7.0～7.5）	※1：「高田で大地震・大津波、死者あり。」 ※6：従来、越後高田の地震とされていたもの。「東海道・南海道各地で地震強く、津波があった。」（←確実性が十分ではない。）
1729.8.1 享保14年7月7日	能登・佐渡 （M6.6～7.0）	※1：能登半島先端で被害大。穴水・七尾間で海岸崩れあり。 ※17,※20：地震に関する記述あるも津波に関しては明記なし。
1741.8.29 寛保1年7月19日	北海道南西沖 （渡島沖） （M6.9）	※1：石川県七浦に津波、人畜被害ありという。 ※2,※3：佐渡では相川・海府が浸水、鷲崎で流出家屋あり、石川県七浦村（鳳至郡門前町皆月）にも災害があった模様。 ※6：能登七浦＜門前町＞で被害があった、波高2～3m。 ※13：能登七浦（門前町）で「人畜の被害少なからず」（七浦村史）とあり、河川に遡上したと伝えられている。 （p542、p535 図13、p540 図2にて確認可能。） ※17：寛保元年七月十九日朝七浦の近海に大海嘯あり、人畜の被害少なからず、以上は凡て碧雪寺の過去帳に見えたり。 ※20：津波に関する記載あり。

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1762.10.31 宝暦12年9月15日	新潟県沖 (M6.6)	※1：鵜島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2,※3：津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鵜島で26戸流失。 ※3：両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5,※6：津波があった、願村全戸、鵜島村で26戸流失。
1799.6.29 寛政11年5月16日	加賀 (M6)	※1：金沢で被害最大。上下動が激しかったらしく、屋根石が1尺(30cm)飛び上がったり、石灯籠の竿石が6尺(1.8m)飛び上がったり、田の水が板のようになって3～4尺(約1m)あがったなどという記事が見える。 ※11：津波は犀川河口の金石（宮腰）を襲い、“宮腰津波あり、人家百軒をかきさらい、溺死多し”と記録されている。 ※13：p539 表1に記載あり ※18：地震に関する記載あり。 ※21：宮腰海嘯二百餘戸ヲ流ス(地震記/金沢市立図書館_富田文庫を引用)
1802.12.9 享和2年11月15日	佐渡 (M6.5～7.0)	※1.※3：佐渡の西南海岸(沢崎～赤泊間)は隆起した。佐渡の郷土誌に津波の記述があるが、正史に見当らず。 ※21：津波に関する記載あり。
1833.12.7 天保4年10月26日	山形県沖 (M7.5)	※2,※3：輪島では地震後10町ばかり潮が引いたが、第1波で床上浸水し、第3波で最大となり、家屋流失および半潰365、溺死47。能登半島と隠岐島は遠隔にもかかわらず3mを超す高さとなったことは、1983年日本海中部地震津波と著しい共通点をもっている。 ※4：津波は3波にわたって町を襲い、最も大きい第3波は高さ5、6間(約9～11m)で、河原田川を1km以上も逆流した。 ※5,※6：能登で地震が強く、輪島で1,460軒中流失200余、皆潰れ111、溺死者47。 ※10：天保4年10月下旬昼7ツ時頃大なる地震ありて、７ツ時過、磯端波引事凡そ十町許、輪島沖に大蛇岩という岩あり、舟方通い路に障る所、此岩を知って舟を廻らすこと第一とする由。 此一枚の波にて、河合、鳳至の両町に家引き取らるる事300軒。欲にまよいし人、或は老人、産婦等都て走り後れたるもの死人百余人とぞ、庄屋の何某今も身の毛のよだつとぞ噺けり。 実に稀有の事也。此段海浜の人は心得置くべき事なり。 ※11：能登半島にも押しよせ、輪島の町に浸水した(p92)。函館・輪島などの遠隔地にも、天保津波は被害を与え、1964年の津波の規模を上回った(p93)。 ※13：3波目が最高波になり、輪島川を1kmほど遡上して橋を大破し、浜に面したところでは300mほど町内に溢れたとある。 ※14：・・・。以上の考察から、輪島での浸水高は鳳至町と河井町での値を平均した五・七メートル程度と推定され、・・・ ※18：能州輪嶋等津波。 ※20：津波に関する記載あり。 ※24：敦賀市市野々の豪農柴田家に伝わる「年々跡書帳」に「のと（能登）の輪嶋（輪嶋）と大津波のよし、大変といふべきことなり」と記述あり。
1855.2.25 安政2年1月9日	不明	※19：五十三次十宿地震くつれ同廿七宿津波地志ん同六宿。

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1892.12.9 明治25年12月9日	石川県西岸 (M6.4)	※1：加賀・越中の海岸で潮位の異常ありしというも資料少なく疑わしきか。 ※2、※3、※9：石川および富山県の海岸で潮位の異常が記録されている。おそらく弱い津波を目撃したものと思われる。 ※11：羽咋郡に家屋破損、地割れを起こした地震があり、加賀・越中海岸で異常潮位が記録されている。 ※12：被害規模 2（家屋の破損、道路の損壊などが生じる程度の小被害）p407表内にて確認。 ※13：p539 表1に記載あり。
1915 大正4年頃	不明 (不明)	※7：大正四年頃　上大沢が大津波に洗われた。
1917.1.18 大正6年1月18日	高潮であったと考えられる	※8：大正六年一月十八日　橋立村で津波が起こった。 ※9：橋立村で高潮発生　大正六年(一九一七)一月十八日、発達した大陸からの季節風は暴風となり、大波を引き起こし、橋立漁港付近では高潮を発生させた。
1940.8.2 昭和15年8月2日	北海道西方沖 (M7.5)	※1、※2、※3：津波は日本海沿岸を襲った。 ※5：震害はほとんどなく、津波による被害が大きかった。波高は、羽幌・天塩2m、利尻3m、金沢・宮津1m。 ※6：震害はほとんどなく有感区域もマグニチュードの割りに著しく狭い。日本海沿岸各地を襲った津波の高さは、利尻・苫前で3m、沓形＜利尻町＞・天塩・羽幌・留萌・増毛・樺太西海岸で約2m、隠岐で1.5m。 ※13：金沢市の金石、京都府丹後町、隠岐諸島でも水位異常に気付かれている（p534図12で確認可能）。
1964.6.16 昭和39年6月16日	新潟県沖 (M7.5)	※1：図より、能登半島北部沿岸で最高水位1m未満程度 ※2、※3：津波の高さは、波源域に直面する本州側の対岸で最大となり、平均海面上3～4mに達した。さらに、北は男鹿半島、西は能登半島付近まで1～2m、佐渡の両津湾、船川港、七尾湾などで2～3mとなり、若干の被害を生じた。 ※5：津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は新潟県沿岸で4m以上に達した。 ※13：p542 図6にて確認可能

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1983.5.26 昭和58年5月26日	秋田県沖 (M7.7)	※1：波源域に近いところで(津波痕跡高は)10m以上となり、島や半島で高くなっているところがある。例えば奥尻島、能登半島などである。富来町前浜港で津波痕跡高さ2.5m （※2、※3においても確認できる） ※5：石川・京都・島根など遠方の府県にも津波による被害が生じた。 ※6：佐渡関漁港で波高5m、能登半島で2～3m、朝鮮半島東岸でも死者3、船舶の転覆・沈没・流失等かなりの被害を生じた。 ※13：遠く能登半島や隠岐島でも津波波3mに達したところもあり、また韓国北部の一部で4m程度の高さに達した(p496)。 狼煙で2.5m、輪島で2.0m、福浦で1.8mとやや大きい値を示している。注目すべきは輪島の約50km沖合にある舳倉島であって、5mもの津波高が報告されている。 能登半島で出た被害の主なものは、負傷3人(輪島港）、全半壊3と浸水6（すべて舳倉島）、漁船被害67隻（うち福浦南港26隻、輪島港5隻、狼煙港6隻）である(p523)。 日本海中部地震津波では能登北部の外浦で2～3mに達したが、東部沿岸の内浦では50cm前後であった（p542）。
1993.2.7 平成5年2月7日	能登半島北方沖 (M6.6)	※1：輪島に小津波(最大波高26cm）あり。 ※3：表181-1に能登半島沖の津波の最大振幅を示す。【最大振幅】 金沢港：32cm、輪島港：51cm、輪島：25cm、宇出津港：18cm
1993.7.12 平成5年7月12日	北海道南西沖 (M7.8)	※1：津波は日本海沿岸各地を襲った。 ※3：表182-2に北海道南西沖津波の最大振幅を示す。【最大振幅】 金沢港：57cm、輪島港：188cm、輪島：74cm、宇出津港：58cm ※6：津波は渡島半島西岸にも大被害をもたらし、さらに日本海全域に波及し、北海道から九州に至る各地、韓国、ロシア沿海州などで浸水、漁船流失などの被害が出た。
2007.3.25 平成19年3月25日	能登半島沖 (M6.9)	※5：珠洲と金沢で0.2mの津波。

文献一覧
※1：最新版日本被害地震総覧[416]-2001/宇佐美龍夫(2003.4.15),東京大学出版会
※2：日本被害津波総覧/渡辺偉夫(1985.11.25),東京大学出版会
※3：日本被害津波総覧【第2版】/渡辺偉夫(1998.2.25),東京大学出版会
※4：加賀藩史料(金沢市立玉川図書館近世史料館)
※5：理科年表 第84冊(平成23年)/国立天文台(2010.11),丸善
※6：地震の事典/宇津徳治(1987),朝倉書店
※7：西保村史/伊藤和吉(1960),輪島市西保公民館
※8：加賀市史〈通史下巻〉/加賀市・加賀市史編纂委員会(1979.10),加賀市
※9：橘立町史/橘立町史編集委員会(1997.3),橘立町史編集委員会
※10：輪島町史＜復刻版＞/(1984)
※11：歴史津波-その挙動を探る-/羽鳥徳太郎(1977.5.1),海洋出版株式会社
※12：日本付近のM6.0以上の地震および被害地震の表 1885年～1980年,東京大学地震研究所彙報 Vol.57
※13：月刊海洋科学　日本海中部地震津波/三好寿ら(1984.9.1),海洋出版株式会社
※14：続古地震　実像と虚像/萩原尊禮(1989.3),東京大学出版会
※15：日本中世気象災害史年表稿/藤木久志編(2007.11),高志書院
※16：新収日本地震史料第1巻/東京大学地震研究所編(1981.3),東京大学地震研究所
※17：新収日本地震史料第3巻/東京大学地震研究所編(1983.3),東京大学地震研究所
※18：新収日本地震史料第4巻/東京大学地震研究所編(1984.3),東京大学地震研究所
※19：新収日本地震史料第5巻/東京大学地震研究所編(1985.3),東京大学地震研究所
※20：新収日本地震史料補遺/東京大学地震研究所編(1989.3),東京大学地震研究所
※21：新収日本地震史料続補遺/東京大学地震研究所編(1993.3),東京大学地震研究所
※22：石川縣史第5編/石川県編(1974),石川県図書館協会
※23：石川県現代篇(4)/石川県編(1972),石川県
※24：寛保津波に関する記事/北國新聞ホームページ(2011.8.17)

２ 社会的要因とその変化

地震・津波災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。
被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

（1） 生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

（2）町民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。

このため、いったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。

（3）交通機関の発達

自動車保有台数は、急速に増加してきているが、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因になるとともに、自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

（4）新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

（5）情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第４節　津波浸水想定調査における地域の危険性

１　想定される津波の適切な設定

国、県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

２　総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

（１）発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル２津波）

（２）最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル１津波）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

３　津波浸水想定調査

東日本大震災では、大津波の発生により甚大な被害が発生したことから、県では、平成23年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年８月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

（1）想定した津波

ア　断層位置図

平成28年度津波浸水想定断層位置図

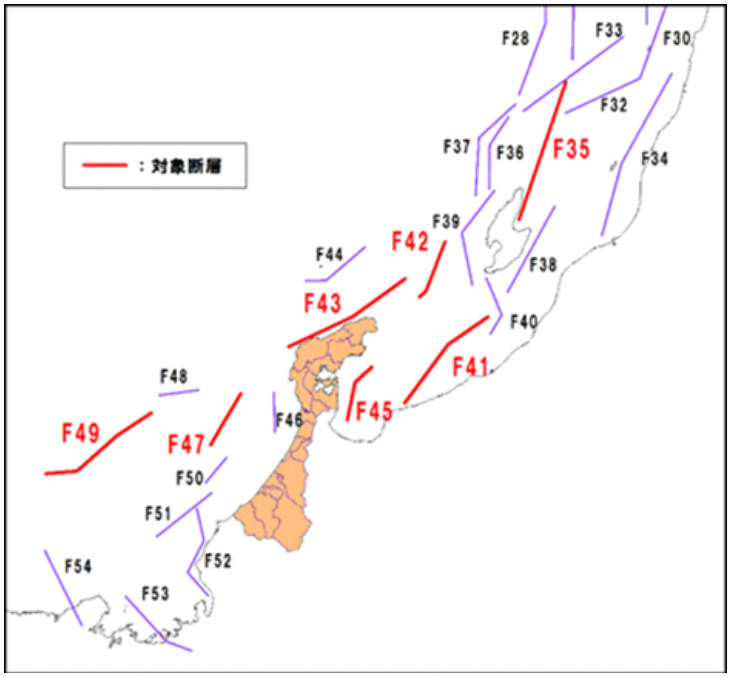

＜参考＞ 平成23年度津波浸水想定断層位置図

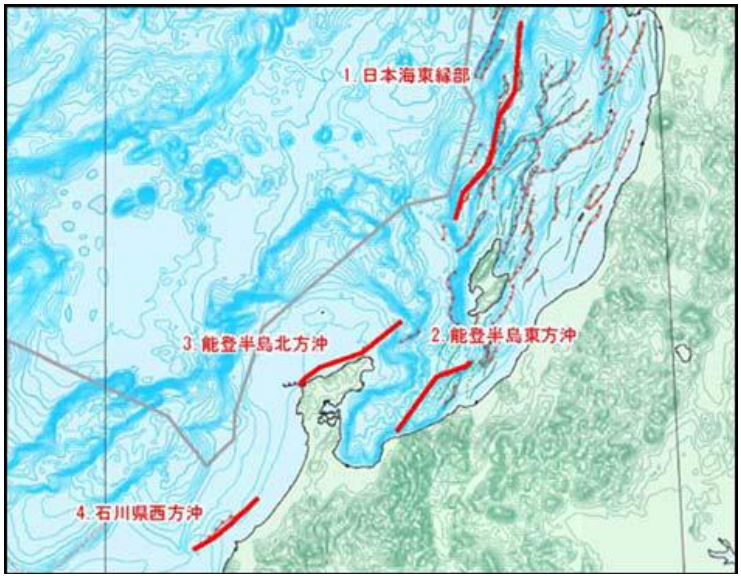

イ　断層の設定条件

平成28年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	㎞	㎞	m
F35	7.58	99.1	19.2	4.59
F41	7.60	85.6	22.7	4.66
F42	7.28	55.8	17.7	3.10
F43	7.57	94.2	19.7	4.50
F45	7.18	42.6	18.3	2.77
F47	7.12	42.5	15.8	2.59
F49	7.39	87.3	14.5	3.56

※平均すべり量：地震により断層がずれ動く距離

＜参考＞平成23年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	㎞	㎞	m
日本海東縁部	7.99	167.0	17.32	12.01
能登半島東方沖	7.58	82.0	17.32	5.94
能登半島北方沖	7.66	95.0	17.32	6.76
石川県西方沖	7.44	65.0	17.32	4.62

（2）津波浸水想定結果の概要

ア　能登町の浸水面積（㎢）

	平成28年度			（参考）平成23年度			増減		
	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計
能登町	1.67	1.76	3.43	1.80	1.98	3.78	▲0.13	▲0.22	▲0.35

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

イ　能登町の最大津波高、最大津波の到達時間、影響開始時間

	最大津波高（m）			最大津波到達時間（分）	影響開始時間（分）
	平成28年度	平成23年度	増減	平成28年度	平成28年度
能登町	9.6	12.6	▲3.0	10	2

※影響開始時間は、海岸付近の海域で20㎝の海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

ウ　断層ごとの津波シミュレーションの概要

【Ｆ35】

・日本海東縁部で発生した津波は、日本海側に広く伝播するが、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
・影響が大きいのは、志賀町、輪島市、珠洲市で、1.7m～8.2m（珠洲市真浦地区）の津波が到達する結果となった。

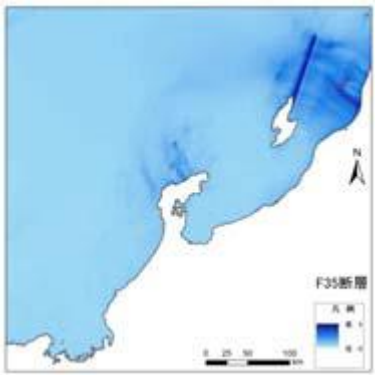

【Ｆ41】

・能登半島東方沖で発生した津波は、能登内浦へ向けまっすぐ伝播し、遠浅の地形により波が収斂し高くなる。また、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように外浦へと伝播する。
・羽咋市から七尾市にかけて能登地域全体で影響が大きく、1.0m～20.0m（珠洲市小泊地区）の津波が到達する結果となった。

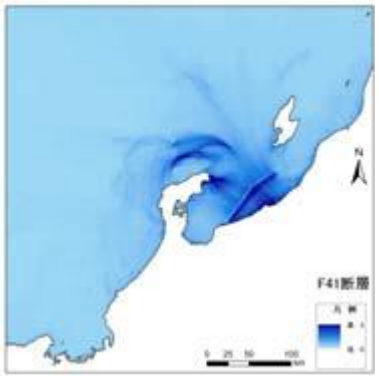

【Ｆ42】

・能登半島珠洲沖で発生した津波は、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
・加賀市から宝達志水町、輪島市、珠洲市で影響が大きく、1.6m～8.0m（輪島市深見）の津波が到達する結果となった。

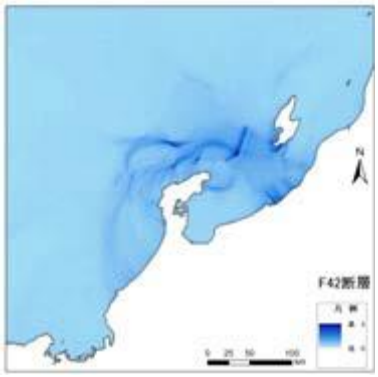

【Ｆ43】

・能登半島北方沖で発生した津波は、能登半島北部沿岸に近接しており、短時間で到達する。他地域には、波が回り込む形で伝播し、到達する。
・加賀市から穴水町にかけて広く伝播し、1.7m～6.3m（志賀町百浦）の津波が到達する結果となった。（舳倉島の一部では9.4m）

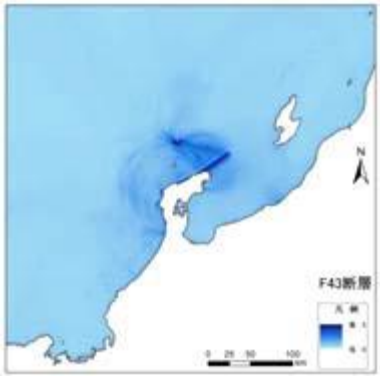

【Ｆ45】

・富山湾西部で発生した津波は、能登半島東部沿岸に近接しており、能登内浦に短時間で到達する。
・能登町から七尾市にかけて影響が大きく、0.7m～7.8m（七尾市下佐々波）の津波が到達する結果となった。

【Ｆ47】

・能登半島西方沖で発生した津波は、加賀から能登外浦に伝播し、到達する。
・白山市から志賀町にかけて影響が大きく、1.6m～3.8m（内灘町白帆台、かほく市白尾）の津波が到達する結果となった。

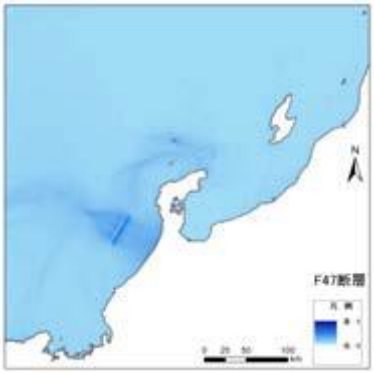

【Ｆ49】

・石川県西方沖で発生した津波は、加賀から金沢地域に向けて伝播し、到達する。
・加賀市から羽咋市にかけて影響が大きく、1.9m～4.9m（加賀市橋立）の津波が到達する結果となった。

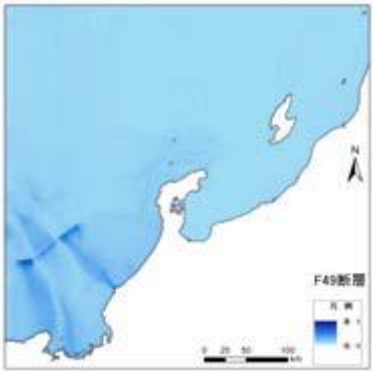

４　津波災害に備える対策

平成28年度に実施した津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定調査では、７カ所の断層により発生する津波の重ね合せの浸水面積は47.45㎢となった。

また、Ｆ43断層やＦ45断層を波源とする津波は、陸に近い位置で発生するため、短時間での津波到達が予測されたところである。

上記の津波浸水想定調査の結果を踏まえ、町及び防災関係機関は、津波災害に対する予防対策として、町民、防災関係機関及び都市基盤の防災力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を時系列に沿って分類・整理したうえで、適時・的確に応急対策を講じる体制を整備する。

さらに、被災者の利便に配慮した復旧・復興を目指すものとする。

なお、今回の想定結果を超える事態が発生するおそれがあることにも十分留意し，想定を超える津波にも対応できるよう、十分な備えが必要である。

第２章　津波災害予防計画

第２章　津波災害予防計画

津波から町民の生命と財産を守り、安全で安心な町土づくり実現のために、町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じるものとする。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進し、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

第１節　防災知識の普及

総務課・教育委員会事務局・消防機関

１　基本方針

津波災害対策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、町及び防災機関は平素から防災関係機関職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、町民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識をもった津波に強い町民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

なお、町は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

【 体 系 】

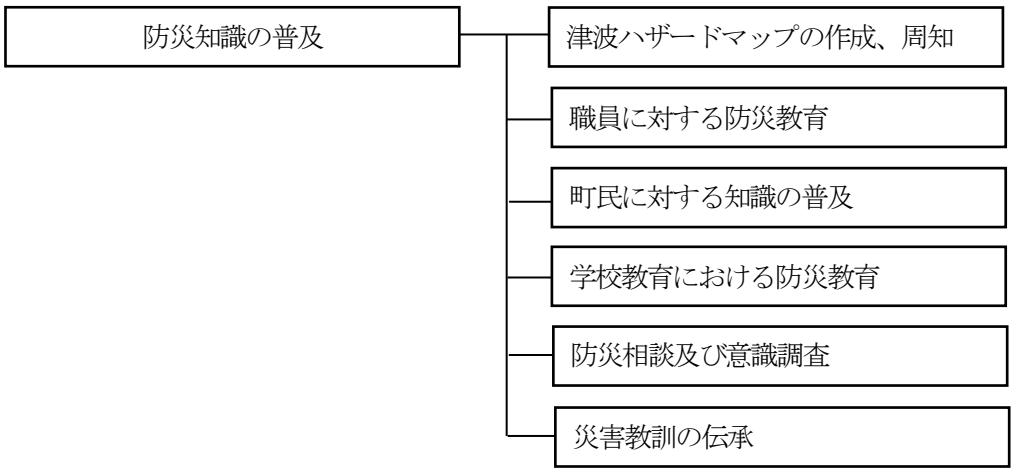

２　津波災害警戒区域の指定、津波ハザードマップの作成、周知

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難態勢の整備に努めるものとする。

町は、津波災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

このほか町においては、県の示す津波災害警戒区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。

３　職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、津波発生時における迅速かつ的確な判断力を養い防災活動に円滑を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

（１）教育内容

○町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
○津波災害についての知識及びその特性
○防災用資機材の使用方法に関する知識及び技術
○緊急輸送道路及び防災施設の周知
○防災関係法令の運用
○地域の地震・津波災害等の危険度
○その他津波対策に必要な事項

（２）教育の方法

○防災訓練
○説明会、講習会、研修会等の開催
○災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引書の作成配布

４　町民に対する知識の普及

被害を最小限に食い止めるには、津波対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から津波災害について認識を深め、一般町民が防災関係機関と冷静かつ一体的な行動がとれるよう、あらゆる機会を利用して必要な知識の普及を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。

このため、町は、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対してわかりやすい防災情報の発信に努めるとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

（1）普及の内容

○津波災害に関する一般的知識
○津波緊急避難場所、避難施設及び避難路に関する知識及び避難方法
○情報入手の方法
○津波警報等や避難指示等の意味と内容
○要配慮者に対する配慮
○防災関係機関が講じる津波災害対策の内容
○避難指示の発令時に町民及び事業所のとるべき措置
○避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
○災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
○自主防災組織の活動
○地域の地震・津波災害等の危険度
○広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
○家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
○その他津波対策に必要な事項

（2）普及の方法

○広報媒体による普及
・ラジオ、テレビ（ＣＡＴＶ）、インターネット、携帯電話等による普及
・新聞、雑誌による普及
・防災パンフレットや防災に関するテキスト、マニュアル等の印刷物による普及
・津波ハザードマップの活用による普及
・視聴覚機材などのＡＶ教材による防災意識の向上
・広報車の巡回による普及
・図画、作文等の募集による普及
・自主防災組織（町内会・区会）単位による講習会や実地研修等による普及
○社会教育施設の活用を通じた普及
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。(婦人会、成人学級等の社会教育活動の利用等婦人会、成人学級等の社会教育活動の利用)
○その他
・防災訓練
・ＰＴＡ等の集会、会合等の利用
・自動車運転免許の取得時及び更新時の活用による普及
・避難看板の設置による普及
・各地域の標高や想定される津波高、津波到達予想時間の表示等による普及

５　学校教育における防災教育

防災知識の普及は、児童、生徒の発達段階に応じた災害対策に関する教育の徹底を図る。特に、児童、生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動ができるよう実践的な教育を行うとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等についても、学校の教育活動全体を通じて、

継続的な防災教育を推進する。

また、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、以下の点に留意し、学校全体で取り組みを進める。

さらに、大規模津波災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、町、その他関係機関、地域の住民との連携を図り、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災訓練の実施に努める。

児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、津波てんでんこ等、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

（1）教育内容

○津波災害に関する基礎知識
○避難の際の留意事項
○登下校中、在宅中に津波災害が発生した場合の避難の方法
○具体的な危険箇所
○津波緊急避難場所、避難所及び避難路に関する知識、避難方法
○要配慮者に対する配慮
○地域の地震・津波災害等の危険度
○その他津波対策に必要な事項

（2）教育方法

○津波災害対策のための指導計画の作成及び指導
○学校教育活動全体を通じての適切な指導
○町その他防災関係機関と連携を図っての組織的な指導
○ビデオ、スライド、防災映画の上映

６　防災相談及び意識調査

町は、その所管する事項について、住民の津波対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に津波対策の意識調査を必要に応じて実施する。

７　災害教訓の伝承

（1）町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

（2）住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第２節　町民及び事業者等のとるべき措置

総務課・消防機関

１　基本方針

津波災害時における被害及び混乱を防止するため、町民及び事業者等の果たす役割は極めて大きいことから、町民及び事業者等は、自ら防災対策をとり冷静かつ的確な行動をとる。

【 体 系 】

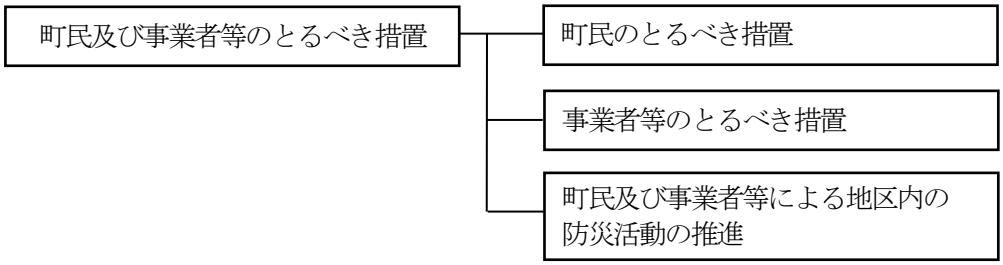

２　町民のとるべき措置

（1）平素から次のことに留意して災害時に備えておく。

平常時の心得	○日ごろから出火防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓。 ・ガソリン、灯油等の危険物の容器及び保管場所に注意。 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食等の点検。
	○消火用具を準備する。 ・消火器を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置。
	○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強
	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置。
	○ブロック塀等の点検補修をする。 ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置。
	○食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）。 ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー。 ・三角巾、ばんそうこうなどの医薬品等。 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品。 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等。 ・自動車へのこまめな満タン給油。

	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認。 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取り決め。 ・「津波てんでんこ」の理解と確認。 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。

（２）地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し落ち着いて行動する。

ア　一般用

津波発生時の心得	○強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ急いで高台などのできるだけ安全な場所に避難する。 ○地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話、防災行政無線、広報車などを通じて入手する。 ○津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

イ　船舶用

津波発生時の心得	○強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注１）退避を行うものとする。 ○地震を感じなくても、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話、無線などを通じて入手する。 ○津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注１　港外：水深の深い、広い海域

３　事業者等のとるべき措置

（１）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講じる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講じる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講じる。 ○防災訓練等の実施及び防災訓練に積極的に参加する。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。

（２）防災計画等の作成上の留意事項

防災計画作成上の留意事項	○県及び町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○防災責任者を選任し、その責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災又は保安等の規定がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用基準（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。 ○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講じる。

（３）津波発生時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止を図る。

津波発生時の心得	○テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災行政無線などで必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り控える。 ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

４　町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　自主防災組織の育成

総務課・消防機関

１　基本方針

津波の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれて十分な活動が行われない場合が予測される。被害を最小限度にとどめるためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、地域住民による自主的な防災活動が重要である。

このため、町は、自主防災組織及び自衛消防組織等の設立及び育成し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

【 体 系 】

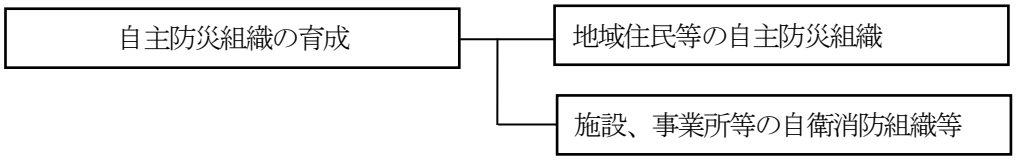

２　地域住民の自主防災組織

町は自主的な防災組織の重要性に鑑みて、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立を促進し、防災計画の作成、防災訓練等の指導を行いその育成を図る。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置を講じるとともに、県からの指導、援助を受ける。

（１）組織の規模

組織活動が円滑に行える程度の規模で、住民の日常生活にとって基礎的な地域として一体性を有する町内会・区会単位とすることが適当である。

（２）組織の編成及び活動内容

地域の実情に応じておおむね次のような組織を編成し、組織の名称、編成及び活動内容等を規約等に定め、活動計画を策定するとともに、これに基づき平常時及び災害時において効果的な防災活動を行う。

組織の編成と分担任務

本　部　班	情報の収集及び伝達、防災広報、防災訓練の計画等
消防・水防班	初期消火、水防活動、消火水防資機材の整備点検等
救出・救護班	負傷者の救出、救護、要配慮者等の保護計画等
避難誘導班	住民の避難誘導、危険箇所等の把握、避難、誘導用具の整備等
給食給水班	給食給水活動、非常食等の備蓄指導、炊き出し、器具の整備点検等

活　動　内　容

平　常　時	○情報の収集伝達体制の確立 ○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○火気使用設備器具等の点検 ○防災資機材の備蓄及び管理 ○地域における避難行動要支援者の把握 ○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立 ○避難路の危険箇所のチェックを含めた維持管理
津波発生時	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援

（３）避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、津波等の災害時には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

（４）漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港・港湾管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方などの地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取り組みを推進する。

３　施設、事業所等の自衛消防組織等

危険物、その他災害発生の危険性が高い物資等を扱っている事業所においては、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者が出入りする施設、事業所においては、津波発生時のパニック等による被害も予想されるため、関係機関で自衛消防組織等の設置義務のあるものは、災害に十分対応できるよう現体制の見直しとその充実強化を指導し、法令による義務付けのないものについては、自発的な自衛消防組織の整備の指導に努める。

第４節　防災ボランティアの活動環境の整備

教育委員会事務局・消防機関

１　基本方針

（1）津波等の災害による被害の拡大防止には、町及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな活動も必要となる。

このため、町及び防災機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に実施できるよう環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する住民の理解促進のための広報活動に努める。

（2）町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

【 体 系 】

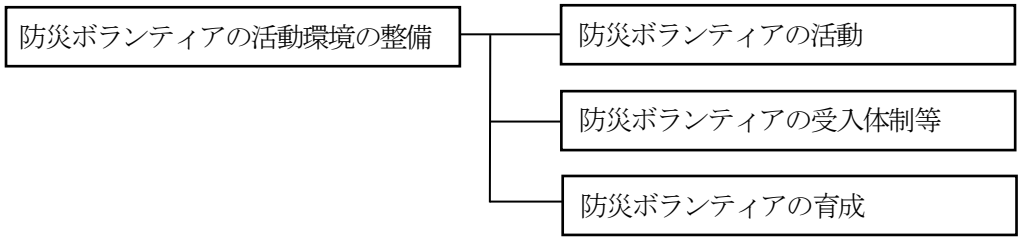

２　防災ボランティアの活動

防災ボランティア活動としては、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊き出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面は次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう町及び県の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

○携帯電話等の通信機器の通信業務
○傷病人の応急手当等医療看護業務
○被災宅地の危険度判定業務
○船舶、特殊車両操縦運転業務
○通訳業務
○その他専門的な技術、知識を要する業務
○その他の業務

３　防災ボランティアの受入体制等

（１）防災ボランティアの柔軟な受け入れ

町は、津波発生時における防災ボランティアを効果的に活用できるよう、事前に氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

（２）災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

町、県及び(公財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

（３）被災宅地危険度判体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

（４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めるものとする。

４　防災ボランティアの育成

（１）防災ボランティアを出動させるにあたっては、津波災害時における行動方法、防災活動を実施する上での知識や技術の習得が必要である。

このため、町及び防災関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士、ＮＰＯ・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

（２）町は、防災ボランティアに関する普及啓発を行い、町民や学生、企業、ＮＰＯ・ボランティア等に積極的に参加を呼び掛ける。

（３）町は、ボランティアの受入や派遣、支援物資の調達などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターの継続的な養成を図る。

（４）町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

第５節　防災訓練の充実

総務課・建設水道課・消防機関

１　基本方針

町は、津波発生時における避難、救助、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能ととなるよう、具体的に計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、特に町民に対して参加を求めて、自主防災組織（町内会・区会）と協力し、津波発生時等の避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後には、その評価及び課題の整理を行い事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

【 体 系 】

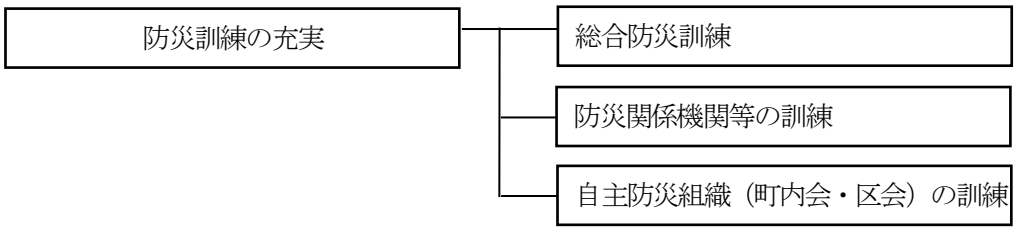

２　総合防災訓練

町は、１年に１回を目途に防災関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ自衛隊等防災関係機関及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬期や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

３　防災関係機関等の訓練

防災関係機関等の訓練は、単独又は共同して災害応急対策に係る訓練を実施する。なお、訓練は各防災関係機関等の実施すべき災害応急対策の内容に応じて、具体的な想定に基づき情報の収集及び伝達、要員の動員、災害対策本部等の設置運営に重点をおいて実施する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

４　自主防災組織（町内会・区会）の訓練

大津波発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。このため、平素から地域住民の自主防災組織（町内会・区会）による情報の収集及び伝達、避難誘導及び応急救護に重点をおいた訓練の実施を指導する。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

第６節　防災体制の整備

全課・消防機関

１　基本方針

津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備充実を図るとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、町は応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、町は、行政庁舎や消防庁舎等それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

【 体 系 】

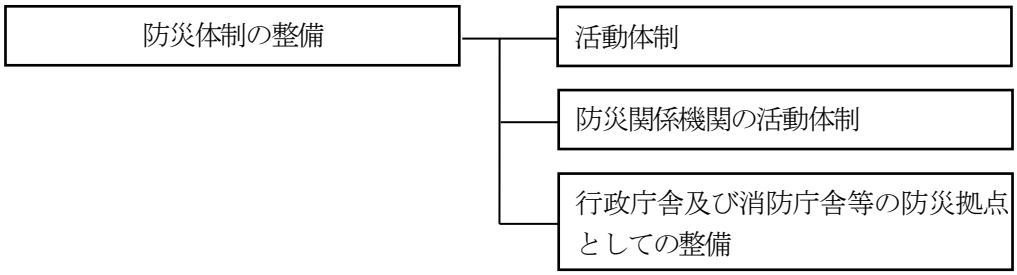

２　活動体制

（１）災害対策本部要員等の確保

町は、大津波が発生した時に町地域防災計画に基づき、災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所（第１順位：能登町役場、第２順位：柳田・内浦総合支所）、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等を明確に定め、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する（資料編マニュアルに記載）。

また、応急対策活動の中枢拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急活動を行う地区拠点の整備を図る。なお、整備に当たっては、県の示す浸水想定区域図等における津波浸水リスクを考慮するものとし、加えて防災拠点機能の維持を図るため、事前に複数の拠点を整備しておくように努める。

（２）国、県との連絡体制等の整備

ア　町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

イ　町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実

施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

（３）災害情報の収集

町は災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

（４）情報発信

町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、町外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア　町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ　町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一次滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ　燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

オ　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

（６）業務継続計画の策定等

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

（７）受援計画の策定等

ア　町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ　町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における

受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

ウ　町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

（８）罹災証明交付体制の確立

町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア　住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ　罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やＧＩＳ、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ　自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ　国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ　民間の調査要員の確保策について検討すること。

また、町は，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し，必要に応じて，発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査･判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

（９）応急仮設住宅の建設地等の事前選定

町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(10) 災害廃棄物の仮置き場の確保

町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

(11) 被災者生活再建支援制度等の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(12) 情報のバックアップ化

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(13) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援及び事業継続マネジメント（ＢCM）の構築支援

町は、事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(14) 事業継続力強化支援計画の策定

町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため，商工会・商工会議所と連携して，事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(15) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業

等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

３　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、大津波が発生した時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等を明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

４ 人材確保方策

町、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第７節　放送設備及び情報通信体制

総務課・消防機関

１　基本方針

町及び防災関係機関は、津波により有線通信が途絶した場合でも、迅速かつ確実な情報の伝達交換を円滑に実施するため、無線通信設備を整備し、転倒防止対策を含めた耐久性の確保及び他ルートの確保等情報体制の確立を図る。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施して、関係機関相互の連絡に積極的に活用し運用の習熟を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

【 体 系 】

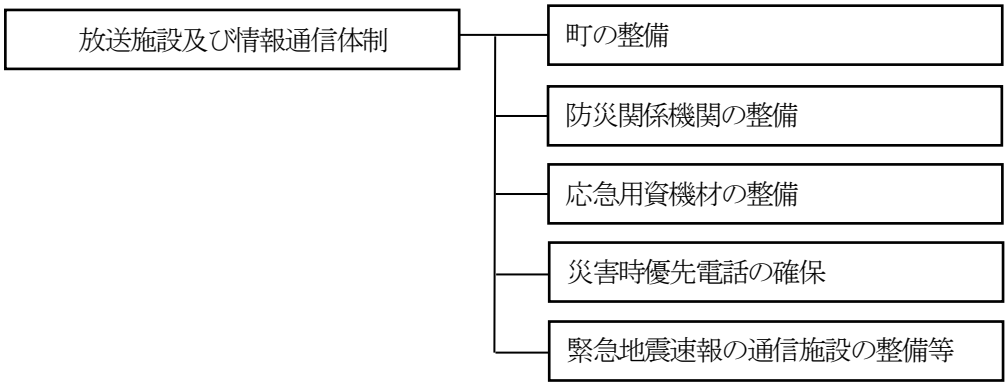

２　町の整備

ア　町は住民等に対して津波発生時における情報の迅速かつ的確な収集、伝達を実施するため、地域の実情に応じて、同報無線通信施設及び災害現地等との通信を確保するための移動無線通信施設の整備拡充をはじめ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（ＶＳＡＴ）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の津波災害に強い通信機器の配備に努める。

イ　町は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

３　防災関係機関の整備

防災関係機関等は、有線放送の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、防災相互通信用無線局の整備を図る。また、消防機関は消防機関相互間の連絡を密にするため、消防無線の共通波を備えた無線局を整備する。

なお、町は、ＮＴＴ等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

４　応急用資機材の整備

町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線等の応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。また、地震災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時平素から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

５　災害時優先電話の確保

町は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

６　緊急地震速報の通信施設の整備等

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるとともに、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

第８節　火災予防

消防機関

１　基本方針

危険物需要の拡大により、地震や津波に伴う火災の被害が大規模、広域化し、津波からの避難に支障を来すことも予想される。このため消防機関の指導強化、警戒体制の確立を図る。

【 体 系 】

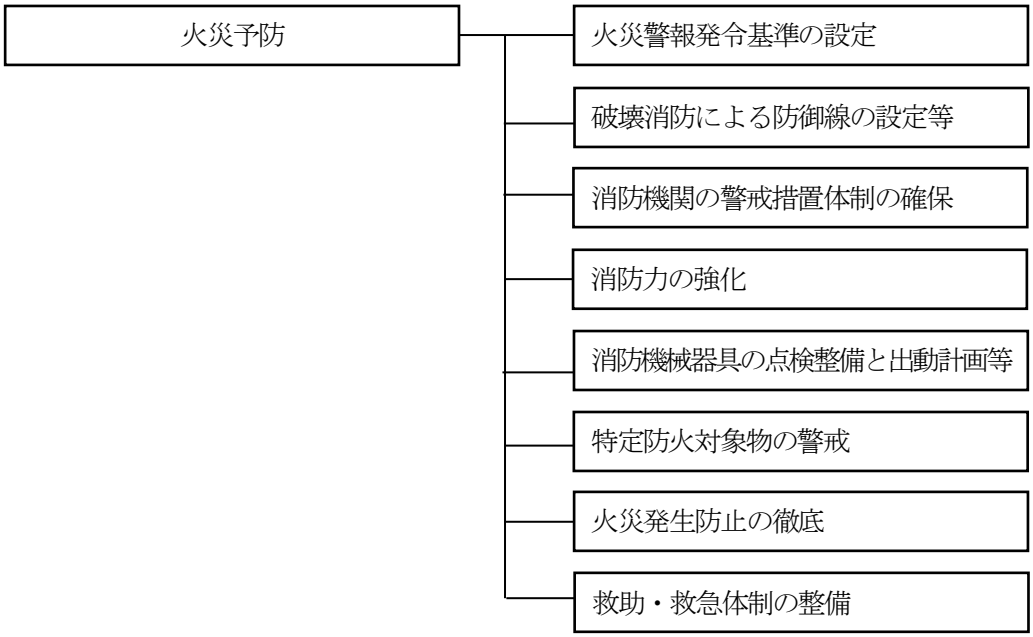

２　火災警報発令基準の設定

奥能登広域圏事務組合長（以下「組合長」という。）は、消防法第22条（昭和23年法律第186号）の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき又は町の地域的気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により火災警報を発令する。

（１）実効湿度が60％以下、最小湿度が40％以下となり、かつ最大風速が７ｍを超える見込みのとき。

（２）平均風速毎秒10メートル以上の風が１時間以上続いて吹く見込みのとき。

（３）その他組合長において必要と認めるとき。

３　破壊消防による防御線の設定等

町長は、火災被害の想定をもとに、破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

４　消防機関の警戒措置体制の確保

消防機関は津波発生時の警戒措置として、次の事項について策定する。

（１）警戒のための組織体制

（２）警戒区分の分掌

（３）警戒出動のための要員出動又は伝達方法

（４）消防無線、防災行政無線、有線放送等の通信体系確保、上水道及び用水路等の水利統制のための要員待機計画

５　消防力の強化

町長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

（１）消防施設装備等の強化

町長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

（２）消防水利の強化

町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

（３）消防団の活性化

町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

（４）関係機関の連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

（５）広域化による消防体制の充実強化

奥能登広域圏事務組合消防本部の消防体制の基盤強化や機能充実を図り、安全で安心できる広域消防を構築し、住民サービスの向上を図る。

６　消防機械器具の点検整備と出動計画等

町長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。

（１）消防機械器具の特別点検整備計画

（２）出動計画等

ア　要員招集計画

消防ポンプ自動車にあっては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ　出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配意するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ｱ) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(ｲ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ｳ) 応援部隊の誘導、配置計画

(ｴ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ　現場水利統制計画

７　特定防火対象物の警戒

消防機関は、木造大規模建築物、危険物製造所等、多量火気使用場所等及び文化財等について、防火管理者及び危険物保安監督者等の協力により、津波発生時における警戒措置がとれるようあらかじめ協議のうえ所要の警戒計画を定める。

８　火災発生防止の徹底

町及び消防機関は、津波発生時において地域住民に火災発生防止の徹底を図るため、次の措置を講じる。

（１）予防広報等（宣伝広報車の巡回）

（２）特別予防査察

９　救助・救急体制の整備

（１）救助機材の整備

ア　町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ　家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェンソー等の救助資機材の整備を図る。

（２）体制の整備

ア　町及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼度を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ　町長は、津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ(患者識別票)の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資器材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用を図る。

第９節　水害予防

消防機関

１　基本方針

津波発生時は人的被害防止を最優先とするため、水防活動に従事する者の安全確保を図ったうえで、津波発生後（津波警報解除）の豪雨又は高潮・高波による二次災害に対して、次の措置を講ずるほか、能登町水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

【 体 系 】

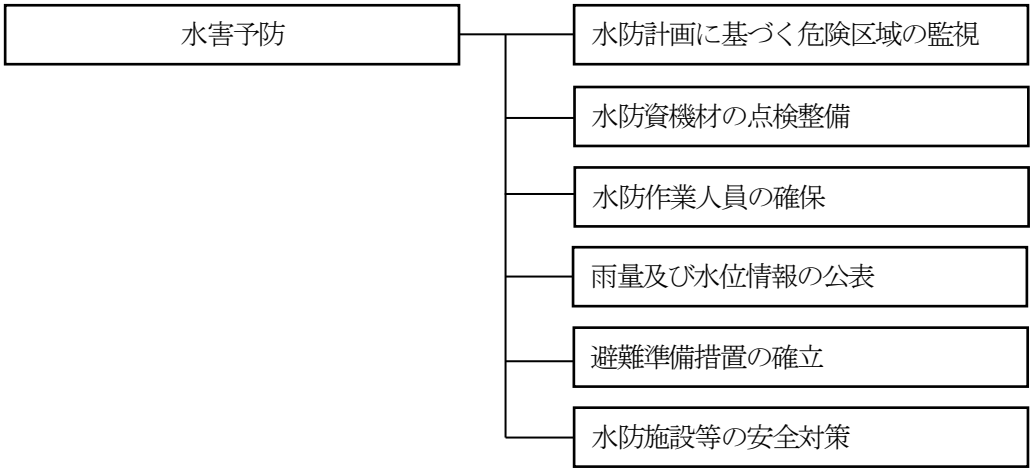

２　水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、能登町水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮し、町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

３　水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、津波発生時に資機材が流出・損傷しない位置に資機材の配備を行い、使用後は直ちに不足分を補充する。

４　水防作業人員の確保

水防管理者は、津波発生に伴って石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、能登町水防計画の定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。

なお、町等の水防管理者は、津波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保を図るよう配慮する。

５　雨量及び水位情報の公表

水防管理団体等は、「石川県河川総合情報システム」等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

６　避難準備措置の確立

町長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は、関係市町の長が行う避難指示等の指示の判断を支援するため、関係市町の長にその通知に係る情報提供をする。

７　水防施設等の安全対策

津波による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。

また、町は、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、常時開放の必要がない水門、陸閘等については、できるだけ閉鎖するように努める。

第１０節　避難体制の整備

総務課・健康福祉課・教育委員会事務局・消防機関

１　基本方針

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、自主防災組織（町内会・区会）等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努めるとともに、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

【 体 系 】

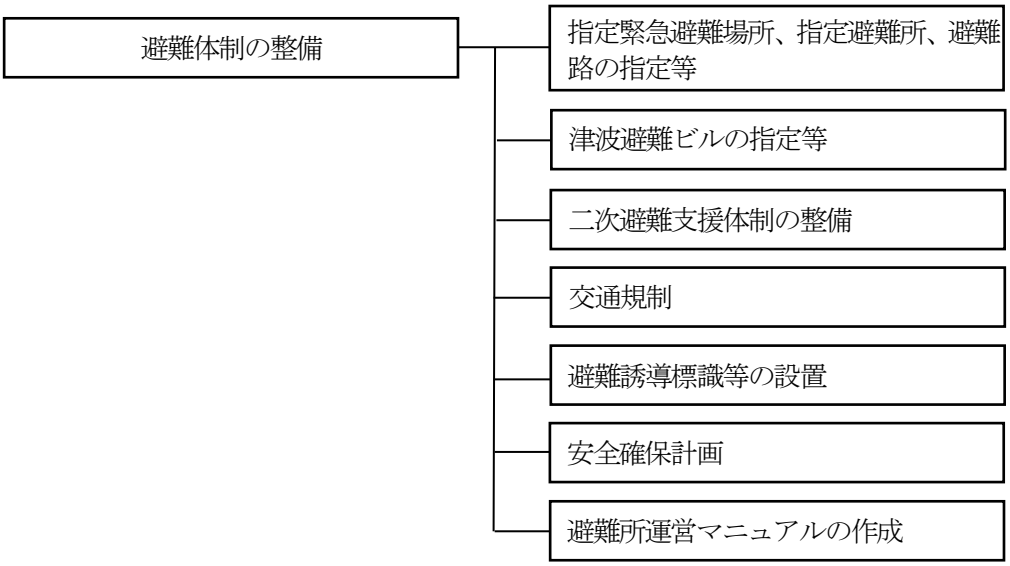

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

町は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定緊急避難

場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、自主防災組織（町内会・区会）等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

（1）指定緊急避難場所

ア　被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

なお、緊急の避難場所として、道路空間が有効な避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。

イ　災害発生時に迅速に避難場所の開放行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ　都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。

エ　下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ｱ) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩及び浸水等の危険性のない所であること。

(ｲ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあっては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い所であること。やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源の二極化、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(ｳ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

（2）指定避難所

ア　避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ　速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。また、すでに指定している避難所が、土砂災害特別警戒区域や津波浸水予測等の見直しに伴い、当該避難所が危険区域内もしくは隣接した場合は避難所の補強・移転を行う。

エ　災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ　火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ　生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、特設公衆電話、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の

整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

キ　避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、Ｗｉ－Ｆｉ等の機器の整備を図ること。

ク　停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ケ　ペット動物の飼育場所等について検討すること。

コ　避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

サ　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

シ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ス　地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

セ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

（３）避難路

町は、次の事項に留意し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。

また、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、低地や河川沿いでの液状化、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

ア　土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

イ　避難路はなるべく幅員が大きく、また、自動車の交通量が少ない道路であること。

ウ　避難路付近に延焼の危険のある建物、多量の危険物等が貯蔵されていないこと。

エ　避難路は相互に交差しないようにすること。

オ　地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

カ　津波や浸水の危険のない道路であること。

キ　冬季の積雪時や夜間でも安全に通行できること。

（４）避難指示の発令基準の策定等

ア　町長は、「能登町避難情報の判断・伝達マニュアル」の避難指示の発令基準により、避難指示を迅速・的確に実施するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

また、町は、首長不在時における発災に備え、避難指示発令に係る代理規程を整備する。

イ　町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

３　津波避難ビルの指定等

町は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね５分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の

構築に努める。

４　二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

５　交通規制

警察に対して、津波発生時の住民等の円滑な避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施する等交通混乱の防止を要請する。

６　避難誘導標識の設置

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、町内会、区会、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

７　安全確保計画

（１）町

ア　町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

イ　地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあ

たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

ウ　町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

エ　町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

オ　高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

カ　町は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

（２）児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、町長、ＰＴＡ等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水、医薬品等の調達等についても定めておく。また、平素からこの計画に基づく訓練を実施し避難に万全を期す。

（３）事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場及び事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、設備等の定期確認や津波避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに訓練等を実施し、津波発生時における避難に万全を期す。

８　避難所運営マニュアルの作成

町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルにより運用をする。

第１１節　要配慮者の安全確保

総務課・健康福祉課・教育委員会事務局・消防機関

１　基本方針

津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が犠牲になるケースが多く、今後も要配慮者の数が益々増加することが予想される。

このため、町及び社会福祉協議会等の関係機関は、要配慮者の安全確保のため以下の事項についてより一層の対策を行う。

【 体 系 】

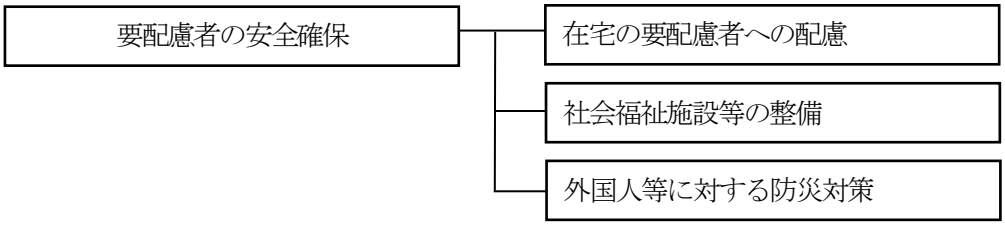

２　在宅の要配慮者への配慮

（１）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア　町は、防災関係部局や福祉関係部局など関係部局との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ｱ) 名簿に登載する者の範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

○75 歳以上の独り暮らしの人
○要介護度２以上の認定者
○身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由（１．２級）、視覚・聴覚障害（１．２級）に該当する人
○精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者
○療育手帳（A）所持者
○上記の他、自力での避難が困難で支援を希望する人

(ｲ) 名簿作成に必要な情報の収集

町は、名簿作成にあたり、能登町個人情報保護条例(平成17年３月１日条例第11号)第９条第１項第３号の規定に基づき、福祉担当部局において把握している次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために内部利用する。

○住民登録基本台帳
○要介護・要支援認定台帳
○身体障害者更生指導台帳
○精神障害者保健福祉交付台帳
○療育手帳交付台帳

(ｳ) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

○氏名	○生年月日
○性別	○住所又は居所
○電話番号その他の連絡先	○避難支援を必要とする事由

イ　名簿情報の提供

町は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害の発生に備え、避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難支援等の実施に携わる以下の関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供する。

なお、平常時から名簿情報の提供を行うことについて、本人の同意が必要となる。

○能登消防署	○珠洲警察署
○町福祉担当部局	○町民生委員・児童委員
○町社会福祉協議会	○町内会組織
○能登町消防団	○自主防災組織

ウ　避難行動要支援者名簿の管理

(ｱ) 情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、避難支援等関係者は守秘義務を厳守し、守秘義務の遵守に努めるものとし、避難行動要支援者名簿を保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、情報の適正管理を徹底する。

(ｲ) 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(ｳ) 町は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させる。

エ　避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

（2）避難行動要支援者の個別避難計画の策定等

ア　町は、防災関係部局や福祉関係部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

特に、町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。

イ　町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ　町は、災害対策基本法第49条の15に基づき、災害の発生に備え、避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難支援等の実施に携わる以下の関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を提供する。

○能登消防署	○珠洲警察署
○町福祉担当部局	○町民生委員・児童委員
○町社会福祉協議会	○町内会組織
○能登町消防団	○自主防災組織

エ　町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（3）情報伝達体制の整備

ア　要配慮者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、町は、告知放送設備のほか、有線放送、電話連絡、広報車等様々な手段を確保し、要配慮者へ避難指示の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、電子（携帯電話・パソコン）メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

イ　発令された避難指示が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

ウ　町は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進める。

（4）防災知識の普及、啓発及び防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

（5）防災マップの作成

町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

（6）避難行動要支援者避難支援マップの作成

町は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

（7）福祉避難所の指定

町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じていること。

イ　災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ　主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

エ　医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（８）二次避難支援体制の整備

町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

（９）避難後の支援対策

町は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(10) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

３　社会福祉施設等の整備

（１）防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針や町の地域防災計画等に基づき、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等と連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所（園）の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

（２）防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に施設を立地するよう努めるものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備を図るとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫するものとする。

（３）防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や津波発生時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、津波発生時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

４　外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、以下の防災環境づくりに努める。

（１）避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

（２）町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

（３）多言語による防災知識の普及を推進する。

（４）外国人等の防災訓練への参加を推進する。

（５）地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第１２節　緊急輸送体制の整備

建設水道課

１　基本方針

津波による災害が発生した場合、災害応急対策実施要員又は物資等の緊急輸送の迅速な確保を図るため、道路管理者は、措定津波による浸水範囲を考慮したうえで、緊急輸送道路を選定してその整備を図る。

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点の確保を図るとともに、道路の損傷等により陸上輸送が困難となる事態に備えて、県消防防災ヘリコプター等による空からの輸送を確立するため、県と連携して臨時離着陸場の適地を把握し緊急事態に備えるとともに、海上からの輸送を確立するため船舶の確保、港湾及び漁港の整備を図る。

また、町は、関係機関と協議の上、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

【 体 系 】

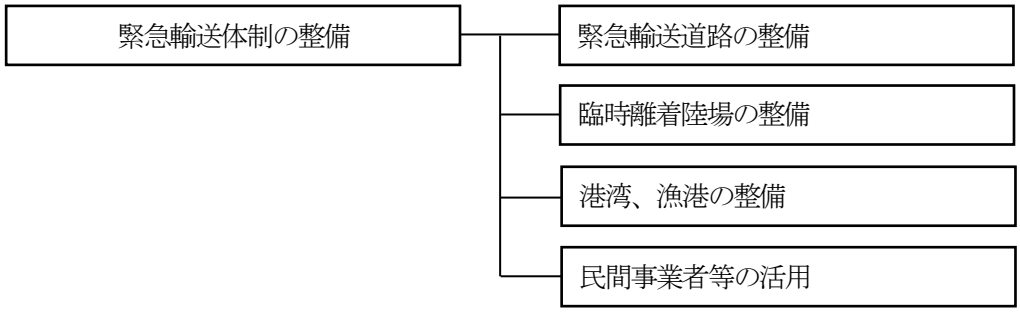

２　緊急輸送路の整備

県の緊急輸送道路ネットワークの選定及び整備については、次のとおりである。

区　分	県設定基準	町内における路線名	接続する主な施設
第１次緊急輸送道路	・初動体制の確保 ・地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	・国道 249 号 ・主要地方道宇出津町野線 （宇出津地内～上町地内） ・主要地方道内浦柳田線 ・主要地方道珠洲穴水線 （当目地内～柏木地内）	能登町役場 能登空港 宇出津港 内浦総合支所 緑地管理センター （藤波）
第２次緊急輸送道路	・飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	・主要地方道宇出津町野線 （上町地内～輪島市境）	町立柳田小学校 柳田総合支所
第３次緊急輸送道路	・復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	・主要地方道能都内浦線 ・主要地方道珠洲穴水線 （柳田地内～当目地内）	公立宇出津総合病院 総合運動公園（九里川尻） 町立松波小学校 町立松波中学校 小木港

３　臨時離着陸場の整備

町長は、平坦堅固な地面で周囲に発着の障害物がない広場等で、災害応急対策を実施するうえで主要拠点となる場所を選定し、当該施設の管理者と協議して安全に離着陸できる空地の確保と周囲に障害となるものが生じないようにする。

４　港湾、漁港の整備

港湾管理者は、人員、物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化するとともに、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。

また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

５　民間事業者等の活用

（１）町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

（２）町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

（３）町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第１３節　医療体制の整備

宇出津総合病院・健康福祉課

１　基本方針

地震・津波発生時には、家屋の浸水、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、住民の生命と安全を守るため迅速な医療救護が要求される。

このため、町は県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備を図る。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から震災・津波の発生に備える。

【 体 系 】

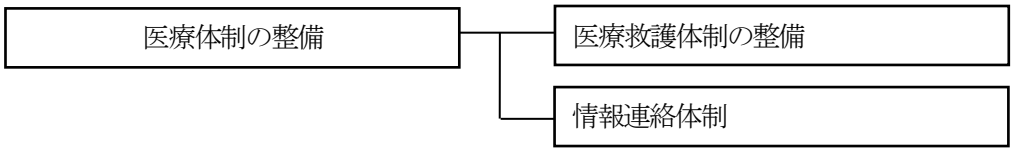

２　医療救護体制の整備

（１）町は地域の実情に合わせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で医療救護班の編成が不可能な場合は、広域圏等で編成を検討する。

（２）医療救護班編成にあたっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得るものとし、必要な協定を締結しておく。

（３）医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、補助者（運転手、連絡員）を１班とするよう編成し、できるだけ薬剤師１名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。なお、町で編成した医療救護班については県へ報告し、変更した場合も同様とする。

（４）町長は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

（５）町長は、震災・津波発生時に重症患者等の処置及び収容を行う病院を指定しておく。

（６）町長は、震災・津波が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備を図るとともに常に点検を行っておく。

（７）町長は、避難所における救護所の設置について、当該管理者と協議しておく。

（８）町長は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報等の収集方法を定めておく。

３　情報連絡体制

（１）医療救護活動に係る情報連絡体制

町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

（２）災害時通信手段の確保

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線等の複数の通信手段の整備に努める。

第１４節　健康管理活動体制の整備

健康福祉課・関係機関

１　基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から津波の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、町民自身の健康管理意識の向上に努める。

【 体 系 】

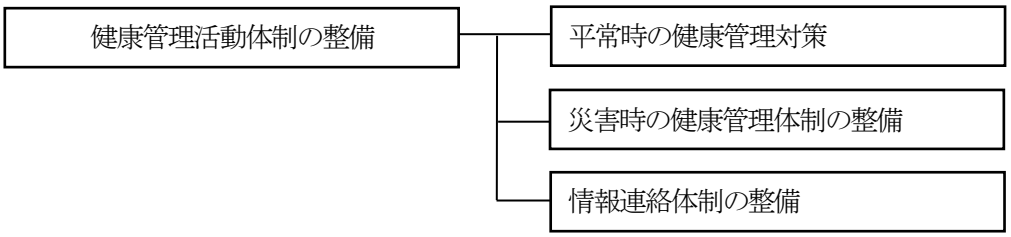

２　平常時の健康管理対策

（１）町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。

（２）町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。

（３）町民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

３　災害時の健康管理体制の整備

町は、保健医療行政の指揮調整機能等の確保や、被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

４　情報連絡体制の整備

町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第１５節　こころのケア体制の整備

健康福祉課・関係機関

１　基本方針

津波発生時には、家屋の浸水、道路の損壊等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩し、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、町は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、津波発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

【 体 系 】

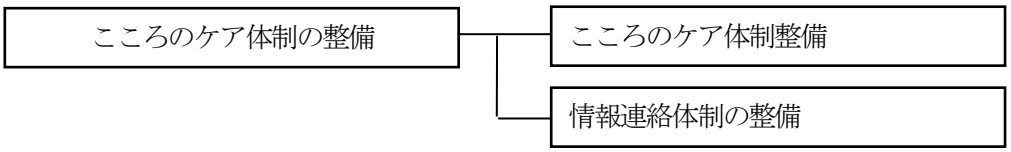

２　こころのケア体制整備

（１）町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。

（２）町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、津波発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

３　情報連絡体制の整備

町は、県及び精神科医療機関と連携し、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動要領」等を踏まえながら、石川ＤＰＡＴの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第１６節　食料及び生活必需品等の確保

総務課・農林水産課

１　基本方針

住宅の被害等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町及び事業所等は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、震災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

【 体 系 】

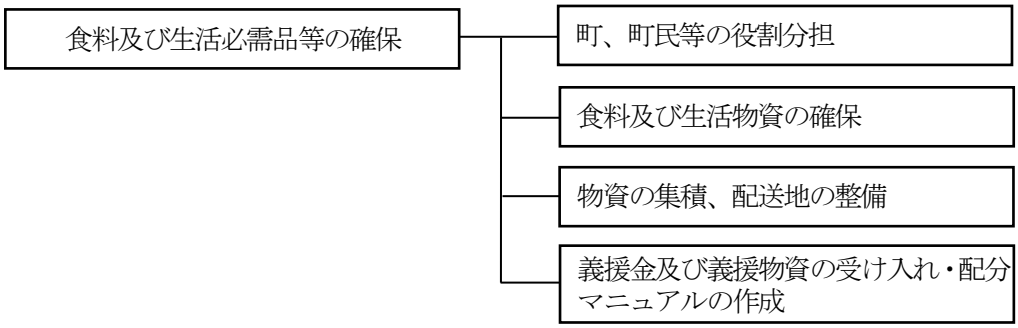

２　町、町民等の役割分担

（1）町は被災住民に給与する食料、生活物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備を図る。

（2）町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに、個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、被害を最小限度に抑止するための防災体制の構築を図る。

（3）事業所等は、地震発生に備えて従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄を図る。

（4）町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

３　食料及び生活物資の確保

町は、地震被害想定等を参考として、非常食の備蓄を図る。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、スーパー等関係業界と協定を締結するなど、震災発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

４　物資の集積、配送地の整備

町は避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

（１）町は、災害時においては、道の駅「桜峠」を物資輸送拠点として使用するものとする。

（２）町は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。

（３）町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

５　義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第１７節　積雪・寒冷対策

建設水道課・教育委員会事務局・健康福祉課

１　基本方針

町は、積雪・寒冷期に津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害と比べて、避難路、避難場所等の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。

【 体 系 】

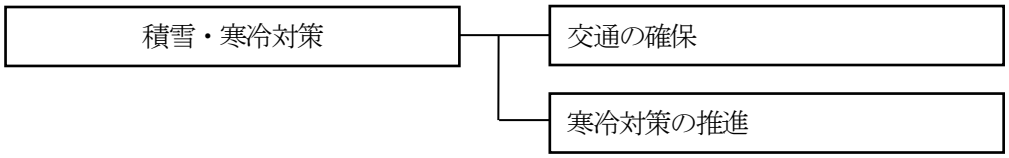

２　交通の確保

町は、路線の重要性、交通量及び除雪の可能度等を勘案し、「石川県雪害対策実施要綱」並びに町除雪計画により計画路線の確保を図る。また、生活道路の確保のため、除排雪について町内会等の協力を得て適期にこれを行う。

３　寒冷対策の推進

（１）積雪期における避難路、避難場所等の確保

町及び防災関係機関は、流雪溝等の融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保を図る。

（２）避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄を図る。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、発電機等の備蓄を図る。

（３）被災者及び避難者対策

町は被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第１８節　建築物等災害予防

総務課・建設水道課・教育委員会事務局・消防機関

１　基本方針

町は、津波に強いまちづくりを行うにあたって、公共建築物、一般建築物の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図ることとし、関係団体の協力のもとに津波に対する建築物の安全性を一層高め、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

【 体 系 】

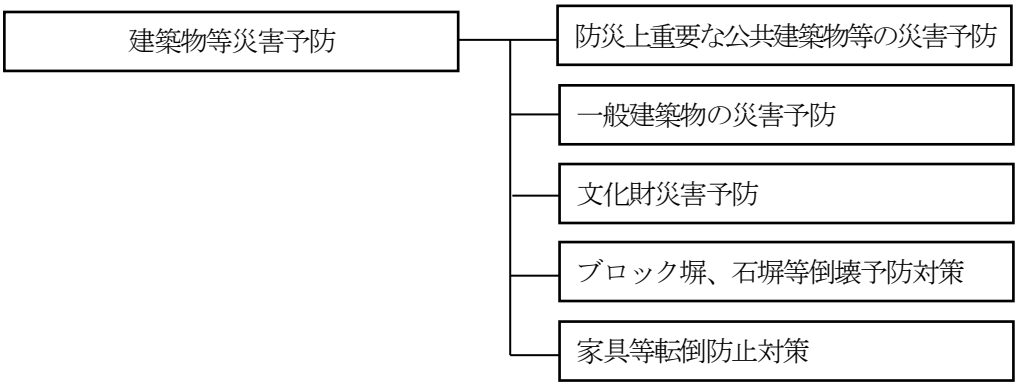

２　防災上重要な公共建築物等の災害予防

津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、町は、次の公共建築物等については一層の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努めるとともに、中長期的には浸水の危険性の低い場所への誘導を図る。

ただし、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、早急に必要な措置を講ずるよう努める。

また、（２）に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図る。

（１）避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

（２）災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建物等

３　一般建築物の災害予防

町及び施設管理者は、文化施設等不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

４　文化財災害予防

（１）美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐震・耐火性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管するよう工夫する。

（２）事前対策

ア　未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ　津波対策

町又は町教育委員会は、文化財の津波被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。

ウ　民間団体との連携

町又は町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

５　ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。

６　家具等転倒防止対策

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を図るためには、地震動による家具等の転倒被害を防止する必要があることから、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを住民に周知し、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

第１９節　公共施設災害予防

総務課・建設水道課・農林水産課

１　基本方針

津波発生時に水道、電力、電信電話等の施設が被災しその機能の継続が困難な場合は、災害応急対策の実施に重大な支障をきたすおそれがあり、また、日常生活に大きな影響を与えるので、各公共施設の管理者等はこれら施設の被害防止を図る。

また、道路、公園等は、緊急時における避難場所としての活用可能性も有している。

このため、津波に強いまちづくりを行うにあたっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

また、被害が生じた場合は迅速かつ円滑に対応できる動員体制を確立する。

【 体 系 】

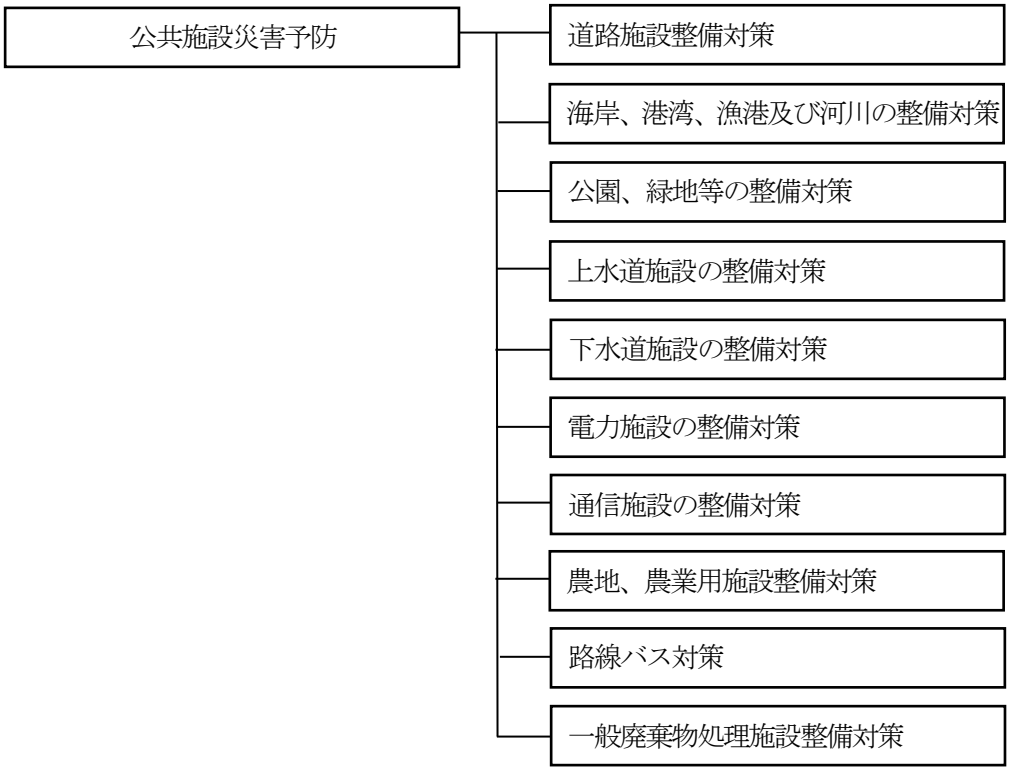

２　道路施設整備対策

道路管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止し、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてのその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次耐震工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靭な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し道路機能の確保を図る。

さらに、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相

互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。

（1）道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震・津波への対応力の高い強靭な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

地震・津波により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板などの施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これら災害が想定される箇所に対しては、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施し、災害時に孤立化のおそれがある地区においては、避難や救援に必要な道路の整備等に努める。

また、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用について考慮するものとする。

（2）橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して緊急性の高いものから落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設にあたっては、最新の仕様を準用し耐震橋梁を建設する。

（3）隧道の整備

隧道の安全点検を行い、耐震補強対策の必要とされるものについて、順次耐震補強工事を実施する。

（4）信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

3　海岸、港湾、漁港及河川の整備対策

津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

（1）海岸、港湾及び漁港の整備

ア　海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図ることとする。

イ　人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震強化岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備する。

（2）河川の整備

津波発生時においては、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により機能低下のおそれがある箇所については、耐震性を考慮した改築、補強等の整備を促進するとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4　公園、緑地等の整備対策

震災時において公園、緑地、緑道等の果たす役割は、津波により、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防・医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地等として活用できるため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進すると

ともに、震災時における地域防災拠点施設としての整備を図る。

（１）公園、緑地等の整備

公園、緑地等市外地域内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。なお、避難場所となる公園、緑地については、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

（２）耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高くかつ実施可能な施設から順次耐震対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については耐震性を配慮して整備する。

（３）地域防災拠点施設の整備

津波発生時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、耐震貯水槽、臨時着陸場、放送設備等の施設整備を図る。

５　上水道施設

水道は飲料水等の供給用として、また、消火活動を迅速かつ的確に実施する上で極めて重要であるので、水道事業者は地震や津波等災害による断水を可能な限り防止するとともに、次のとおり水道施設の機能確保を図る。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（１）導送配水管

断水区域を極力最小限にくい止めるため、幹線の耐震化及び配水管総合連絡等の整備を順次推進するほか、新設及び更新にあたっては地質地盤の状況を把握し安全性の強化を図る。

（２）浄水場施設等

浄水場施設等については、塩素ガス施設に対する緊急遮断弁の設置、弱体構造の接続部分及び配水地の耐震補強及び各種機器の転倒防止等を図る。

６　下水道施設

住民の安全で衛生的な生活環境を確保し、地震や津波による下水道施設の被害防止を図るため、既存下水道施設の津波災害時における防災性の強化や応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、下水道事業者は、施設の新設にあたっては耐震性・耐浪性の確保に努める。なお、下水処理場は海岸近くに位置する場合が多いため、耐津波性能の確保に努める。

（１）管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

なお、管渠の路線は地質や地盤の良好な場所を選ぶことが望ましいが、やむを得ず軟弱地盤不均等な地盤へ敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策の実施や基盤の補強及び均等化を図り、連結部は十分な強度を持たす。

（２）ポンプ場及び終末処理場

ポンプ場及び終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう耐震性の強化を図る。また、「下水道施設計画・設計指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道施設耐震対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

（３）安全の確保

ア　体制面の強化

(ｱ) 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

(ｲ) 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

(ｳ) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

イ　要員の確保

津波災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ｱ) 初動時の要員の確保

(ｲ) 非常招集方法

(ｳ) 応援要請方法

(ｴ) 広報体制等

（4）上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

７　電力施設の整備対策

電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は，倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として，地域性を踏まえつつ，事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた，相互の連携の拡大に努める。なお，事前伐採等の実施に当たっては，町との協力に努める。

（1）設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

津波により浸水する危険のある地域については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への新たな設備の設置については極力避ける。

（2）保安の確保

ア　体制面の強化

(ｱ) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(ｲ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ｳ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ　要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ｱ) 初動時の要員の確保

(ｲ) 非常召集方法

(ｳ) 応援要請方法

(ｴ) 広報体制等

８　通信施設の整備対策

（1）電信電話

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行うものとする。

ア　社員の動員体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要

な動員を円滑に行うため、下記の事項について定めておく。

(ｱ) 初動時駆け付け要員の確保

(ｲ) 社員の非常召集方法

(ｳ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ　災害対策機器の配備

(ｱ) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置（ＫＵ－１ＣＨ）の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置（ＴＺ－４０３）、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置が出動できる体制を確立しておく。

(ｲ) 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車が出動できる体制を確立しておく。

(ｳ) 応急復旧ケーブル

災害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

ウ　電気通信設備の点検

災害に備え、次の設備、資機材の点検を行う。

(ｱ) 電気通信設備の巡回、点検及び防護

(ｲ) 災害対策機器及び車両の点検、整備

(ｳ) 応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配

(ｴ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検確認

エ　システムとしての信頼性の向上

(ｱ) 通信設備の耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。

(ｲ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート化、若しくはループ化に努める。

（２）専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて重要である。特に、災害時における通信手段として最も重要な役割を果たすことが期待されており、各機関は次の点に留意して専用線の確保を図る。

ア　耐震性、耐浪性の強化

局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

イ　伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ　装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ　施設、装備の定期的な点検を実施する。

オ　防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

（３）非常通信

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は免許の条件に関わらず非常通信を実施することができる。このため、そのような事態に備えて次の措置を講じる。

ア　非常通信協議会の拡充強化

イ　非常通信訓練の実施

(ｱ) 全国非常通信訓練
(ｲ) 全国感度交換訓練
(ｳ) 北陸地方非常通信訓練
(ｴ) 石川地区非常通信訓練

（4）防災相互通信用無線局

町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として、各防災機関が開設する防災相互通信用無線局が果たす役割が重要であるため、次の措置を講じる。

ア　防災相互通信用無線局の整備を促進する。
イ　防災相互通信用無線局の訓練を実施する。

（5）Lアラート（災害情報共有システム）

町は、県及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア　Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。
イ　Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

（6）放送

放送は、非常災害時における住民への情報伝達手段としてきわめて有効であるので、災害の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

ア　送信所、構造物の耐震化、耐浪化を図る。
イ　放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐火対策を講じる。
ウ　放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を促進する。
エ　二次災害防止のための防火設備の整備を促進する。
オ　建物、構造物、放送設備等の耐火性等

９　農地、農業用施設整備対策

農地、排水機、樋門、ため池及び水路等の農業用施設の地震・津波による災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、各管理者は平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する。

10　路線バス

路線バスは町内の交通にとって重要な輸送手段であり、震災・津波災害によってその機能を失った場合は、町民の生活に支障をきたすおそれがあるので、路線バス事業者は乗客の安全と円滑な輸送確保を図る。

11　一般廃棄物処理施設整備対策

町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備の整備や断水時における機器冷却水等の確保を図る。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第２０節　防災資機材等の整備点検

総務課・建設水道課・農林水産課・上下水道課・
健康福祉課・宇出津総合病院・消防機関

１　基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、それぞれの実情に応じて必要な防災資機材の整備及び物資の備蓄を図る。

【 体 系 】

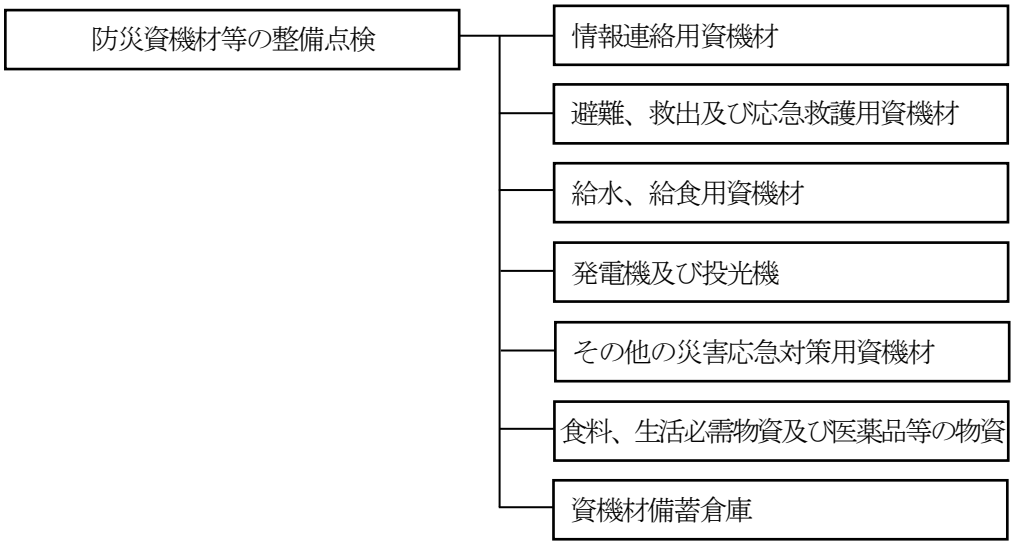

２　情報連絡用資機材

町は災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置及びハンドマイク等の整備を図る。

３　避難、救出及び応急救護用資機材

町及び消防機関は、避難障害物除去、被災者の救出及び傷病者の応急救護のため、チェンソー、エンジンカッター、可動式ウインチ、チェンブロック、救命ロープ、救急医療セット、担架及びテント等の整備を図る。

４　給水、給食用資機材

町は断水世帯への給水、被災者等への給食のための食器、応急給水タンク及び炊き出し用具等の整備を図る。

５　発電機及び投光機

町は、災害現地等における応急活動を円滑にするため、可搬型発電機及び投光機の整備を図る。

６　その他の災害応急対策用資機材

町は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急用資機材の整備増強を図る。

７　食料、生活必需物資及び医薬品等の物資

町は食料、生活必需物資及び医薬品等の物資について、業者等との供給協定等を行い調達体制の確立を図るほか、必要に応じてこれらの物資の備蓄を図る。なお、町は地域住民に少なくとも３日分程度の備蓄を指導する。

８　資機材備蓄倉庫

町は、防災資機材及び物資の適正管理を図るため、必要に応じて資機材備蓄倉庫の整備を図る。

第２１節　危険物等災害予防

消防機関

１　基本方針

地震発生時において、危険物等は直ちに災害の原因となるとともに、津波による流出等により被害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。

このため、津波が発生するおそれがある場合、従業員が避難する際の緊急停止措置等の対応について予防規定等に明記するなど、緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等を通して、津波に対する安全性を高め、災害の防止に万全を期する。

【 体 系 】

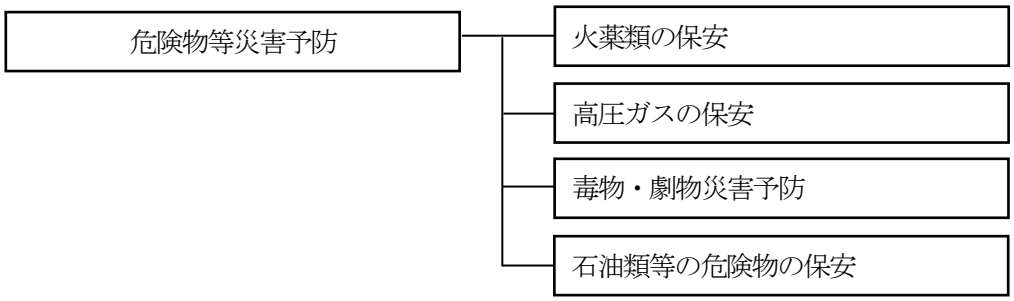

２　火薬類の保安

（１）立入検査及び保安指導の実施

県及び警察等の監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び火薬類の取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア　法令に定める技術基準を遵守するよう指導又は措置命令を行う。

イ　施設設備の欠陥箇所に対する是正と保全監理及び運搬に関する措置を指導する。

ウ　事業者が危害予防規定、保安教育計画の整備を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

（２）火薬庫の所有者が行う危険時の応急措置

近隣の火災その他の事情により火薬庫が危険な状態となり、又は火薬類が何らかの理由により安定度に異常を呈したときは、直ちに次の措置を講じる。

ア　貯蔵火薬類を安全地帯に移す余裕がある場合には、これを移し、かつ、見張り人をつける。

イ　搬送が困難な場合は、火薬類を水中に沈めるなど安全な措置を講じる。

ウ　以上の措置によらない場合は、火薬庫の入り口、窓等を目塗土で完全に密閉し、一方で防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて付近住民に避難するよう警告する。

エ　吸湿、変質、不発、半爆等のために原性能若しくは原形を失った火薬類又は安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

（３）県及びその他機関の緊急措置

災害発生の防止その他緊急の必要がある場合は、次の措置を行う。

ア　製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命ずる。

イ　製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限をする。

ウ　火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

エ　廃棄した火薬類の収去を命じる。

オ　自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対して運搬証明書の提示、及び運搬上の適

否の検査を行う。

カ　その他災害防止のための必要な応急措置命令を発する。

（4）自主保安体制の確立

ア　県は、石川県火薬類保安協会の活動を支援し、自主保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。

イ　消防本部・消防署は、防火指導に当たるとともに、防火管理者による防火設備の保安管理等の徹底を図る。

ウ　事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

（5）関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期す。

3　高圧ガスの保安

（1）立入検査及び保安指導の実施

監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア　県は、法令に定める技術基準又はその後の状況変化に対応する基準に適合するよう指導は措置命令を行う。

イ　県は、対象事業所が施設の耐震性の向上や地震対策マニュアルの整備等を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

ウ　消防本部・消防署は、防火上の必要に応じて、立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導する。

エ　警察は、防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等の調査を実施し、必要事項について指導する。

（2）製造所等が行う危険時の応急措置

ア　製造施設又は消費施設が危険な状態となったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内の高圧ガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。

イ　販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ　前記の措置を講じることができない場合には、従業員又は必要に応じて付近の住民に対して退避するよう警告する。

エ　充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害をほかに及ぼすおそれがないように措置する。

（3）県及びその他機関の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生防止のために緊急の必要があると認められるときは、次の措置を行う。

ア　施設の全部又は一部の使用の停止

イ　製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄、一時禁止又は制限をする。

ウ　容器の廃棄又は所在場所の変更

（4）自主保安体制の確立

ア　県は、高圧ガス保安団体の活動を支援し、自主保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。

イ　防火管理者は、消防本部・消防署の指導に基づいて、防火設備の保安管理等の徹底を図る。

ウ　事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

エ　石川県高圧ガス地域防災協議会は、事故応援活動機関としての防災事業所の充実を図り、防災訓練を通じてその連携強化を図る。

５）関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期す。

４　毒物・劇物災害予防

（１）毒物・劇物貯蔵所の届出

毒物・劇物を貯蔵し取り扱う者は、有毒物質について消防機関に届け出るとともに、貯蔵施設の入り口等に品名、化学的性質を明示する。

（２）立入検査の実施

県及び消防機関は、事業所等に対し、適時立入り調査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防御の指導を行う。

（３）施設の維持

県及び消防機関は、毒物・劇物事業者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

（４）事故措置の徹底

県及び消防機関は、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときは、毒物・劇物事業者及び毒物・劇物取扱い責任者に対し、保健福祉センター、警察署及び消防機関等に届け出させるとともに、危険防止のため危険区域所在者の避難を命じ、立入禁止区域の設定等の応急措置を講じる。

５　石油類等の危険物の保安

（１）立入検査の実施

ア　県及び消防機関は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱い等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。

イ　移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性が大であり、その範囲も県下一円である。この災害を防止するため、消防機関、県、警察及び陸運支局は連絡を密にして立入検査を実施する。

（２）自主保安体制の確立

消防機関及び県は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規定の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

（３）化学消火剤の備蓄と配備

多量危険物施設において、万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるので、施設の所有者等に対して、災害時の処理体制及び化学消火剤の備蓄を指導する。

（４）防災教育

危険物施設関係者に対して関係法令及び災害予防の具体的方法について教育を実施し、安全管理の重要性を認識させるとともに、従業員等に対する防災教育を行うよう指導する。

第３章　津波災害応急対策計画

第３章　津波災害応急対策計画

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのための必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第１節　初動体制の確立

全課・消防機関

１　基本方針

町は災害対策基本法第23条に基づき、津波災害に係る応急対策を実施するうえでの中心的な組織として、災害対策本部を設置するとともにその活動体制を確立する。

【 体 系 】

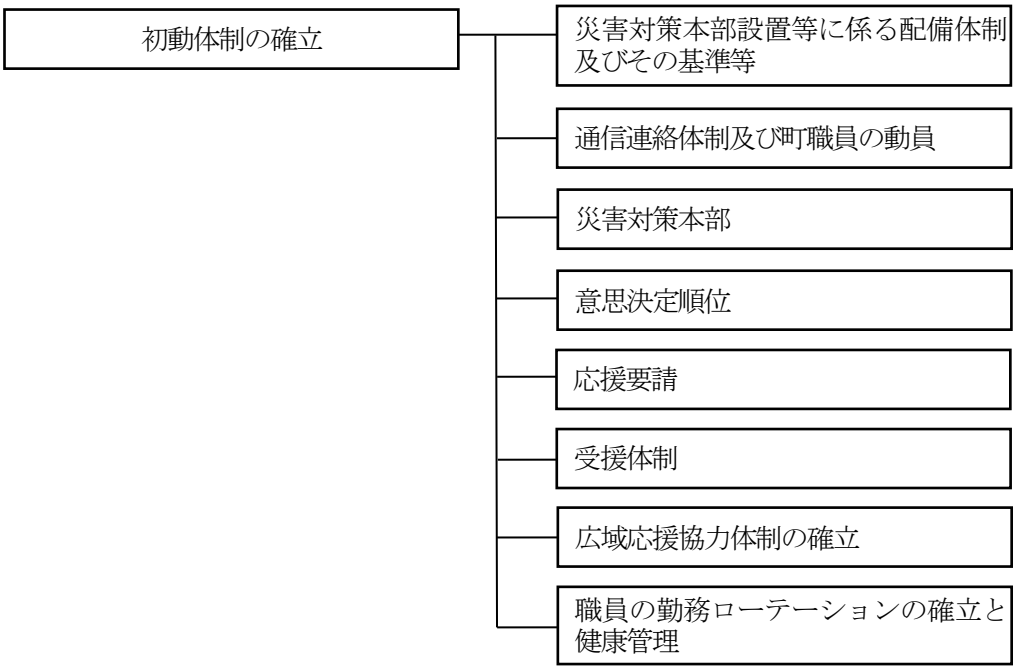

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

能登町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおり実施する。

<table>
<tr><th colspan="3">配備体制</th><th>動員対象職員</th><th>基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">災害対策本部設置前</td><td>注意配備体制</td><td>情報連絡活動が円滑に行い得る体制とする。</td><td>・総務課、建設水道課、農林水産課の担当職員</td><td>次の注意報等の１以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。
（１）大雨注意報
（２）風雪注意報
（３）大雪注意報
（４）高潮注意報
（５）洪水注意報
（６）波浪注意報
（７）波浪警報
（８）台風が接近しているとき。
（９）町区域に震度３の地震が発生したとき。
(10) 町区域に津波注意報が発表されたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒配備体制</td><td rowspan="2">上記の配備を強化し、災害対策本部の設置の場合に備える体制とする。</td><td>［一般災害］
・総務課、建設水道課、農林水産課の担当職員</td><td>次の警報等の１以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。
（１）大雨警報
（２）暴風警報
（３）大雪警報
（４）暴風雪警報
（５）高潮警報
（６）洪水警報</td></tr>
<tr><td>・総務課全職員
・各課長及び担当職員</td><td>次の特別警報の１以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。
（１）大雨特別警報
（２）暴風特別警報
（３）暴風雪特別警報
（４）高潮特別警報
（５）波浪特別警報</td></tr>
<tr><td colspan="2">［地震、津波災害］
・総務課全職員
・各課長及び担当職員</td><td>（１）町区域に震度４又は震度５弱の地震が発生したとき。
（２）町区域に津波警報が発表されたとき。</td></tr>
</table>

配備体制	動員対象職員	基準
災害対策本部体制	［一般災害］ ・原則として全職員 ただし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	・町区域に震度５強以上の地震が発生したとき。 ・町区域に津波災害が発生又は津波災害の発生するおそれがあるとき。 ・町区域に相当規模の災害の発生が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町区域に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。
	［地震、津波災害］ ・全職員（自主登庁）	

※災害対策本部設置前段階において、配備対象職員以外の職員についても、いつでも配備体制に入れる準備をする。

３　通信連絡体制及び町職員の動員

（１）通報連絡体制

ア　各課長は、職員の配備計画及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに所要の準備を日頃から整える。

イ　毎年度新たに策定した職員の配備計画及び動員伝達系統は４月末までに、変更があった場合は遅滞なく町長に報告する。

（２）通報の方法

２の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、職員の動員伝達系統により確実に連絡を受けて登庁する。なお、勤務時間内においては総務課職員、勤務時間外においては宿日直職員が初期の通報の任にあたる。

（３）職員の動員

ア　注意配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制になったときは、総務課担当職員及び各課配備計画による職員は速やかに登庁する。

イ　警戒配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による警戒配備体制になったときは、本庁職員、支所職員は速やかに登庁する。

ウ　災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制となったときは、全職員は直ちに登庁する。

通報連絡体系図

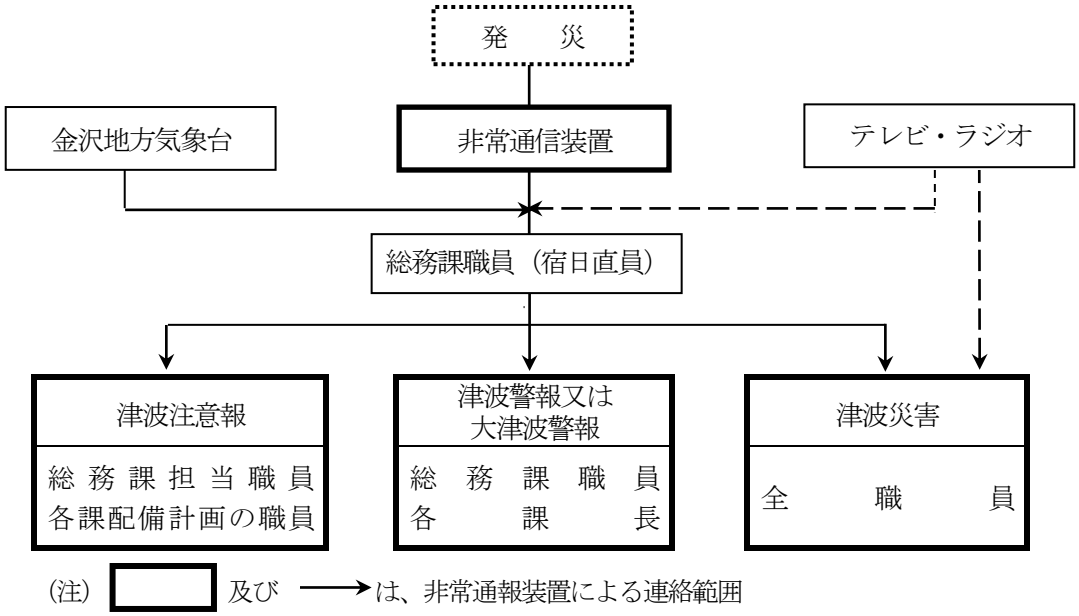

４　災害対策本部

（１）災害対策本部の設置

町長は２の「配備対策及びその基準等」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。

（２）災害対策本部の組織等は、能登町災害対策本部条例及び能登町災害対策本部設置要綱に定める。

（３）災害対策本部は、町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、町、教育委員会を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

（４）災害対策本部は、町長が指定する場所におく。（第１順位：能登町役場、第２順位：柳田・内浦総合支所）

（５）現地災害対策本部

町長は必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

（６）災害対策本部設置の表示及び公表

災害対策本部（現地災害対策本部を含む。）を設置した場合は、直ちにその表示を行うほか、県、防災関係機関及び報道関係機関に通報するとともに町民に周知する。なお、廃止した場合も遅滞なく通報を行い町民に周知する。

（７）災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。

（８）災害対策本部の系統図及び編成図は、次のとおりとする。

系　統　図

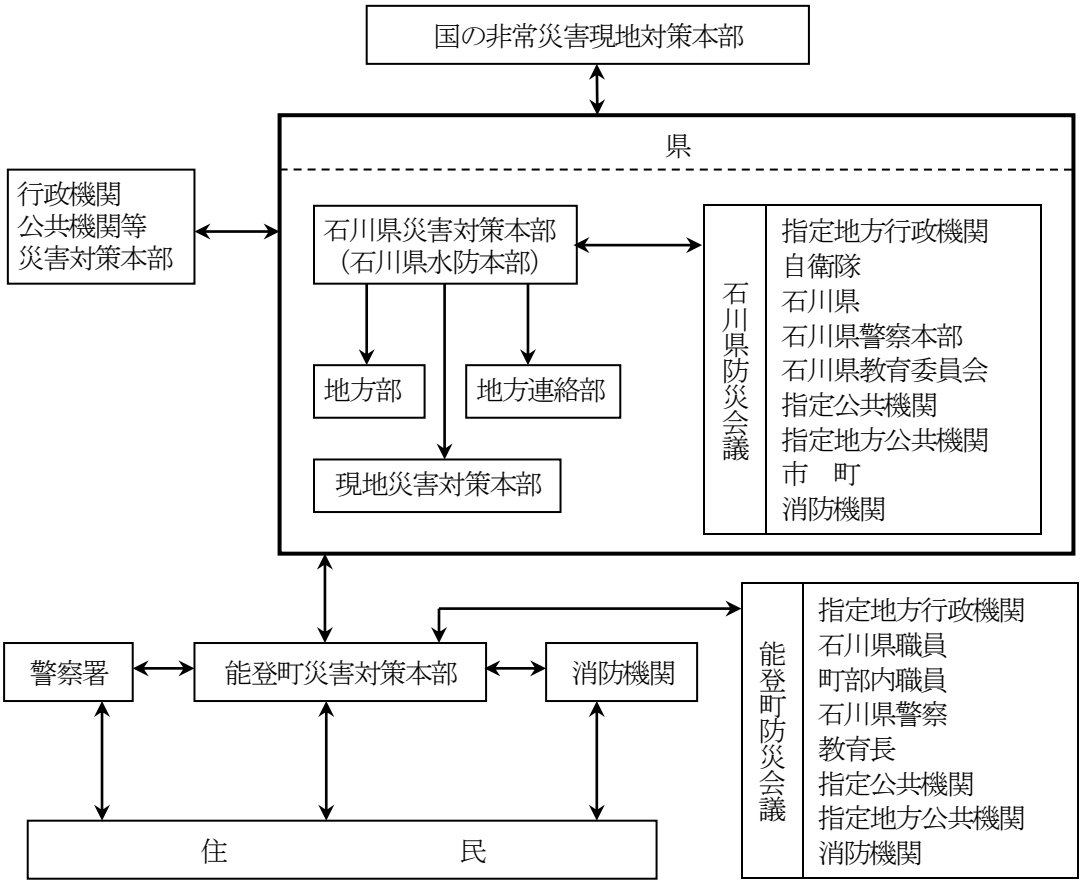
国の非常災害現地対策本部
県
行政機関
公共機関等
災害対策本部
石川県災害対策本部
（石川県水防本部）
地方部
地方連絡部
現地災害対策本部
石川県防災会議
指定地方行政機関
自衛隊
石川県
石川県警察本部
石川県教育委員会
指定公共機関
指定地方公共機関
市　町
消防機関
警察署
能登町災害対策本部
消防機関
能登町防災会議
指定地方行政機関
石川県職員
町部内職員
石川県警察
教育長
指定公共機関
指定地方公共機関
消防機関
住　民

編　成　図

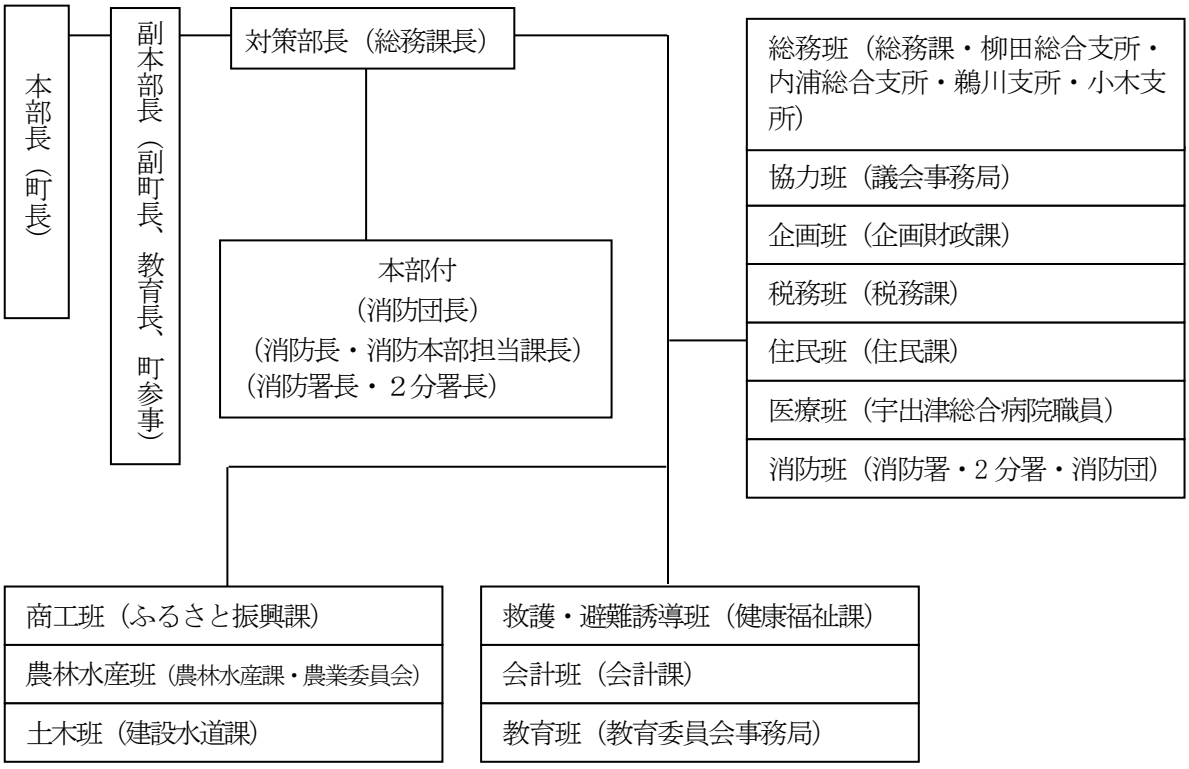
本部長（町長）
副本部長（副町長、教育長、町参事）
対策部長（総務課長）
本部付
（消防団長）
（消防長・消防本部担当課長）
（消防署長・２分署長）
総務班（総務課・柳田総合支所・内浦総合支所・鵜川支所・小木支所）
協力班（議会事務局）
企画班（企画財政課）
税務班（税務課）
住民班（住民課）
医療班（宇出津総合病院職員）
消防班（消防署・２分署・消防団）
商工班（ふるさと振興課）
農林水産班（農林水産課・農業委員会）
土木班（建設水道課）
救護・避難誘導班（健康福祉課）
会計班（会計課）
教育班（教育委員会事務局）

（9）災害対策本部の所掌事務

町が災害対策本部を設置したときは、災害対策の推進に関し本計画の定めるところにより、能登町防災会議と緊密な連絡調整のもと、次の災害予防及び災害応急対策を実施する。

ア　災害情報の収集及び伝達に関すること。
イ　災害の応急防御対策に関すること。
ウ　災害による被害状況の調査及び被害報告の取りまとめに関すること。
エ　被害状況の広報に関すること。
オ　災害時における通信の確保に関すること。
カ　災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
キ　国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
ク　災害時における緊急輸送道路の確保に関すること。
ケ　災害時における車両、船舶等交通の確保に関すること。
コ　災害時における治安の確保に関すること。
サ　救援隊の要請及び受入れに関すること。
シ　災害の応急復旧対策に関すること。
ス　その他の災害対策に関し町長が認めた事項

(10) 災害応急対策の総合調整

ア　県が現地災害対策本部を設置したときは、相互に連絡調整を図りながら応急対策を実施する。

イ　町が災害対策本部を設置したときは、能登町防災会議も必要に応じて連絡員室を設置し、相互間における連絡調整の円滑化を図る。なお、能登町防災会議連絡員室が設置されたときは、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

ウ　町は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

５　意思決定順位

本部長に事故ある場合の職務の代理順位は、能登町役場処務規定及び町長の職務を代理する職員の順序を定める規則に基づき、下記のとおりとする。

（1）代理順位

代　理　順　位	職　名
第　1　順　位	副町長、教育長、町参事
第　2　順　位	総務課長
第　3　順　位	課長（総務課長を除く）の職にあるもの

（2）第３順位の場合において、その順序は職務の級の上下により、職務の級が同じであるときは号級の多少により、号級が同じであるときは、年齢の多少により定めた順序で代理する。

６　応援要請

（1）災害対策本部内における応援

ア　各班長が災害応急措置を実施するため職員の応援を必要とする場合は、対策部長に次の条件を示して要請する。

(ｱ) 作業の内容
(ｲ) 作業場所

(ｳ) 人員及び男女別（特に必要があれば職員氏名）
(ｴ) 携帯品その他必要事項

イ　対策部長は、前記の要請を受けた場合は直ちに調整し、本部班内で余裕のある班から応援職員を出動させる。

（２）防災関係機関への出動要請

本部長は、町内における災害応援活動を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、防災関係機関に対して次の事項により応急措置の実施を要請する。

ア　災害の状況
イ　出動要請する理由
ウ　必要とする区域、範囲及び内容
エ　必要とする期間
オ　その他必要な事項

（３）県及び他の市町への応援要請

本部長は、町及び防災関係機関の総力をもってしても災害応急対策の実施が困難と認めた場合には、知事及び他の市町長に対して次の事項を明らかにし、応援を要請する。

ア　災害の状況
イ　応援を要請する理由
ウ　応援を必要とする区域、範囲及び内容
エ　応援を必要とする期間
オ　その他の事項

（４）自衛隊の派遣を要する場合は、本章第９節の「自衛隊の災害派遣」に基づき、県知事へ要請する。

（５）職員の派遣の要請等

ア　職員の派遣の要請

町長が災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるきは、災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の基づき、他の市町長に対して職員の派遣を要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。なお、要請にあたって町長は次の事項を明らかにするとともに、知事又は市町長と協議を行う。

(ｱ) 派遣を要請する理由
(ｲ) 派遣を要請する職員の職種別人員
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣について必要な事項

イ　職員の派遣の斡旋

町長が災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を明らかにして指定地方行政機関又は他の地方公共団体職員の派遣の斡旋を求める。なお、斡旋を求めるにあたって町長は次の事項を明らかにするとともに、知事又は市町長と協議を行う。

(ｱ) 派遣の斡旋を求める理由
(ｲ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

7　受援体制

（1）連絡事項

災害の状況により、県、他の市町からの救援隊及び警察官等の派遣を要請した場合は、派遣部隊等の受入れ態勢と効率的な業務遂行を図るため、応援要請するにあたっては次の事項について連絡する。

ア　災害発生日時、場所
イ　災害状況
ウ　人的、物的被害状況
エ　必要救援隊の種別、隊数及び必要資機材等
オ　救援隊集結場所
カ　臨時離着陸場、港湾施設の位置及び名称

（2）連絡方法

応援要請及び情報連絡等を行う場合は、石川県防災行政無線（電話・ファクシミリ）又は一般加入電話・ファクシミリによる。

（3）救援隊の集結場所及び伝達ルート

ア　救援隊の集結場所は能登町柳田植物公園駐車場とするが、災害等により使用できない場合は、状況に応じて別に定める。
イ　集結場所には救援隊に対し、指示、判断できる職員を連絡責任者として配置する。
ウ　必要に応じ、集結場所への進入路及び交差点に誘導員を配置する。
エ　到達ルートについては、緊急道路として優先通行できる石川県指定の緊急輸送道路ネットワークとする。

（4）救援隊への情報提供

本部長又は連絡責任者は、効果的な活動の展開を図るため、到着した救援隊長に次の事項について情報を提供し協議する。

ア　災害の状況
イ　活動方針及び見通し
ウ　活動地域及び任務
エ　使用無線系統
オ　指揮連絡系統
カ　災害地に至る道路状況
キ　その他応援活動に必要な事項

（5）救援隊への補給体制

救援隊への燃料の補給、食糧の調達及び宿泊場所の確保に関しては、本章第33節「救援隊等の受入れ」による。

（6）救援隊の撤収

本部長は、災害状況の推移により救援活動が終了したと判断した場合は、救援隊長と協議し速やかに現場引上げを指示する。

（7）受け入れ体制の確立

災害応援要請をした町長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア　派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
イ　派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ　派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

８　広域応援協力体制の確立

町は、大規模な災害等が発生し、県下市町等が被災した場合には速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

また、町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

９　職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

（１）職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の津波が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告し、報告事項は本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

（２）勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなど心身の健康管理に万全を期す。

第２節　事前対策及び応急対策

全課・消防機関

１　基本方針

町は事前対策及び応急対策を実施するための必要な要員を確保し、各対策を円滑確実なものとする。

【 体　系 】

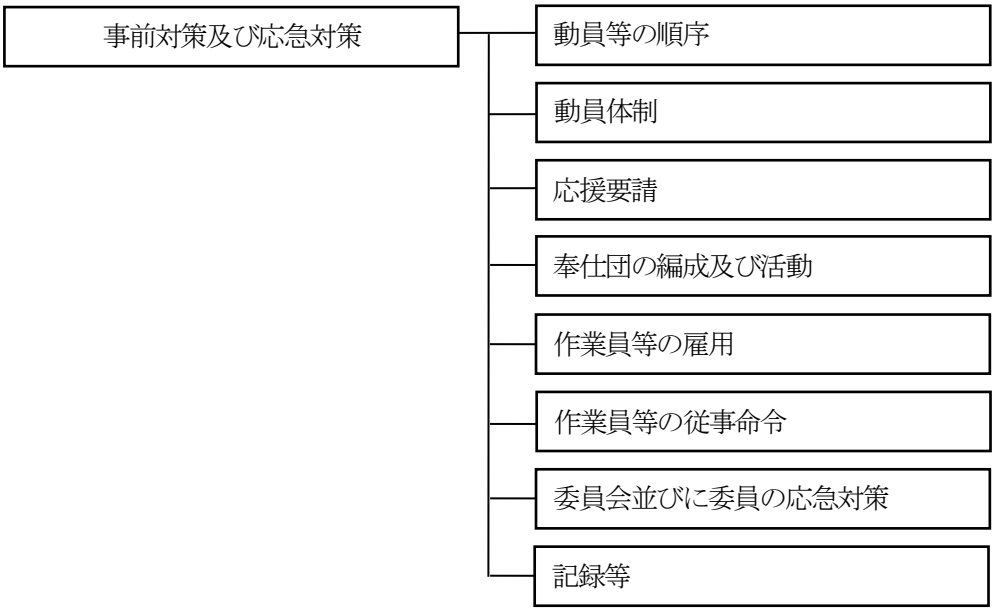

２　動員等の順序

災害対策要員は、おおむね次のとおりの順序で動員等を行う。

（１）奉仕団の動員
（２）作業員の雇用
（３）作業員等の強制従事

３　動員体制

（１）消防団員の動員

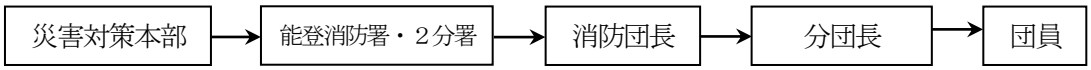

（２）赤十字奉仕団の動員

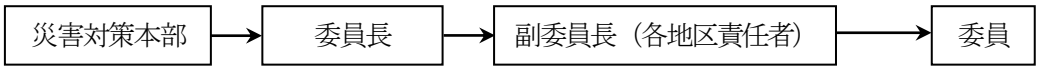

（３）住民の動員

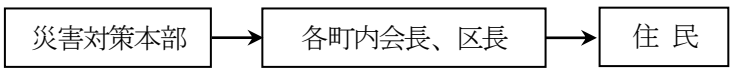

（４）動員の方法は、電話、防災行政無線、サイレンによる召集、口頭及び伝令等状況に応じ臨機応変に対応する。

４　応援要請

災害の程度により奉仕団、作業員等による作業が不可能なとき、又は不足するときは、次の事項を示し県等に応援又は派遣の要請を求める。

（１）応援を必要とする理由
（２）従事場所
（３）作業内容
（４）人員
（５）従事期間
（６）集合場所
（７）その他参考事項

５　奉仕団の編成及び活動

奉仕団は各団体別に編成する。奉仕団に名称をつけ、団長、班長等を置くとともに、平常時の組織等を考慮して災害奉仕活動の実態に即した編成をする。

（１）奉仕団の編成

奉仕団はおおむね次の団体で編成する。

ア　日本赤十字奉仕団
イ　女性団体
ウ　各種団体
エ　その他有志

（２）奉仕団の作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

ア　炊き出しその他災害救助活動の協力
イ　清掃及び防疫
ウ　災害用応急対策物資、資材及び生活必需物資等の輸送
エ　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

（３）奉仕団の奉仕記録

ア　奉仕団の名称、人員数又は氏名
イ　奉仕した作業内容及び期間
ウ　その他参考事項

６　作業員等の雇用

災害応急対策の実施が災害対策本部員及び奉仕団の動員では不足であり、また特殊作業のため技術的な労力が必要なときは作業員を雇用する。

（１）作業員雇用の範囲

ア　罹災者避難のための作業員

町長の指示による避難で誘導作業員を必要とするとき。

イ　医療助産の移送作業員

現地医療救護班では医療措置を施すことができない重症患者、医療救護班が到着するまでに医療措置を講じなければならない患者を、病院、診療所に運ぶための作業員又は医療救護班の移動に伴う作業員を必要とするとき。

ウ　罹災者の救出

罹災者を救出するための作業員を必要とするとき、罹災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に作業員を必要とするとき。

エ　飲料水の供給

飲料水の供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水させるための医薬品の配付等に作業員を必要とするとき。

オ　救助物資の支給

被服、寝具等の生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料、炊き出し用品の整備、輸送又は配付に作業員を必要とするとき。

カ　遺体の捜索、処理

遺体の捜索並びにその捜索に要する資材器具の操作、遺体の洗浄、消毒等の処理、遺体を仮安置所まで輸送するための作業員を必要とするとき。

キ　その他の場合

上記以外の救助作業のための作業員が必要となったときは、次の事項を付して県へ応援要請する。

(ｱ) 作業員の雇用を要する目的又は救助種目
(ｲ) 作業員の所要人数
(ｳ) 雇用を要する期間
(ｴ) 理由
(ｵ) 地域

（2）作業員雇用の期間

各救助の実施期間中

7　作業員等の従事命令

災害応急対策実施のための人員が、一般奉仕団の動員及び作業員の雇用等の方法によってもなお不足し他に供給の方法がないとき、若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

（1）従事命令の種類と執行者

対策作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条	知事、町長（委任を受けた場合のみ）
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令 協力命令	災害救助法第 7、8 条	知事
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	町長
		災害対策基本法第 65 条第２項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第 65 条第３項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官（以下「部隊等の自衛官」という。）
		警察官職務執行法第４条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

（2）命令対象者

命令区分作業対象	対　　象　　者	根　拠　法　令
消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第 29 条第５項
水防作業	町区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防法第 24 条
災害救助その他の作業（災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令）	(1)医師、歯科医師又は薬剤師 (2)保健師、助産師又は看護師 (3)土木技術者又は建築技術者 (4)大工、左官又はとび職 (5)土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6)鉄道事業者及びその従事者 (7)軌道経営者及びその従事者 (8)自動車運送業者及びその従事者 (9)船舶運送業者及びその従事者 (10)港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第７条 災害対策基本法第 71 条
災害救助その他の作業（知事の協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第８条
災害応急対策全般 災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第 65 条第１項、第２項及び第３項
災害応急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者及びその他関係者	警察官職務執行法第４条

（3）従事命令等の執行

強制従事の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令、協力命令並びに災害基本法に基づくその他応急対策のための従事命令、協力命令とする。なお、警察官、海上保安官が従事命令を発した場合については直ちに町長に通知する。

（4）公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、発した命令を変更又は取り消すときは、次の令書を交付する。

ア　災害救助法による従事、協力命令
イ　災害救助法による従事、協力命令の変更命令
ウ　災害救助法による従事、協力命令の取消し命令
エ　災害対策基本法による従事、協力命令
オ　災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令
カ　災害対策基本法による従事、協力命令の取消し命令

（5）損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策の業務に従事した者で、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助（知事命令）	災害対策基本法 （知事命令）	町長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約
補償等の種類	療養扶助金、休業扶助金 障害扶助金、遺族扶助金 葬祭扶助金、打切扶助金	療養補償、休業補償 障害補償、遺族補償 葬祭補償、打切補償	療養補償、休業補償 障害補償、遺族補償 葬祭補償、打切補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	規約で定める額

８　委員会並びに委員の応急対策

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、町の地域に係る災害が発生又は発生するおそれがあるときは、町地域防災計画に定めるところにより、町長の所管の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

９　記録等

作業員を雇用したとき並びに奉仕団の奉仕を受けたときは次の書類、帳簿を整備する。

（１）出役表
（２）賃金台帳
（３）奉仕団の名称、人員及び氏名
（４）奉仕した作業内容及び期間
（５）その他参考事項

第３節　大津波警報・津波警報・注意報の発表

総務課・消防機関

１　基本方針

大津波警報・津波警報・注意報の発表時又津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

【 体　系 】

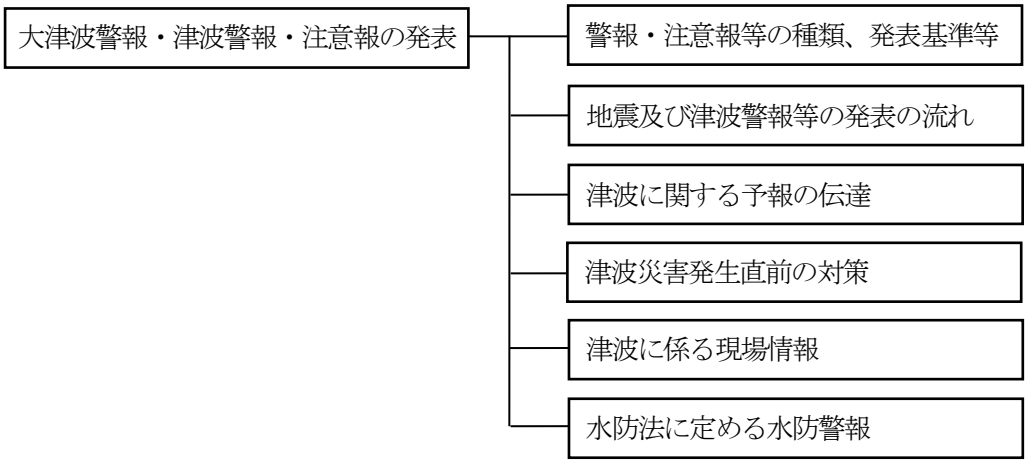

２　警報・注意報等の種類、発表基準等

町は直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

（１）津波警報等の種類及び発表基準等

ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜高さ≦10m	10m		
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	標高が低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや

留意事項を付して解除を行う場合がある。

（２）津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※１）や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表 ［発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※２）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※３）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※２）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※３）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが

低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が100㎞を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100㎞程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ　津波情報の留意事項等

①　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③　津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④　沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（３）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波予報	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

３　地震及び津波警報等の発表の流れ

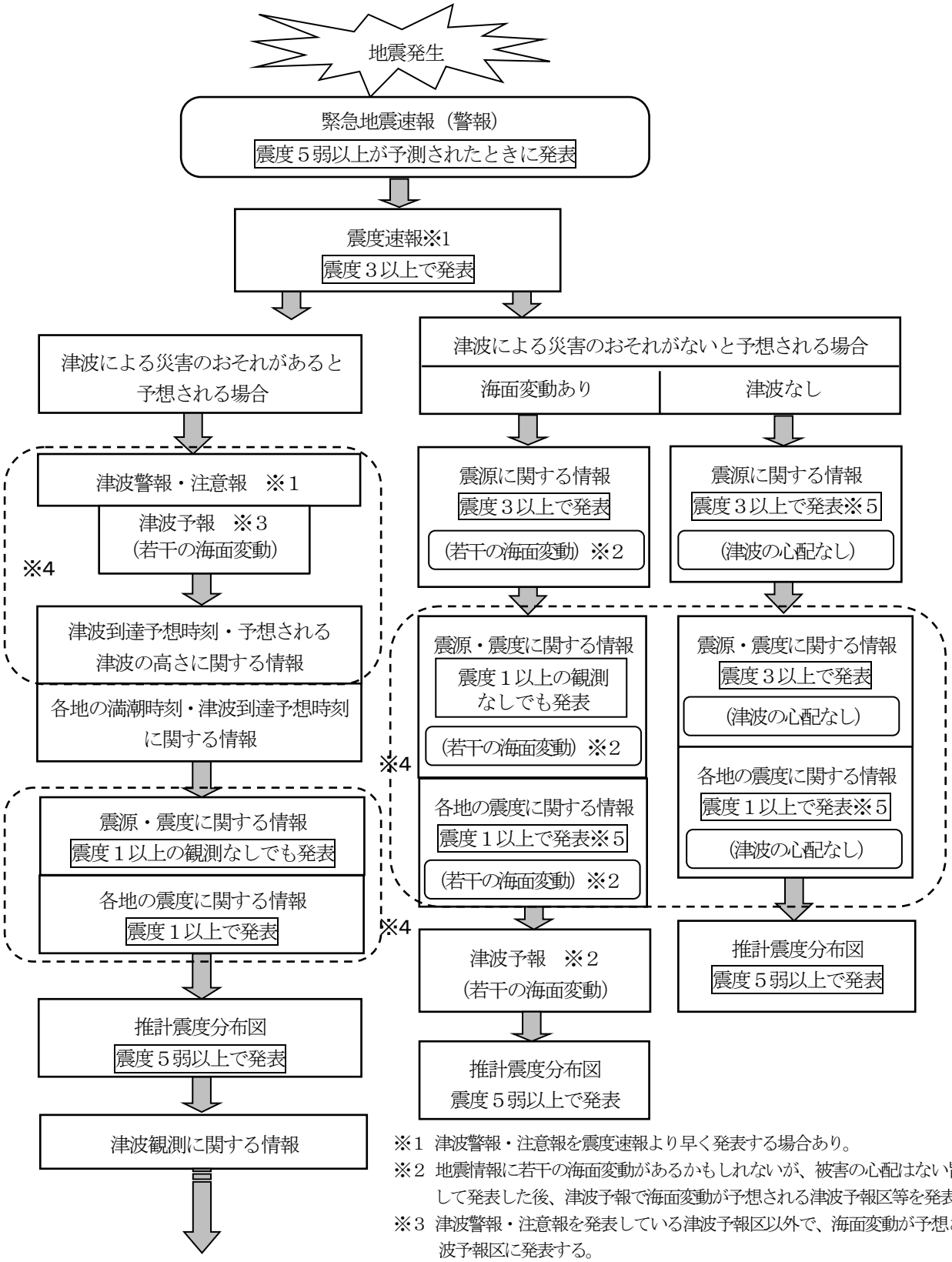

※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。

※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。

※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

４　津波に関する予報の伝達

（１）津波予報区

ア　津波予報区図

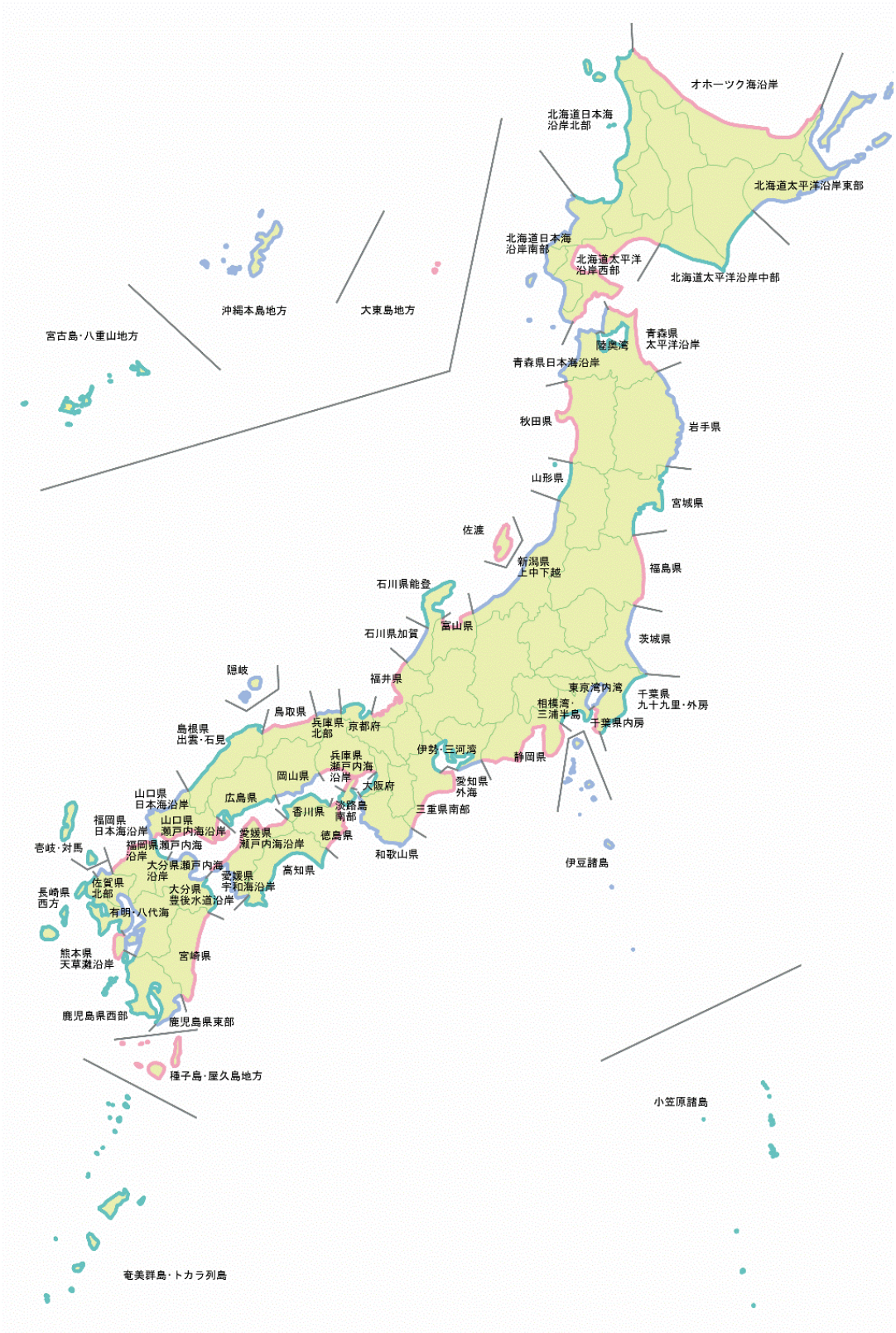

イ　石川県における予報区

津波予報区の名称	区　　域
石川県能登	石川県かほく市以南を除く
石川県加賀	石川県かほく市以南に限る

（注）石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡
石川県加賀：金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡

（２）津波警報等の伝達

ア　津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図

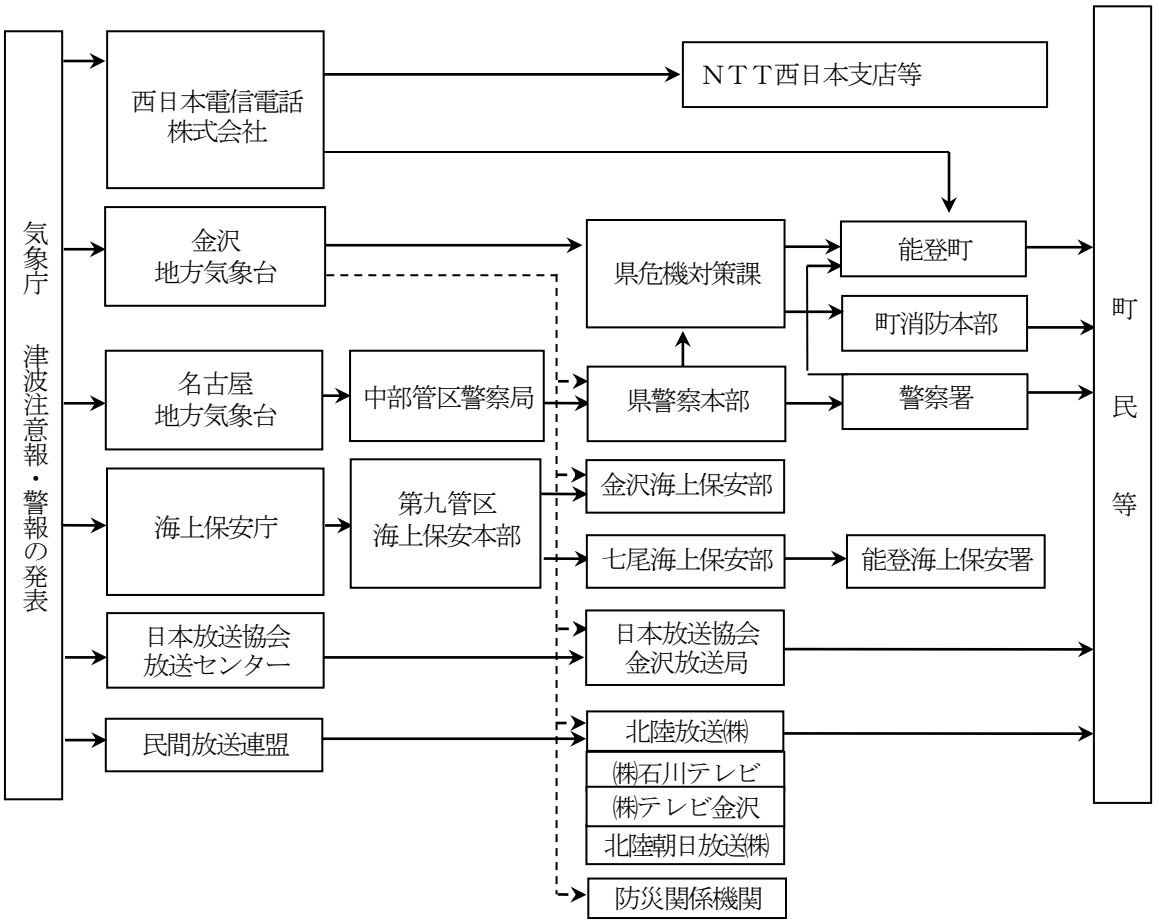

七尾海上保安部を中心とする警報等伝達系統図

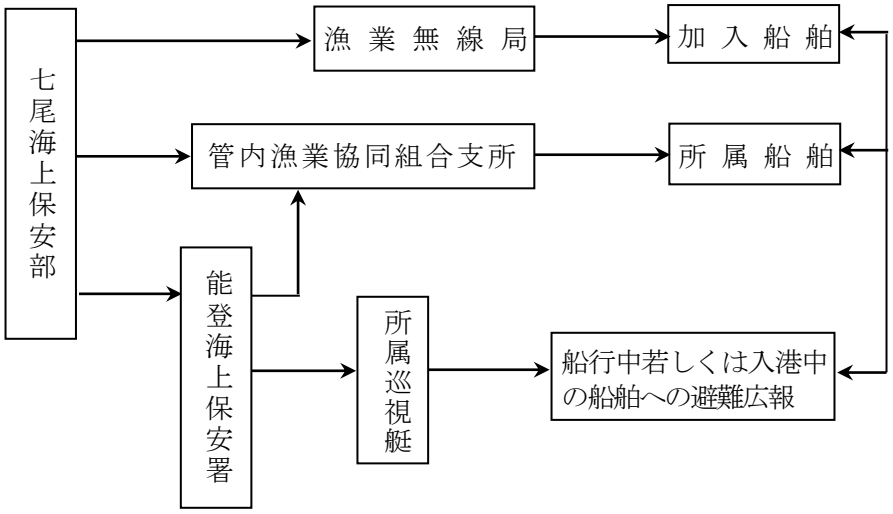

イ　警察本部、ＮＴＴ西日本北陸支店、放送機関及び県

(ｱ) 警察本部、ＮＴＴ西日本北陸支店は他のすべての通信を中断して関係市町へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。

(ｲ) 県は県防災行政無線により市町へ伝達するほか、一般の気象警報の伝達に準じて防災関係機関に伝達する。

ウ　町、その他の防災関係機関

町は地域防災計画の定める方法により、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に伝達する。

また、伝達にあたっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図ることとし、町地域防災計画に定めておく。

なお、町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

エ　津波注意報、警報の標識は次のとおりである。

(ｱ) 津波注意報標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘音
津波注意報標識	（約10秒） 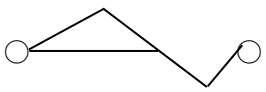 （約２秒）	（３点と２点の斑打） ●－●－●　　●－●

（注）名鳴又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ｲ) 津波警報標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘音
大津波警報標識	(約３秒) 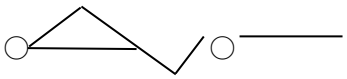 (約２秒) (短声連点)	(連点) ●－●－●－●
津波警報標識	(約５秒) 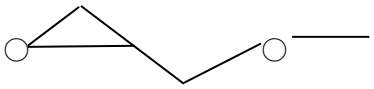 (約６秒)	(２点) ●－●　●－●　●－●

(注) 名鳴又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ｳ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	サイレン音
津波警報及び 津波注意報 解除標識	(約10秒)　(約１分) (約３秒)	(１点２個と２点の斑打) ●　●　●－●

(注) 名鳴又は吹鳴の反復は、適宜とする。

オ　気象庁の警報事項を適宜に受けることのできなくなった市町が津波警報を発した場合は、異常現象の発見通報体制にならって、県を通じて金沢地方気象台に通報する。

５　津波災害発生直前の対策

（１）安全な避難誘導

町は、大津波警報、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、町は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。

＜一般＞

○強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
○地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。
○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表された時は直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ安全な場所に避難する。
○避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
○自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
○津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
○正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話、広報車などを通じて入手する。
○津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

＜船舶＞

○強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注１）退避を行うものとする。
○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報又は注意報が発表された時は、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。
○正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話、無線などを通じて入手する。
○津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注１：港外：水深の深い、広い海域

（２）緊急対策

町は、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

（３）津波潮位の監視

ア　津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

イ　大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

ウ　町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

６　津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに町、消防署、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、町及び消防署が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは町を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他関係機関に通報する。

異常現象発見者の通報系統図

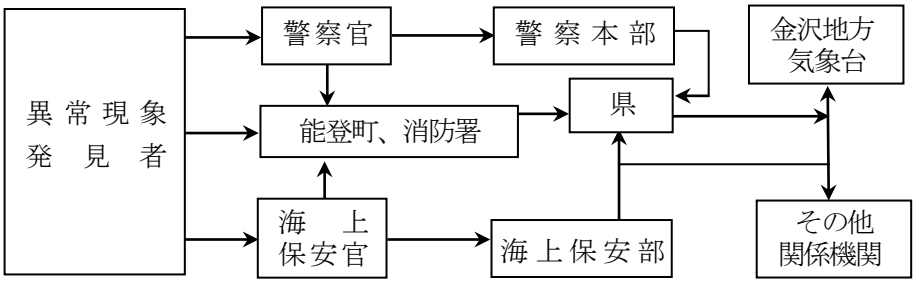

７　水防法に定める水防警報

（１）津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波発生時における水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事する者の安全確保が図られるものとする。

（２）水防警報を行う河川・海岸及びその区域

知事が指定した河川・海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川・海岸ごとにそれぞれ定められた機関の長が直接これを発表する。

なお、発令区域については能登町地域防災計画（一般災害対策編）第３章第３節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の種類並びに発表基準」４（１）イ及び（２）イによる。

（３）種類及び発表基準

警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	内容
待機・準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき	水防団員の安全を確保した上で待機・準備する必要がある旨を警告するもの
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整するものとする。

第４節　災害情報収集・伝達

全課・消防機関

１　基本方針

町は、津波災害時における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもと迅速かつ的確に被害状況等の収集・伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

【 体　系 】

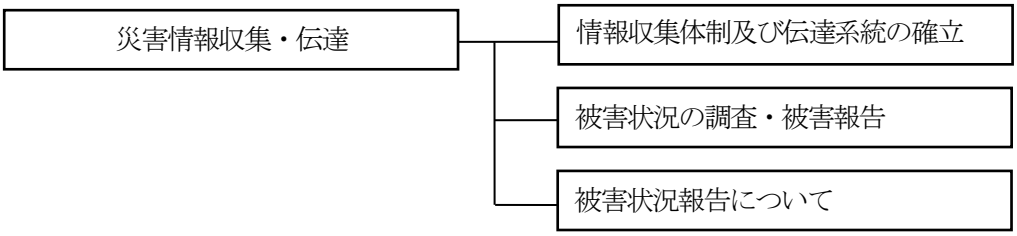

２　情報収集体制及び伝達系統の確立

（１）被害規模に関する概括的情報等の収集・伝達

ア　町

(ｱ) 被害規模に関する概括的情報

町は人的被害の状況、建築物の状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。この場合は、県との連絡がとれるようになった後は県に報告する。

(ｲ) 119番通報に係る状況の情報

町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

イ　自主防災組織（町内会等）

自主防災組織の長（町内会長、区長）は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め緊急的なものから逐次町の対策本部へ報告する。

（２）災害情報センターへの報告

町災害対策本部、消防機関及び防災関係機関は、県に災害情報センターが開設された場合は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

（３）災害情報収集に係る実施項目

ア　町

(ｱ) 町長は関係各機関と相互に連絡、協力して、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機対策課及び県の出先機関へ報告する。

(ｲ) 町長は、上記報告の概要を市町所在の関係機関に連絡する。

(ｳ) 町は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ　関係機関等の協力関係

町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者と協力して、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡

をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。

また、町は県と連携して、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

町及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

（4）異常現象発見者の通報義務

海面の上昇など次のような異常現象を発見したものは、町、消防署、警察官及び海上保安官のうちいずれかに速やかに通報するものとする。この場合において、町がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は、町を経由して速やかに県へ通報するものとし、県は必要に応じ気象庁（金沢地方気象台）その他関係機関へ通報する。

ア　異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊及びなだれ等大きな災害となるおそれがあるとき。

イ　異常な高波、うねり、潮位、河川並びに湖沼等の異常水位。

ウ　強い地震（震度４程度以上）、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間に渡り頻繁に感ずる地震）があったとき。

異常現象発見者の通報系統図

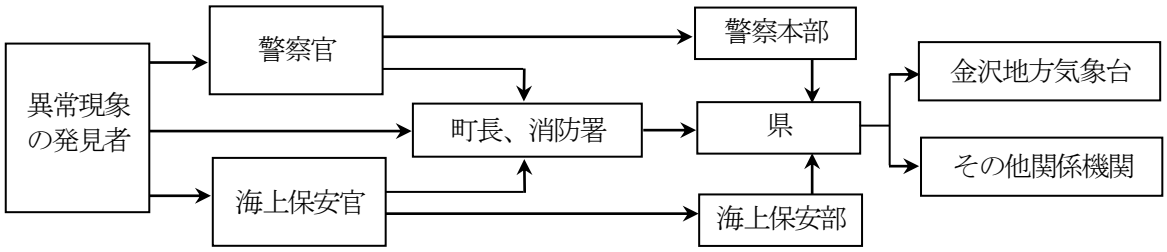

防災関係機関相互における災害情報連絡系統図

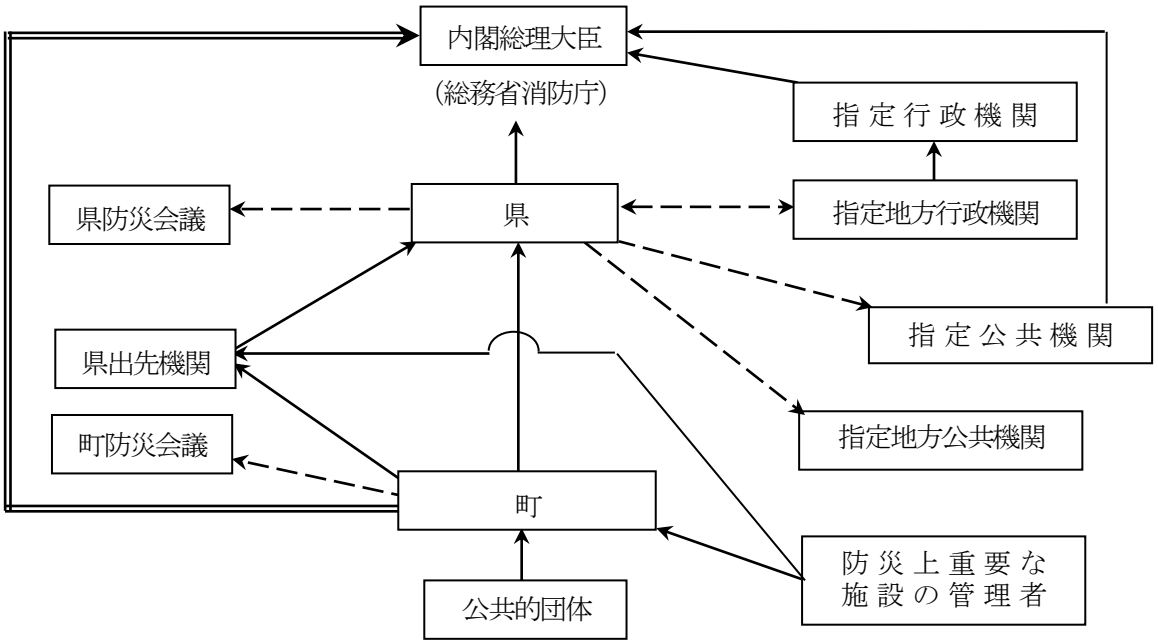

――――――　：報告
－－－－－－－　：通報
═══════　：報告（県への報告が困難な場合及び特に迅速に消防庁へ報告すべき火災・災害等が発生した場合）

総務省消防庁　：平日　　03－5253－7527　FAX 03－5253－7537
　　夜間・休日 03－5253－7777　FAX 03－5253－7553

能登町災害情報収集分担表

班　名	構成課	調査事項	関連団体等
総務班	総務課 ２総合支所 ２支所	人、住家等の被害 被害、応急対策状況の総括 町有財産の被害、関係施設の被害調査	町内会長、施設の管理者、報道機関
協力班	議会事務局	総務班等の協力	町内会長、施設の管理者
会計班	会計課	資金管理、義援金管理	金融機関
企画班	企画財政課	災害情報整理	報道機関、町内会長、施設の管理者
税務班	税務課	人、住家等被害	町内会長、納税組合長
住民班	住民課	人、住家等被害、関係施設の被害関係	民生委員、施設の管理者、保健所、委託・許可業者、奥能登クリーン組合
救護・避難誘導班	健康福祉課	関係施設の被害関係	医師会、警察、消防団
農林水産班	農林水産課	農林関係被害 漁業関係被害	農林総合事務所、農業協同組合 森林組合、土地改良区 漁業協同組合
商工班	ふるさと振興課	商工関係の被害	商工会、観光協会
土木班	建設水道課	土木、建築関係等の被害 公営住宅の被害、上水道、下水道、環境施設等の被害	土木事務所、町内建設業者、施設の管理者、町内上水道事業者、町内下水道事業者
教育班	教育委員会事務局	教育関係施設、関係施設の被害関係	学校長、施設の管理者
医療班	病院職員	関係施設の被害関係	医師会
消防班	消防署 ２分署 消防団	人、住家等被害	町内一円、分団管轄内

※各班は人的被害、住家被害を最優先に調査する。

（５）安否情報の収集等

ア　町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ　町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

ウ　県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要を認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

３　被害状況の調査・被害報告

町が行う被害状況等の報告については、次の要領により報告する。

（１）被害報告等の基準

○災害救助法の適用基準に合致するとき。
○火災・災害等即報要領第３直接即報基準に該当するとき。
○町が災害対策本部を設置したとき。
○災害が２市町にまたがるもので、１の市町における被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているとき。
○災害による被害に対して、国又は県の特別の財政援助を要するとき。
○災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記５つの要件に該当する災害に発展するおそれがあるとき。
○人的被害並びに住家被害のあったとき。
○その他災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められるとき又は県から報告の要請があったとき。

（２）報告の要領

ア　被害報告は災害の規模及び性質によって、短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、町は次のとおり報告する。

(ｱ) 災害が発生した場合は直ちに災害の態様を報告する。

(ｲ) 順次災害対策本部の設置状況等、災害に対してとられた措置を報告する。

イ　被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き原則として電話又はファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの及び特に指示のある場合を除き1日1回以上行う。

ウ　被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から随時行うが、特に死傷者並びに住家被害を優先させる。

エ　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

（3）速報及び被害状況等の報告様式

ア　人的被害（死者、行方不明者、負傷者）　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考（処置）
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

イ　住家被害（全壊・全焼・半壊・半焼・一部破損・床上浸水・床下浸水）

（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	世帯主					世帯人員	被害額（千円）	備考
						住所	氏名	性別	年齢	職業			

ウ　非住家（公共建物・その他）　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	施設名又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	備考

エ　田（水稲）・畑　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	地区	種別	流失(ha)	埋没(ha)	冠水(ha)	浸水(ha)	倒伏(ha)	その他	作物被害額(千円)	備考

オ　文教施設・病院・清掃施設　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	公立・私立別	備考

カ　道路・橋梁　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	路線及び橋梁名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ　河川・海岸・港湾・空港・漁港・砂防　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	復旧見込	備考

ク　水道　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額（千円）	応急対策	復旧見込	備考
				戸数	人口	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設				

ケ　下水道　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	下水道事業者名（公共・特環・流域）	被災位置	種別（管渠・処理場等）	被害の内容	下水処理不能		被害額（千円）	応急対策	復旧見込	備考
					戸数	人口				

コ　崖崩れ・地すべり・土石流　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	規模	被害の内容	対策	種類	被害額（千円）	備考

サ　鉄道　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

シ　船舶　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	船名	船種及び船舶番号	トン数	所有者		被害の程度	被害額（千円）	備考
				住所	氏名			

ス　電話　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	不通区間又は地域	不通戸数	原因	被害状況	不通回線路	復旧見込	備考

セ　電気・ガス　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	原因	停電又は供給不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備考

ソ　ブロック壁等　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	所有者管理氏名	箇所数	被害の程度	被害額（千円）	備考

タ　火災　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	発生日時	発生場所	施設名	所有者管理氏名	種別	火災の状況	被害額（千円）	備考

チ　避難指示　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	指示日時	避難所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考
		住所	場所名・施設名	住所	氏名	年齢	職業			

ツ　その他（農林水産業施設等）　　（　年　月　日　時　分報告）

市町名	地区	農地		○	○	○	○	○	○	備考
		面積	被害額（千円）	面積又は箇所	被害額（千円）					

４　被害状況報告について

町長は災害対策基本法第53条第１項の規定に基づき、別表により中間報告又は確定報告を知事（県危機対策課）あて文書により報告する。なお、報告にあたっては被害状況等の判定基準により行う。

第１号様式（火災）

第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　　町 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

火　災　種　別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出　火　場　所			
出　火　日　時 （覚知日時）	月　日　時　分 （月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮　火　日　時	月　日　時　分 （月　日　時　分）
火元の業態・用　途		事　業　所　名 （代表者氏名）	
出　火　箇　所		出　火　原　因	
死　傷　者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理　由	
焼　損　程　度	焼損棟数　全　焼　棟 半　焼　棟 部分焼　棟 ぼ　や　棟 計　棟	焼　損　面　積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
罹　災　世　帯		気　象　状　況	
消　防　活　動　状　況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力災害
- 4 その他特定の事故

報告日時	
都道府県	
市町（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種 第２種、その他）		
発生日時（覚知日時）	月　日　日　時 （　月　日　日　時）	発見日時	月　日　日　時		
		鎮火日時（処理完了）	月　日　日　時		
消防覚知方法		気象状況			
施設の区分	1. 危険物　2. 指定可燃物　3. 高圧ガス　4. 可燃性ガス 5. 毒劇物　6. ＲＩ等　7. その他（　　）	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設　2. 高危混在施設　3. 高圧ガス施設 4. その他（　　）				
出火箇所		出火原因			
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　　人（　人） 重症　　人（　人） 中等症　　人（　人） 軽症　　人（　人）			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　年　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　年　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第１報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助）

第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　　町 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

発　生　場　所			
発　生　日　時	月　日　時　分 （月　日　時　分）	覚知方法	
事　故　の　概　要			
死　傷　者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数 （見込）		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　　町 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

災害の概要	発　生　場　所			発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部損壊　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急救助活動の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町）			

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　害</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害名
報告番号</td><td colspan="2">災害名
第　　報
（　月　日　時　現在）</td><td rowspan="18">そ
の
他</td><td rowspan="2">田</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　害</td><td colspan="2">文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td colspan="2">死　　者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">病　　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">道　　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河　　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td colspan="2" rowspan="3">全　壊
（全　焼）</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">港　　湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">砂　　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">半　壊
（半　焼）</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">崖　崩　れ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">水　　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">電　　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">電　　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">ガ　　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">罹災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td colspan="2">罹災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td colspan="2">公共建物</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">建　　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">そ　の　他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

区分			被害	災害対策本部等の設置状況		
公立文教施設		千円			都道府県	
農林水産施設		千円				
公共土木施設		千円			市町村	
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村		団体				
その他	農産被害	千円			計	団体
	林産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円			計	団体
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示（緊急）の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況

※被害額は省略することができるものとする。

県報告様式

災害（事故）緊急報告書

（第　　報）

		報告日時	平成　年　月　日 午前・午後　時　分	
報告事項		報告者	所属	
			職・氏名	
			ＴＥＬ	
発生日時	平成　年　月　日（　）午前・午後　時　分頃			
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				

※報告先：危機対策課
TEL（076）225－1482
FAX（076）225－1484

受信者	危機対策課：

避難指示等の発令状況

都道府県名　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

被害状況即報

（被害状況即報）

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害名
・
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">災害名
第　報
（　月　日　時現在）</td><td rowspan="10">そ
の
他</td><td rowspan="2">田</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">報告者名</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　害</td><td colspan="2">文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td colspan="2">死　者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">病　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">うち災害関連死者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">道　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">港　湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">砂　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">水　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">電　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">電　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">ガ　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住非</td><td rowspan="2">公共建物</td><td rowspan="2">棟</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">火災発生</td><td>建　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

	その他	棟			その他	件	

区分			被害	災害対策本部等の設置状況		
公立文教施設		千円			都道府県	
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円			市町村	
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119番通報件数		件

災害の概況		
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）
	自衛隊の災害派遣	その他

※1　被害額は省略することができるものとする。
※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

被害状況等の判定基準

被害等区分		判　定　基　準
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住　　家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全　　壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊、半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非　住　家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館及び公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ　の　他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に使ったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学　　校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道　　路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

被害等区分		判　定　基　準
	橋　　梁	道路を連結するために道路、河川及び運河等の上に架設される橋とする。
	河　　川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）を適用され、若しくは準用する河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

被害等区分		判　定　基　準
その他	海　　岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸、又はこれを設置する堤防、護岸、突堤及びその他海岸を防護するための施設とする。
	港　　湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、繋留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	空　　港	空港整備法(昭和 31 年法律第 80 号)に規程する空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋りょう又は政令で定める空港用地とする。
	砂　　防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清　掃　施　設	一般廃棄物処理及びし尿処理施設とする。
	鉄　道　不　通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被　害　船　舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水　　道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下　水　道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条の２に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹　災　世　帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを１世帯として扱い、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹　災　者		罹災世帯の構成員とする。
火　災　発　生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

被害等区分		判　定　基　準
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば、立ち木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考	備考欄には、災害発生場所・災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

第５節　通信手段の確保

総務課・消防機関

１　基本方針

津波災害時において、町は応急対策に必要な指示、命令及び報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

【 体 系 】

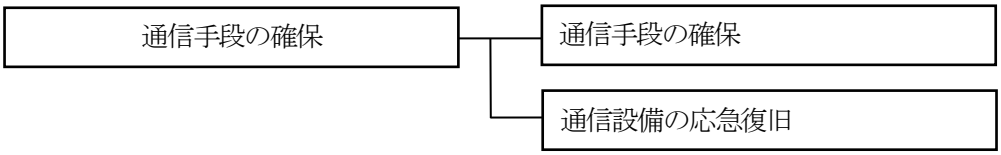

２　通信手段の確保

災害時における通信等の手段は、通信網の被災状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。なお、通信設備の優先利用若しくは使用については、法令に基づく手続き又は協議を行う。

（１）電話による通話

ア　非常扱いの通話、電報

(ｱ) 町は災害発生時における緊急通信のため、西日本電信電話株式会社金沢支店と災害時優先電話について協議し決定する。

(ｲ) 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合には、(ｱ) により決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、（局番なし102番）に「非常扱いの通話」と告げその理由を申し出る。

（２）電報による通信

「非常扱い電報」を利用する場合は、西日本電信電話株式会社金沢支店（局番なし115番）に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

（３）非常通信

ア　町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用することができる。なお、通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、石川県警察本部及び石川県地区非常通信協議会である。

イ　利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は原則として全ての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、下記の条件に適合するものを第１次的に利用する。

○公共機関であること。
○できれば宛先までの通常通信系ルートを設定していること等
○停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等

ウ　利用上の注意事項

(ｱ) 非常通信は災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律131号）第52条に基づき優先的に利用で

きる。

(ｲ) 非常通信は、西日本電信電話株式会社等の電話回線が被害を受け使用できない場合又は通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

(ｳ) 非常通信を利用することができる通報は、次の通りである。

○人命の救助に関する通報
○天災の予警報に関する通報
○秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
○遭難者の救援に関する通報
○電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
○道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
○災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
・県防災会議会長及び町防災会議会長
・県災害対策本部長及び町災害対策本部長
○電力設備の修理復旧に関する通報
○その他の通報

エ　通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

○宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入
○本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名を記入
○通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

（4）防災相互通信用無線局の活用

町は県及び防災関係機関と相互に連携をとり、通信体制の確保を図る。

（5）Lアラート（災害情報共有システム）の活用

町は県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

（6）孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、西日本電信電話株式会社が町内に孤立防止用無線を設置している場合は、その活用を図る。

（7）移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、町は県及び防災関係機関と連携して状況を把握するため、地域の状況により移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、被害状況の報告、町及び県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

（8）消防用主運用波無線の活用

町は消防機関との連携を図り、消防用主運用波無線の活用を図る。

３　通信設備の応急復旧

（1）町

町は災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保を図る。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電

源車の貸出要請を行う。

（２）通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、県、町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先として次により応急復旧を図る。

ア　非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し回線の応急復旧を図る。

イ　交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。

ウ　電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬電源装置を使用し応急復旧を図る。

エ　幹線伝送路の被災については、非常用電送装置による復旧を図る。

第６節　県消防防災ヘリコプターの活用等

総務課・消防機関

１　基本方針

津波災害時においては、道路の通行が困難となることが予想され、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターの派遣を県に応援要請する。

【体　系】

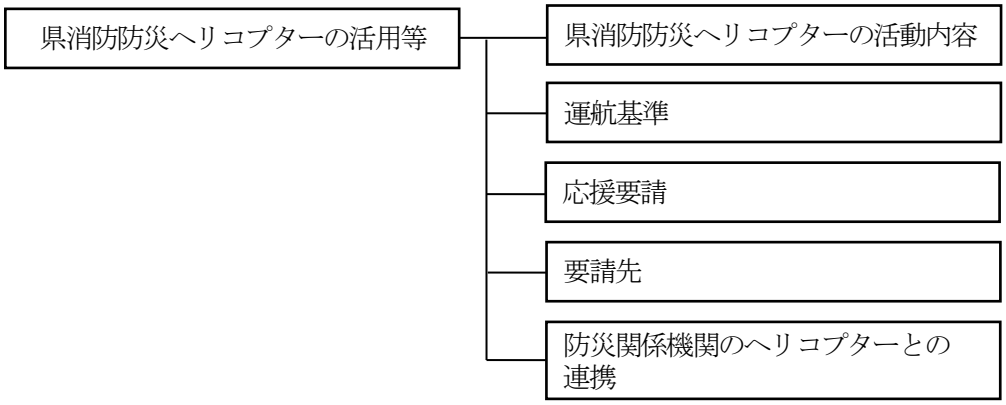

２　県消防防災ヘリコプターの活動内容

県消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航される。

（1）災害応急対策活動

○被災状況等の調査及び情報収集活動
○災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
○救援物資、人員等の搬送
○消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

（2）救助活動

○捜索又は救助活動
○陸上から接近できない被災者の救助活動
○高層建築物火災における救助活動

（3）救急活動

○遠距離の救急患者搬送
○傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

（4）火災防御活動

○被害状況等の調査及び情報収集活動 ○林野火災等における空中からの消火活動 ○消防職員、消防資機材等の搬送

（5）その他総括管理者（環境安全部長）が必要と認める活動

3　運航基準

県消防防災ヘリコプターの運航は、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成９年４月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成９年４月23日）」の定めるところによる。また、運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて、公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

4　支援要請

町長から知事に対する県消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年４月１日）」の定めるところによる。

（1）支援要請の要件

津波災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長等の要請に基づき支援が実施される。

○災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ○発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合 ○その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（2）要請方法

町から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

○災害の種別 ○災害の発生の日時、場所及び被害の状況 ○災害発生場所の気象状態 ○飛行場外離着陸上の所在地及び地上支援体制 ○災害現場の町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法 ○支援に要する資機材の品目及び数量 ○その他必要な事項

5　要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ
ＴＥＬ：0761－24－8930　　ＦＡＸ：0761－24－8931

6　防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、災害発生時においては、それぞれのヘリコプターの機動制等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるように体制整備を図る。

（1）石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項

石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県警察本部 （航空隊）	H10．3．31	076-238-9444 夜 076-225-0110 (内線 3812)	076-238-9444
	航空自衛隊第６航空団 （防衛部）		0761-22-2101 (内線 231) 夜(内 204)	0761-22-2101 (内線 651.657)
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線 215.216) 夜(内 218)	0761-22-2101 (内線 654)
	第九管区海上保安部 （新潟航空基地）		025-273-8118	025-279-2288

（2）大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年５月）

（3）消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	富山県	H９．７．１	076-495-3060	076-495-3066
	福井県		0766-51-6945	0776-51-6947

（4）石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	岐阜県	H20.10.14	058-272-1111	058-271-4119

別紙様式（第４条関係）

消防防災航空隊緊急出動要請書

石川県航空消防防災室長　殿

要請団体機関名
代表者　職　氏名　　印
電　　話
FAX

1　発　信　者	所属（課）　　職・氏名
2　要 請 日 時	年　月　日　曜日　午前・午後　時　分　頃
3　災 害 種 別	（1）火災　（2）救助　（3）救急　（4）自然災害
4　要 請 内 容	（1）消火　（2）救助　（3）救急　（4）捜索　（5）搬送
5　発 生 場 所 目　標	場所 目標
6　発 生 日 時	年　月　日　曜日　午前・午後　時　分　頃
7　事故概要又は 災 害 概 要	
8　気　象 （災害現場）	天候　風向　風速　m/s　気温　℃ 視界　m　（予警報：　警報　注意報）
9　必要資機材	
10　出　場　先 離 着 陸 場	場　所 施設名（目標） 要請元病院名
11　搬　送　先 離 着 陸 場	場　所 施設名（目標） 搬送先病院名
12　傷 病 者 等	住　所 氏　名　生年月日　年　月　日　歳　男・女 傷病名　程　度　重・中・軽
13　現地搭乗者	機関名　職・氏名
14　地上指揮者 コールサイン	指揮者氏名 無線種別（全国波・県内波）コールサイン
15　他の航空機へ の活動要請	

※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。

1　航空隊指揮者 コールサイン	指揮者　職・氏名 無線種別（全国波・県内波）コールサイン	
2　到着予定時間	年　月　日　曜日　午前・午後　時　分　頃	
3　活動予定時間	時間　分	
※　その他特記事項	受信者	

第７節　災害広報

総務課・消防機関

１　基本方針

津波災害が発生又は発生するおそれがある場合には、本章第４節「災害情報収集・伝達」に準じ広報活動を行うものとするが、特に広報媒体を十分活用し、町民に対して防災に関する諸対策、気象及び災害情報を周知徹底させ、人心の安定を図るとともに速やかな応急作業の推進に資するため、迅速かつ適切な広報活動を展開する。

【体　系】

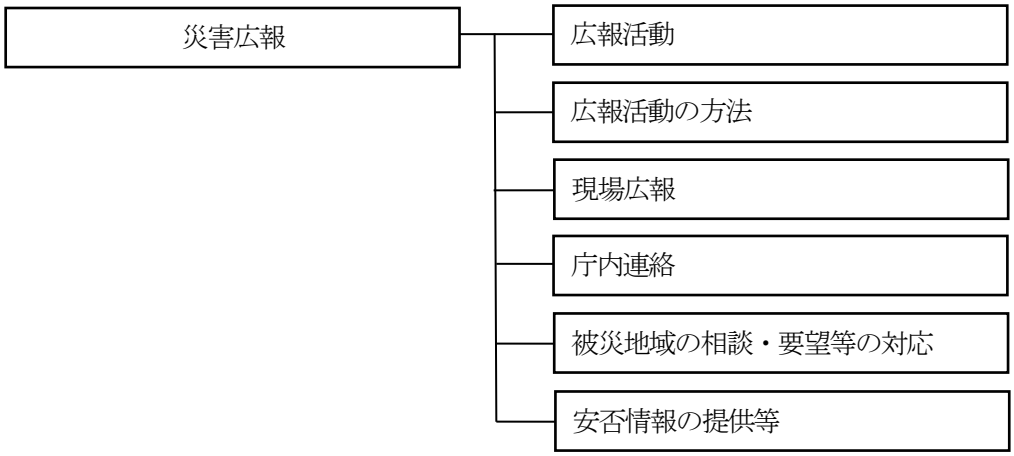

２　広報活動

広報事項の主なものは次のとおりとする。

（１）地震発生直後

○地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
○津波発生の有無、その他の状況や規模
○津波発生時の行動や注意事項
○人命救助等の自主的な防災活動
○避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
○車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

（２）被災者に対する広報

○町地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
○避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
○医療機関の診療状況
○電気等ライフラインの復旧状況
○交通機関等の復旧状況
○安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
○被災者生活支援に関する情報
○犯罪情勢及び予防対策

３　広報活動の方法

（１）報道機関への発表

ア　収集された情報を原則として時間を定めて提供する。

イ　報道機関自体の取材及び放送出演等の依頼に対しては、応急作業等に支障のない範囲で積極的に協力する。

（２）町民への広報

県を通じて報道機関に対し報道要請を行うとともに、町の広報媒体により適時に適切な広報周知を実施する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア　震災時には、必要に応じラジオ、テレビに放送要請する。

イ　インターネットの活用

ウ　携帯電話の活用

エ　別に定める広報基準により、広報区域、広報事項を定めて、広報車を被害が大きい地域に重点的に出動させ広報活動にあたる。

オ　広報刊行物の発行。

カ　必要に応じてビラ等の作成及び配布。

キ　相談窓口による情報提供

ク　Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用

（３）写真の作成

被災状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

４　現場広報

被災地付近の住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、次の防災広報基準により行う。

広報種類	防　災　広　報　基　準
防災１号広報	災害の発生が予想される場合、所管業務に基づき危険区域の住民に対し、広報車等の機動力をもって注意広報する。
防災２号広報	災害の発生が確実となった場合、被害発生が予想される危険区域を主として、広報車をもって警戒広報する。
防災３号広報	災害の発生が著しく大となった危険箇所に対し、避難指示（緊急）を行う。

５　庁内連絡

（１）予報及び警報の受領並びに伝達要領

金沢地方気象台が発表し、石川県危機対策課等が町に通報する予報・警報等は、総務課長（休日夜間にあっては、危機管理室職員）に通報する。

（２）町役場における措置

ア　総務課長（危機管理室職員）が警報等を受領したときは、必要に応じ速やかに町長、副町長に報告するとともに、関係各課へ伝達する。

イ　伝達を受けた各課は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、関係団体、出先機関等へ伝達する。

（3）出先機関等の措置

警報等の伝達を受けた出先機関の長は、その内容を職員に周知させるとともに、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じる。

６　被災地域の相談・要望等の対応

町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。また、その対策を積極的に広報する。

７　安否情報の提供等

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

８ ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第８節　消防活動

消防機関

１　基本方針

町民の生命、身体及び財産を津波災害により生じる火災等から守るため、その設備、資機材を最大限に活用し、消防機関はもとより町民を挙げて出火防止を図り、住民の救急・救助をはじめとして、的確な避難誘導による避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防御等に全機能をあげてあたる。その際、業務に当たる消防職員等の安全及び心のケアにも配慮するものとする。

【体　系】

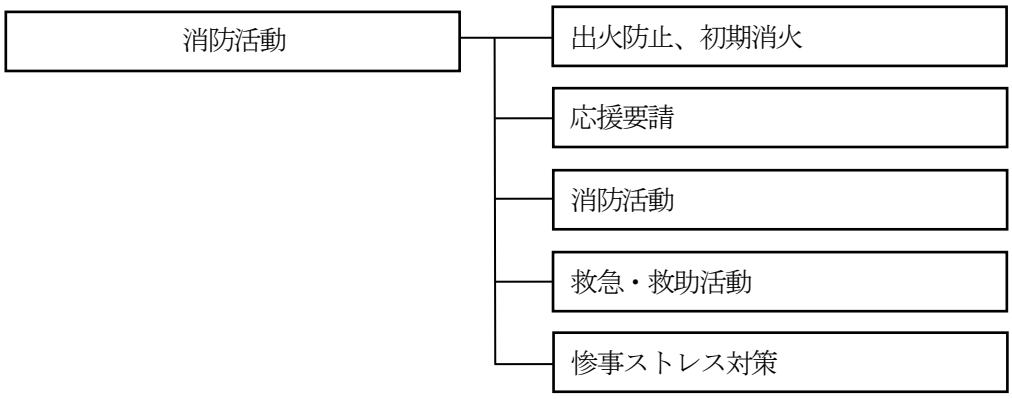

２　出火防止

津波発生時には、火災発生を最小限にくい止めるため、町民、事業者あげて出火防止を図る。

また、町は県と連携して、津波発生後は速やかにラジオ、テレビなどの報道機関の協力を得るなど、町民に対して出火防止の徹底を呼び掛ける。

３　応援要請

町長は、必要に応じて石川県消防広域応援協定（平成３年８月１日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により相互応援を行う。

（１）相互応援協定による相互応援

ア　消防長は、保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ　応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ　応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ　知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要指示を行うことができる。

（２）緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況や本町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制

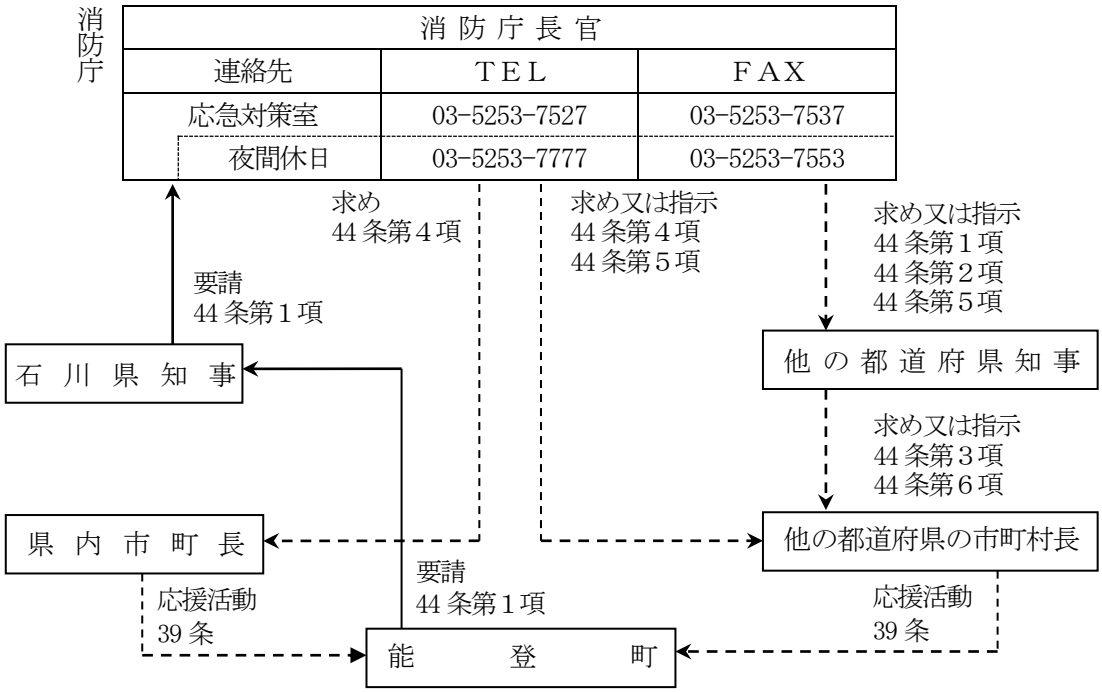

（注）条文は消防組織法

4　消防活動

（1）火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する情報を収集する。

○火災の状況
○自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
○消防ポンプ自動車等の通行可能道路
○消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

（2）消防活動の留意事項

津波災害時の火災の特殊性により、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

○火災件数の少ない地区には、集中的に消火活動を実施して安全地区の確保を図る。
○多数の火災が発生している地区や津波の浸水が想定される地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
○危険物の漏洩等により災害が拡大又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
○救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。
○自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携を図る。

５　救急・救助活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この場合、必要に応じて県消防防災ヘリコプター等を活用する。

６　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて県等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第９節　自衛隊の災害派遣

総務課

１　基本方針

津波災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき実施されるが、派遣要請にあたっては、町は県及び防災関係機関と連携を密にして、自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう的確な情報提供を図る。

自衛隊法第83条（災害派遣）－一部抜粋－

１　都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

２　防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

３　庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

【体系】

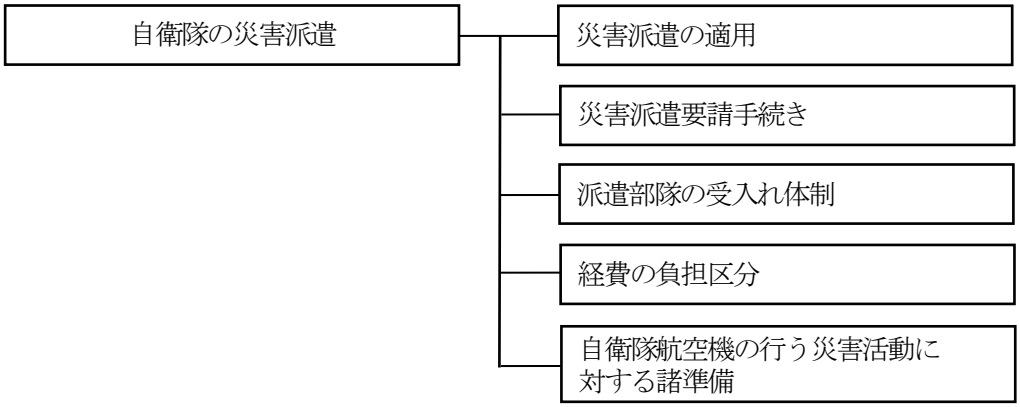

２　災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

（1）災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合。

（2）被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合。

（3）災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合。なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている。（災害対策における自衛隊との連携等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））

ア　関係機関に対して当該災害派遣に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ　海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。

エ　その他災害に関し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

（4）庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。

3　災害派遣要請手続き

（1）町長から知事への要求

ア　町長は、町内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、下記（ｱ）の要請事項のほか、（ｲ）のその他の連絡事項を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に要求する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

（ｱ）要請事項

a　災害の情況及び派遣を要請する事由

b　派遣を希望する期間

c　派遣を希望する区域及び活動内容

d　その他参考となるべき事項

（ｲ）その他の連絡事項

a　現に実施中の応急措置の概況

b　宿泊施設等の受入れ体制の状況

c　部隊等が派遣された場合の連絡責任者

イ　通信の途絶等により、町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、町内に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ　町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

（2）知事による要請

知事は、町長からの要求、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたとき、前記（ｱ）の要請事項を明らかにした文書で、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

派遣要請連絡先

自衛隊	部　隊　の　長	連　絡　先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第　３　科　長	076－241－2171（内線235）
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第３幕僚室長	0773－62－2250（内線2548）
航空自衛隊	第６航空団司令	防衛部防衛班長	0761－22－2101（内線231）

４　派遣部隊の受入れ体制

（１）受入れ準備

県知事から派遣の通知を受けたときは、次の事項に留意して派遣部隊の受入れに万全を期す。

ア　宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

イ　派遣部隊との連絡責任者を定める。

ウ　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後直ちに活動できるよう準備をする。

エ　ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点及び風向表示等の必要準備をする。なお、臨時離着陸場として使用可能箇所をあらかじめ選定しておく。

（２）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、部隊責任者と作業計画等について協議調整し、必要な措置をとるとともに次の事項を県知事に報告する。

ア　部隊到着日時

イ　隊員数

ウ　部隊の責任者の官職、氏名

エ　従事している作業内容及び進歩状況

（３）派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害の救援活動が終了し災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに県知事に対し文書（様式2）をもってその旨を報告し、撤収を要請する。

５　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が次の基準により負担する。なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

（１）派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料

（２）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

（３）派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借り上げ、運搬及び修繕費

（４）有料道路料

６　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

（１）空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の１メートル四方の旗を左右に振り連絡する。なお、異常がない場合は、旗を振ってはならない。

ア　急患が発生している場合　　赤　　旗

イ　食料が極度に不足している場合　　青　　旗

ウ　両方とも発生している場合　　赤青両旗

（２）ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（勾配４°～５°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア　次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

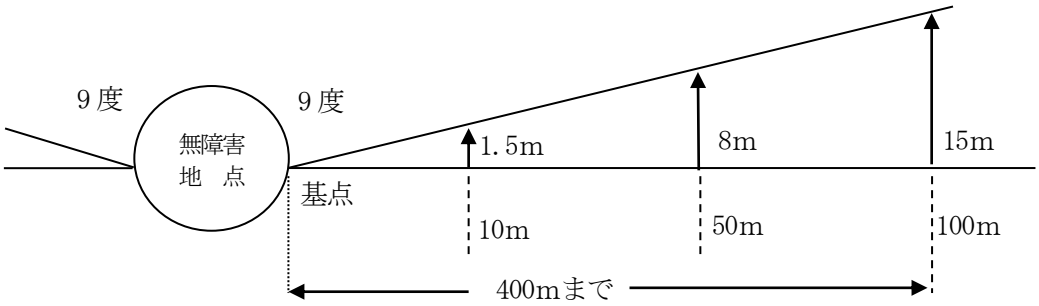

(ｱ) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

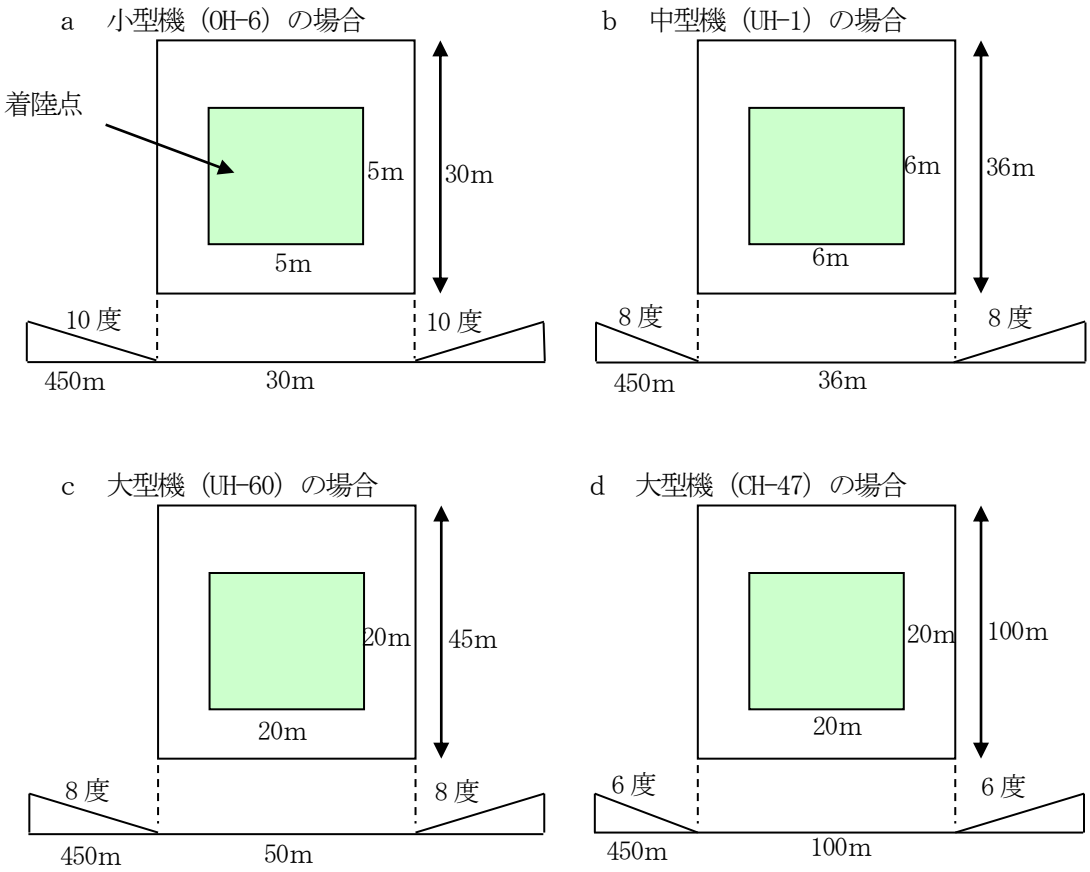

(ｲ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ　着陸地点には、次の基準のⓗ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ｱ) ⓗ記号の基準

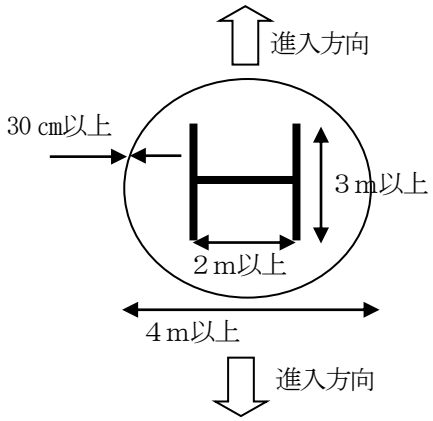

石灰等で表示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に表示

(ｲ) 吹き流しの基準

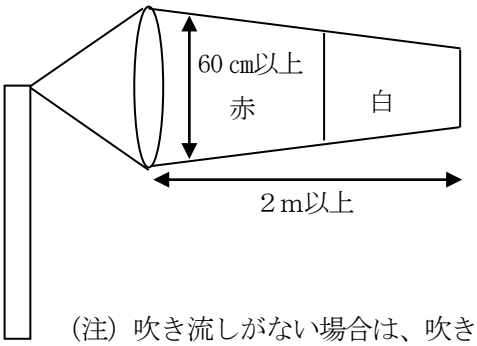

（注）吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

・生地は繊維
・型は円形帯

ウ　危険予防の措置

(ｱ) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となる恐れがある範囲には、立ち入らせない。

(ｲ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

様式１号

第　　号
年　月　日

石 川 県 知 事　殿

能登町長　　印

災 害 派 遣 要 請 に つ い て

自衛隊法第 83 条第１項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

１.災害の状況及び派遣を要請する事由
（１）災害の状況
（２）派遣を要請する事由

２.派遣を必要とする期日

３.派遣を希望する勢力及びその任務
（１）勢力
（２）任務

４.派遣を希望する区域及び活動内容
（１）派遣区域
（２）活動内容

５.その他参考となるべき事項

６.経費の負担
自衛隊の防災活動に要する経費は、原則として本町が負担する。

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

石　川　県　知　事　　殿

能登町長　　印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、（災害復旧）もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１.撤収要請依頼日時

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２.派遣要請依頼日時

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３.撤収作業場所

４.撤収作業内容

第１０節　避難誘導等

総務課・建設水道課・健康福祉課・消防機関

１　基本方針

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏洩、地すべり及び山崩れ・がけ崩れ等の危険から、町民及び滞在者の生命、身体の安全を確保するため、町長は災害対策基本法に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講じる。

【体　系】

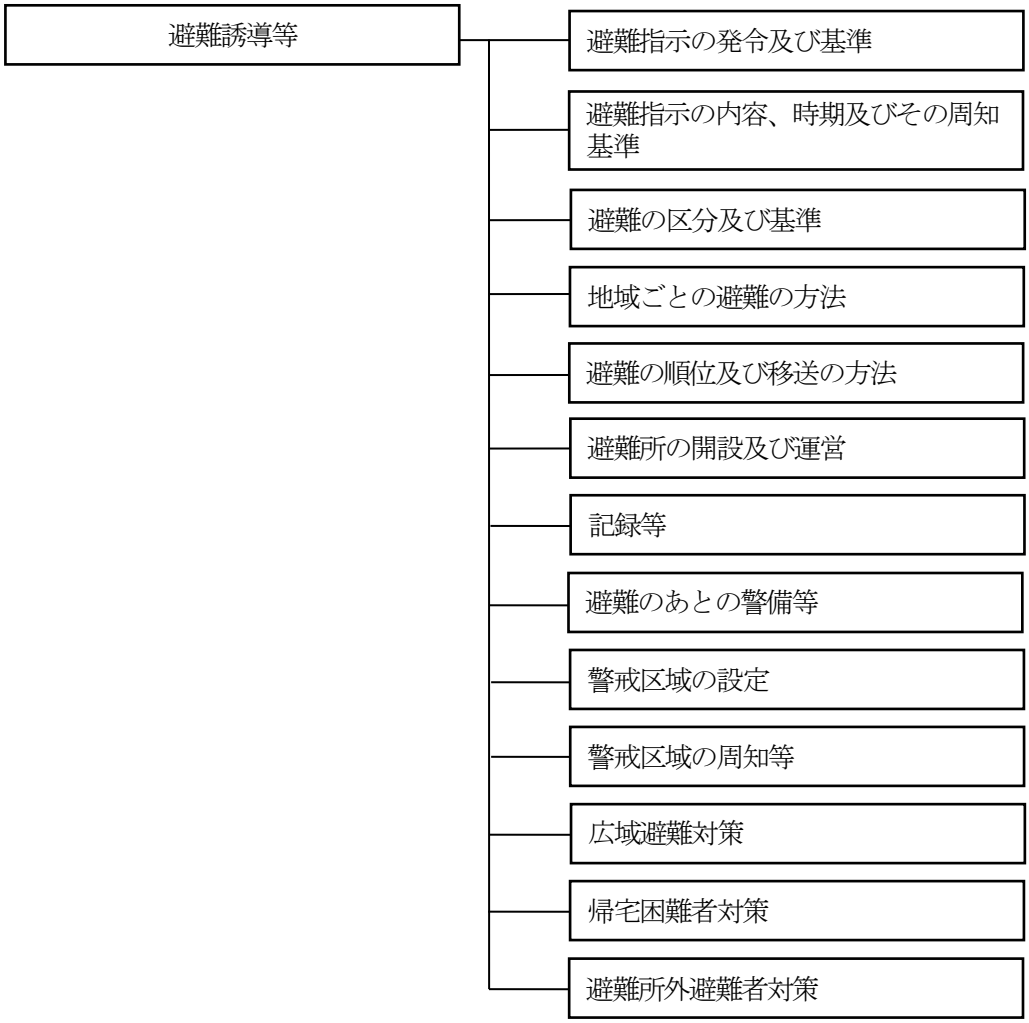

２　避難指示の実施及び基準

（１）町長（災害対策基本法第60条）

ア　震災が発生した場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。この場合必要があると認めるときは立退き先を指示する。

なお、町長はこれらの指示等を行ったときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数及び立退き先等を県へ報告する。また、町長は避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに県へ報告する。

イ　震災の発生により、町長が実施すべき避難指示が実施できなくなった場合は、知事が町長に代わって町地域防災計画の定めるところにより避難指示を実施する。

なお、知事は町長に代わって避難指示を実施したとき又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

（２）警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

前記（１）の町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに町長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

（３）水防管理者（町長）（水防法（昭和24年法律193号）第21条）

溢水及び破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対して避難のための立退きを指示する。この場合、直ちに管轄の警察署長に通知する。

（４）知事又はその命を受けた職員（水防法第21条）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水、破堤あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対して避難のための立退きを指示する。この場合、直ちに管轄の警察署長に通知する。

（５）自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り危害を受けるおそれがある者に対して避難の措置をとる。

（６）相互の連絡協力

（１）から（５）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

（７）避難指示（緊急）の発令方法

避難指示の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令する。（避難指示の発令方法については、平成22年11月作成　能登町避難情報の判断・伝達マニュアル参照）

なお、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

３　避難指示の内容、時期及びその周知

（１）避難指示の内容

避難指示をする場合、町長等は次の内容を明示する。

◯避難指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
◯避難対象地域
◯避難先
◯避難経路
◯避難行動における注意事項（携帯品、服装）
◯出火防止の措置
◯電気（配電盤）の遮断措置
◯その他必要な事項

（２）住民への周知

町長等は、避難指示を行う場合には、地域住民等に対して町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）、エリアメール等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、町は発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

（３）避難指示の内容、時期及びその周知については、能登町避難情報の判断・伝達マニュアル（平成22年11月作成）参照

４　避難の区分及び基準

（１）事前避難

危険物等の漏洩、破堤、地すべり又はなだれ等の被害のおそれがある場合は、あらかじめ居住者、滞在者を安全な場所へ避難させる。

（２）緊急避難

事前避難のいとまがなく、津波、火災又は危険物等の漏洩により著しく危険が切迫していると認められたときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。

（３）収容避難

必要に応じ一時的避難場所（緊急避難場所）から緊急避難者又は救出者を指定する場所に収容避難させる。

５　地域ごとの避難の方法

避難場所は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりとし、避難者の誘導は消防班員、警察官及び自主防災組織（町内会等）の誘導班（役員）が避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して誘導する。

また、集団避難に心掛けるとともに、要配慮者に十分配慮する。なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

６　避難の順位及び移送の方法

（１）避難の順位

避難させる方法は、要配慮者を優先的に避難させる。

（２）移送の方法

自力で避難できない場合、避難途中危険がある場合、病院等の入院患者の場合並びに老人や子供の避難については、必要に応じて車両、舟艇等を利用して行う。

７　避難所の開設及び運営

（１）避難所の開設が必要な場合は、町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、警察署と十分な連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

なお、町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

町、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

（２）避難生活の対象者

○住居等の被災者
○避難指示などの対象地域の居住者
○帰宅できない旅行者、迷い人等

（３）避難所を開設したときは、次の事項を県へ報告する。

○避難所の名称
○避難所開設の日時及び場所
○世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
○開設期間の見込み
○必要な救助・救援の内容

（４）避難等の把握状況

町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。また、警察等関係機関

と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

（5）避難所の運営

◯町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

◯避難所の管理運営等を適切に行うために、町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

◯町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

◯避難所の安全確保と維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

◯避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

◯避難者のニーズを十分把握し、津波の災害の状況、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

（6）仮設トイレ等の設置

町は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に斡旋を要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常の管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

（7）要配慮者に対する配慮

町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

（8）要配慮者等の健康管理

町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

（9）二次避難支援の実施

町は、災害時要援護者支援プランに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応

じ、広域的な調整を県に要請する。

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 女性や子ども等の安全の配慮

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(12) ホテル・旅館等の活用

町は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(13) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により避難所の早期解消に努める。

(14) ペット動物の飼育場所の確保等

町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

８　記録等

本部及び各避難所には、維持、管理のため次の帳簿を整備保存する。

（１）避難所収容台帳（日誌）
（２）避難所用物品受払簿
（３）避難所設置及び収容状況（収容者名簿）
（４）避難所開設に要した支払証拠書類
（５）避難所設置に要した物品受払証拠書類

９　避難のあとの警備等

避難したあとの地域住民の財産保護対策は、警察官と協議のうえ警察官若しくは本部長の指定した者がこれにあたる。また、避難所における秩序保持も同様に実施する。

10　警戒区域の設定

（１）町長（災害対策基本法第63条第１項）

津波災害時、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入りを制限、禁止し又は退去を命ずる。

（２）警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第２項）

町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、

警察官又は海上保安官は、（１）の町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を町長へ通知する。

（３）自衛官（災害対策基本法第63条第３項）

災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を町長に通知する。

11　警戒区域の周知等

（１）警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民に周知及び関係機関への連絡を行う。

（２）町長は、警察官等の協力を得て住民等の退去に確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

12　広域避難対策

（１）町の対策

ア　災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ　被災者の他地区への移送を要請した場合は、町の所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

ウ　国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

エ　移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町が行い、被災者を受入れた市町は協力する。

オ　町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

カ　その他必要な事項については、別に定める。

（２）広域一時滞在

ア　町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。

イ　県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待ついとまがないときは、町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

ウ　町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

13　帰宅困難者対策

町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むや

みに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、民間企業と協定を締結し協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

14　避難所外避難者対策

町は、町内会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第１１節　要配慮者の安全対策

健康福祉課・消防機関

１　基本方針

津波災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

【 体 系 】

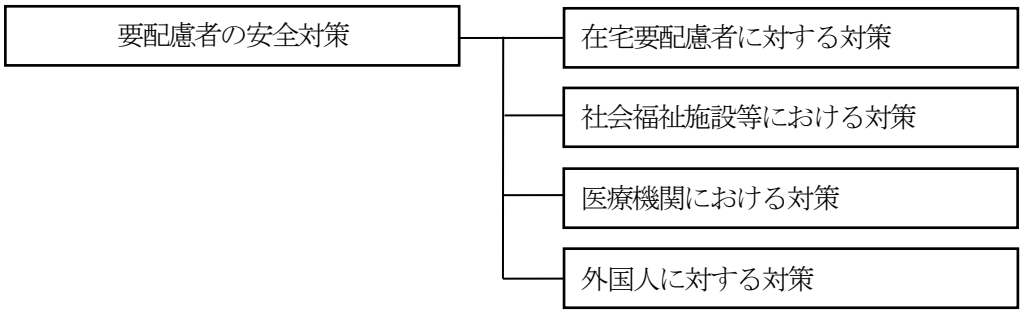

２　在宅要配慮者に対する対策

（１）災害発生後の安否確認

町は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否の確認に努める。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努め、必要に応じて町内会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織（町内会）等の協力を得る。

（２）避難

地震により住民避難が必要となった場合は、町は避難行動要支援者の避難にあたっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行う。避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

（３）被災状況等の把握及び日常生活支援

町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア　被災状況等の把握

町は、避難所及び要配慮者の自宅等に保健婦や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ　被災後の日常生活支援

町は県の協力のもと、在宅の要配慮者の被災状況に応じて避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供を図る。

（４）二次避難支援の実施

町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

３　社会福祉施設等における対策

（１）施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消を図る。

入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織（町内会・区会）の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織（町内会・区会）の協力を得て安全な避難誘導を図る。

（２）被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を町、県等に報告し必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し必要な協力を依頼する。

（３）施設の使用が不能となった場合

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引取り等の措置を講じる。町及び県は被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め入所可能施設を斡旋する。

４　医療機関における対策

（１）医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

（２）被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

（３）医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

県及び町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

５　外国人に対する対策

（1）町は県と連携して、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等を図る。

（2）町は広報車等により外国語による広報を行う。また、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を図る。また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握を図る。

第１２節　医療救護活動

総合病院・健康福祉課・消防機関

１　基本方針

震災・津波災害時には建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、町は県及び他の関係機関と連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

【体　系】

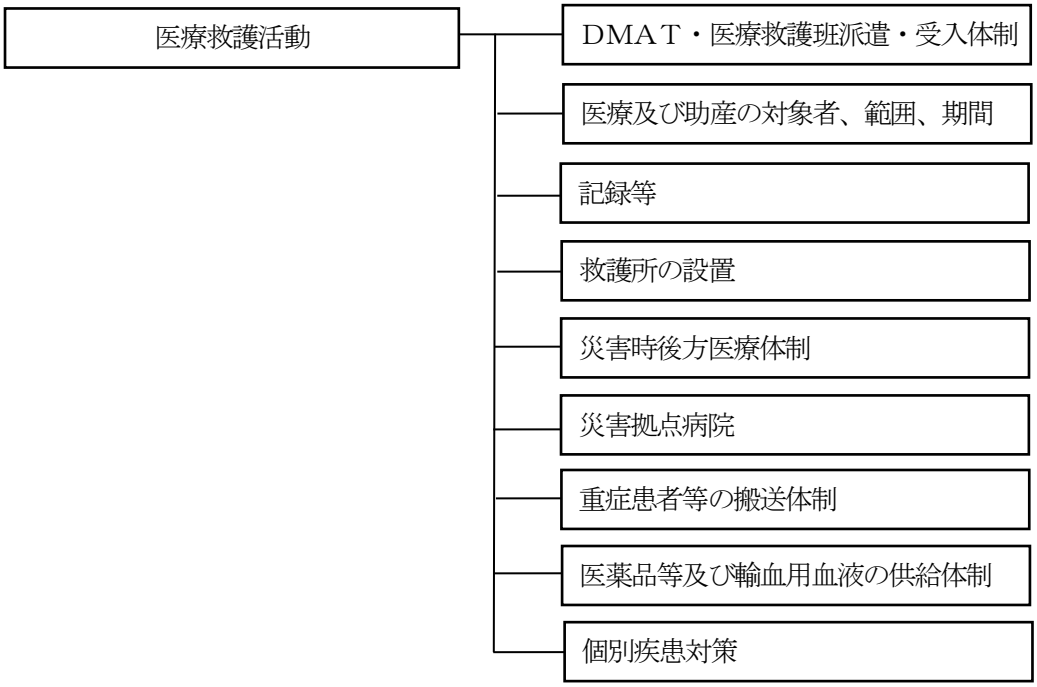

２　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）町

ア　町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会に医療救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

イ　医療救護班による救護ができない場合は、委託医療機関又は委託助産機関が救護を行うが、この場合は被災者に次の様式による医療券若しくは助産券を交付し、被災者はこれを持参して救護を受ける。

ウ　医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

医療・助産券

（ 表 面 ）

No.

医　療

券

助　産

住所

氏名

年　月　日から

有効期間

年　月　日まで

町長　　印

（ 裏 面 ）

注意事項

１　この券を使用できるのは町の委託を受けた医療・助産の機関のみです。

２　国民健康保険、健康保険、共済組合等の加入者でもこの券を利用してください。

３　医療の範囲は次のとおりです。

（１）診療

（２）薬剤又は治療材料の支給

（３）処置手術その他の治療及び施術

（４）病院又は診療所への収容

（５）看護

４　助産の範囲は次のとおりです。

（１）分娩の介助

（２）分娩前後の処置

（３）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（２）県

ア　災害医療支援室の設置

県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び市町等から把握する。

イ　県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、ＤＭＡＴを派遣するほか、医療救護班を派遣する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受けるものとする。

ウ　ＤＭＡＴの派遣

(ｱ) 県は、石川ＤＭＡＴが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川ＤＭＡＴ指定病院に対して石川ＤＭＡＴの出動を要請する。

(ｲ) 県は、20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる災害の場合は、国及び他の都道府県にＤＭＡＴの派遣を要請する。

エ　医療救護班の派遣

(ｱ) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受けるものとする。

(ｲ) 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

オ　ドクターヘリの派遣要請

(ｱ) 町は、ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、基地病院（県立中央病院）に対して、派遣を要請する。

(ｲ) 災害時おける運用については、「石川県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによ

る。

（３）公立病院等

ア　公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ　公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

３　医療及び助産の対象者、範囲、期間

医療を必要とする状態が生じたにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者又は災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で災害のために助産の途を失った者。

（１）医療及び助産の範囲

ア　医療

(ｱ) 診療

(ｲ) 薬剤又は治療材料の支給

(ｳ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(ｴ) 病院又は診療所への収容

(ｵ) 看護

イ　助産

(ｱ) 分娩の介助

(ｲ) 分娩前後の処理

(ｳ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（２）医療及び助産の期間

災害救助法が適用になった場合、医療救助は災害発生の日から14日以内、助産救助は分娩の日から７日以内とする。

４　記録等

医療及び助産を実施した場合に整備すべき記録等は次に準ずるものとする。

（１）医療助産券交付簿

（２）医療救護班診療記録簿

（３）医療救護班医薬品衛生材料使用簿

（４）医療救護班の編成及び活動記録

（５）医薬品衛生材料受払簿

（６）病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類

（７）医薬品衛生材料等購入支払証拠書類

（８）助産台帳

（９）助産関係支出証拠書類

なお、助産を医療救護班が行った場合は、助産台帳とは別に活動状況等の中にそのことを明らかにする。

５　救護所の設置

（１）町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。

（２）救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

６　災害時後方医療体制

（1）医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受けるものとする。
（2）災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

7　災害拠点病院

（1）次の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

種別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	珠洲市総合病院
	市立輪島病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	小松市民病院
	公立松任石川中央病院

（2）医療救護班の業務内容

○傷病者のトリアージ
○傷病者に対する応急措置
○重症者の後方病院への搬送手続き
○救護所における診療
○避難所等の巡回診療
○被災地の病院支援
○医療救護活動の記録
○その他必要な事項

（3）医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

（4）災害拠点病院は、他のＤＭＡＴ及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

8　重症患者等の搬送体制

（1）搬送者及び搬送先の選定

搬送にあたっては負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受けるものとする。

（２）搬送の実施

ア　災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは県に要請する。原則として被災現場から医療施設又は救護所までの搬送については町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については県及び町が対応する。

イ　重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、ＳＣＵを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

なお、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第６節「県消防防災ヘリコプターの活用等」及び本章第９節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

９　医薬品等及び輸血用血液の供給体制

（１）医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合は、町災害対策本部に調達を要請する。

（２）町災害対策本部

ア　医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合は、調達できる医薬品等を供給する。なお、町において調達できない場合は県に要請する。

イ　輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県へ調達を要請する。

10　個別疾患対策

慢性腎疾患や難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼動状況を把握のうえ、患者等へ的確な情報を提供し受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保を図る。

また、慢性疾患患者の受入れ可能な医療機関が不足する場合は、県に要請する。

第１３節　健康管理活動

健康福祉課

１　基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

【 体 系 】

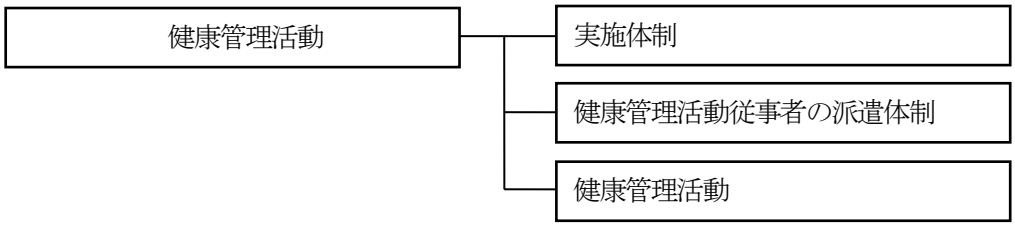

２　実施体制

町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

３　健康管理活動従事者の派遣体制

（１）町は、被災者等の健康管理に際し、町の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

（２）県は、町から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、町が行う健康管理活動を支援する。

また、必要な場合、町に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

４　健康管理活動

（１）町は、健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。

（２）町は、町が作成する保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

（３）町は、避難生活における健康への配慮点などを広報することにより、避難者自らが健康管理に注意するように呼びかける。

（４）町は、健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

図　災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
（厚生労働省防災業務計画を一部変更）

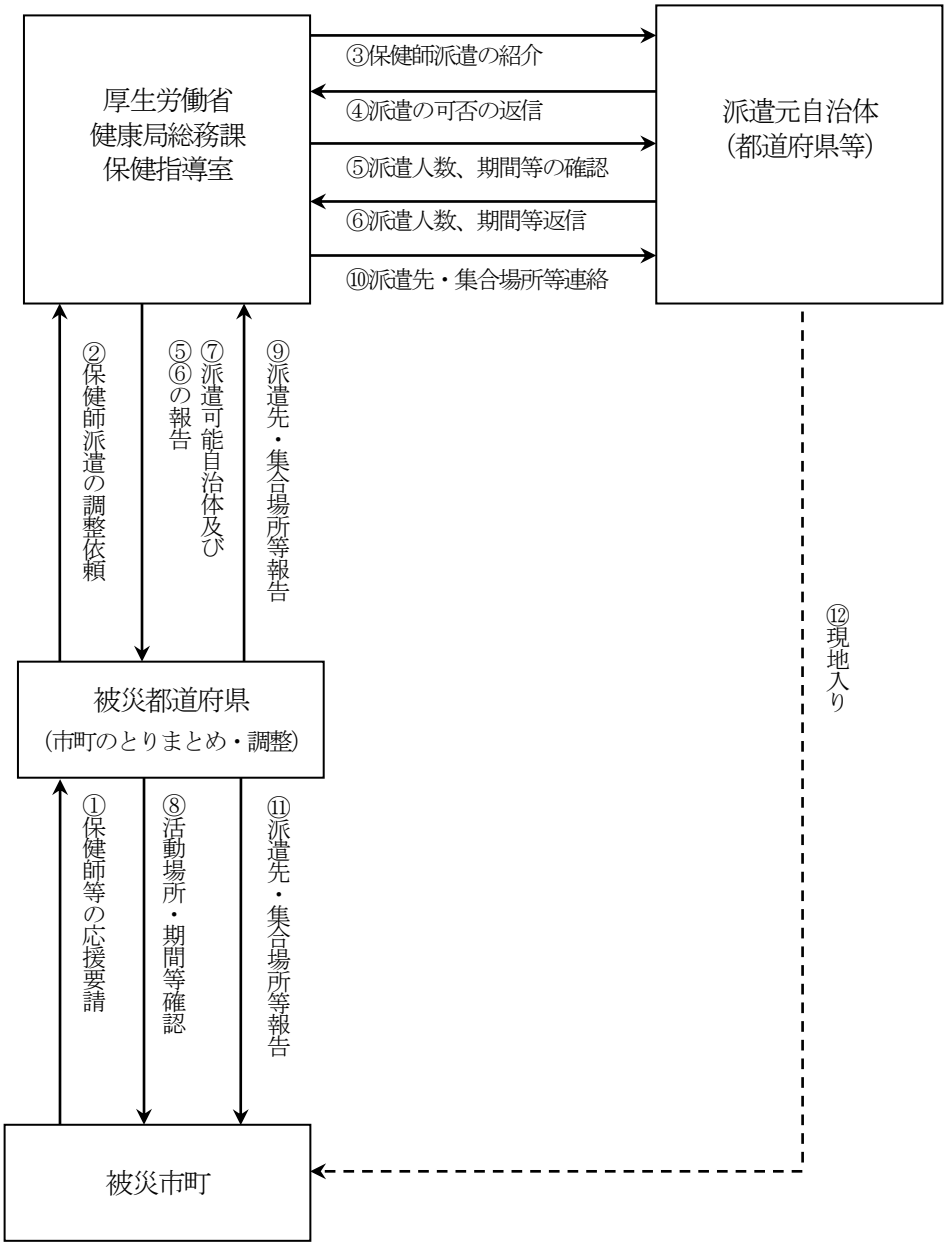

第１４節　救助、救急活動

消防機関

１　基本方針

大規模津波の発生時には、流失した家屋の下敷等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、町は防災関係機関と連携し、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して医療機関に搬送又は保護する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国や県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

【体　系】

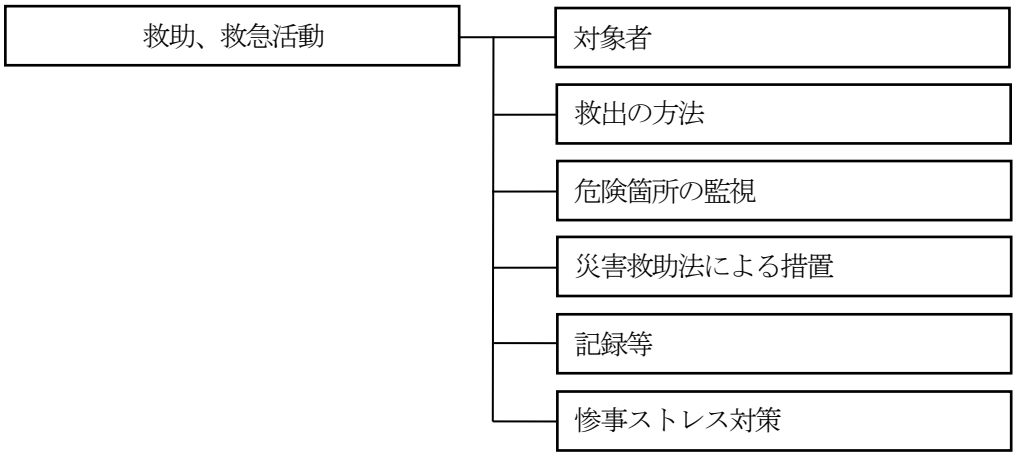

２　対象者

津波が直接の原因となって、速やかに救出しなければ生命、身体が危険な状態にある者であり、おおむね次の場合に該当する。

（１）津波に巻き込まれた者
（２）倒壊家屋・流木やがれき等の下敷きになった者
（３）津波の最大浸水深よりも高い階に滞留する者
（４）病院・福祉施設等に取り残されている者
（５）津波に巻き込まれる等により、車内に閉じ込められている者

３　救出の方法

被災者の救出は、消防職員及び消防団員を主体として実施する。なお、津波災害が甚大である場合又は消防職員及び消防団員のみで救出できないときは、隣接市町に対して消防団の応援、県に対して警察官及び自衛隊の派遣を要請する。

なお、町民、自主防災組織（町内会・区会）、事業所においては、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する。

４　危険箇所の監視

災害発生後、本部の災害発生地区の巡視に協力し、積極的な救出活動に努めるとともに、必要があるときは警察官に対し警らの協力を要請する。

５　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

６　記録等

救出を実施した場合に整備保存すべき記録等は、次に準ずるものとする。

（１）救出状況記録簿
（２）救出関係支払証拠書類
（３）救出用機械器具燃料受払簿
（４）救出用機械器具修繕費支払簿

７　惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第８節「消防活動」６による。

第１５節　水防活動

建設水道課・消防機関

１　基本方針

町及び防災関係機関は、地震に伴う津波や洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施して、浸水等の被害の拡大防止を図る。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機する。

【 体 系 】

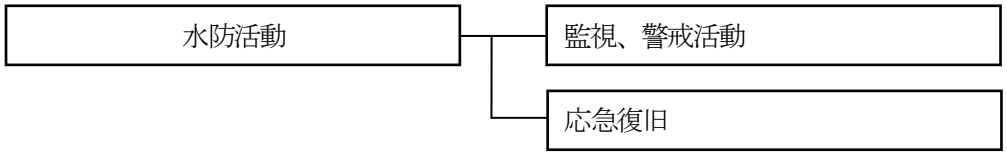

２　監視、警戒活動

大津波警報・津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を能登町水防計画の定めにより行う（「第３節　大津波警報・津波警報・注意報の発表」参照）。

（１）地震後監視

震度４以上の地震が発生した場合、各施設の管理者及び水防団員は、必要に応じ河川、及びため池等について、巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、順次関係機関に連絡するものとする。

３　応急復旧

水防計画に基づき、町等の水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第１６節　災害救助法の適用

総務課

１　基本方針

町長は、災害の状況により直ちに災害救助法による救助を必要と判断したときは、知事に対しその状況を報告する。

なお、県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

【 体 系 】

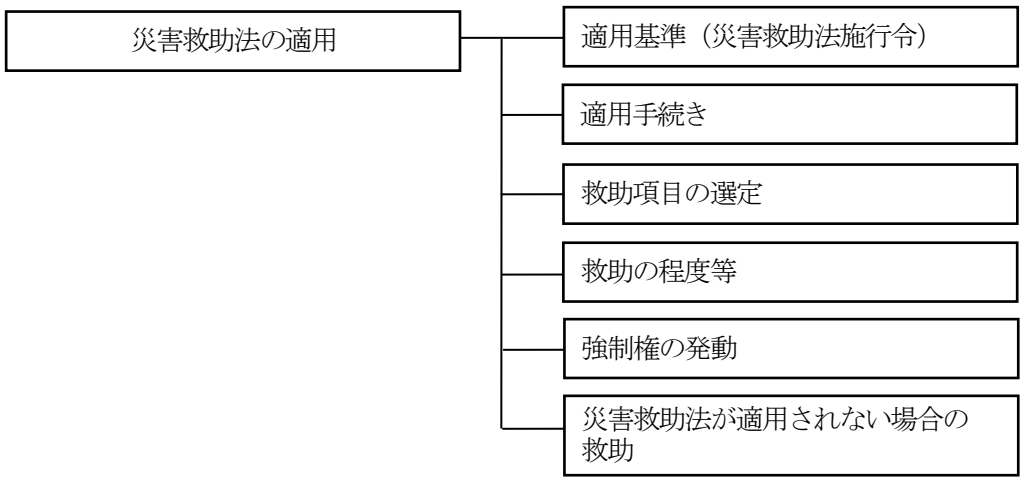

２　適用基準（災害救助法施行令）

（１）住家が焼失した世帯の数が町の区域内の人口に応じ、次表Ａ欄の世帯数以上に達したとき（災害救助法施行令第１条第１項第１項）。

（２）被害世帯数がＡ欄の基準に達しないが、本県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上で、町の被害世帯数がＢ欄に示す世帯以上になったとき（災害救助法施行令１条第１項第２号）。

町の人口	A （住家滅失世帯数）	B （住家滅失世帯数 1,500 世帯以上の場合）
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯	25 世帯

（３）本県の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町の被害世帯数が多数であるとき（令１条第１項第３号前段）。

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき（災害救助法施行令１条第１項第３号後段）。

（５）多数の者が生命身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき（令１条第１項第４号）。

ア　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第２条第１号）

イ　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特

殊の技術を必要とすること。（内閣府令第２条第２号）

（注）住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

１　住家の全壊（焼）又は流出した世帯は、１世帯を滅失世帯１世帯とする。

２　住家が半壊（焼）又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

３　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

３　適用手続き

（１）町の区域内における災害の程度が、災害救助法の適用基準に達した時又は達する見込であるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告する。

（２）救助が緊急を要し、知事の救助を待つ暇がないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、救助の実施に関する職種の一部を町長が行う。

（３）知事は災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

（４）災害救助法を適用した場合は、知事は速やかに公示する。

４　救助項目の選定

県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して救助方針を立て、適切かつ効果的な救助を行う。また、救助の性質によりその迅速化を図るため、別表の１、２の一部、３から14までに定める救助は、救助の内容及び期間を通知することにより、町がこれを行う。また必要がある場合には、知事はその他の救助についても救助実施の職権の一部を町長が行えるよう通知する。

５　救助の程度等

別表「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）」による。ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議をし、同意を得たうえで救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

６　強制権の発動

救助の実施にあたり、関係者の協力を得られず救助を行えないと判断した場合は、災害救助法に定める所により、従事命令又は協力命令を発して、施設を管理又は使用し、物資の保管について命令する。

７　災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、災害救助法による救助に準じて町地域防災計画に定める。

別表　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(一部抜粋)

令和５年４月１日現在

<table>
<tr><th>番号</th><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</td><td>(基本額)
避難所設置費
１人　１日当たり
340円以内
(加算額)
高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
２　避難に当たっての輸送費は別途計上
３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td><td>１　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定。
２　限度額　１戸当たり
6,775,000円以内
３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</td><td>災害の発生の日から20日以内着工</td><td>１　平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。
２　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)
３　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
４　給与期間　最高２年以内
５　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに借上げ、提供しなければならない。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１人１日当たり
1,230円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は1／3日）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>5</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人
世帯</th><th>２人
世帯</th><th>３人
世帯</th><th>４人
世帯</th><th>５人
世帯</th><th>６人以上
１人増す
ごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全　壊
全　焼
流　失</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,000</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr><tr><td rowspan="2">半　壊
半　焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額
２　現物給付に限ること。</td></tr>
</table>

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的措置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に肋産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産婦による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯　706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　343,000以内	災害の発生の日から１か月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,800円 中学校生徒　5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
11	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上）213,800円以内 小人（12歳未満）170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1　洗浄、消毒等 １体当たり3,500円以内 2　一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 １体当たり 5,400円以内 3　検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10
ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
ト　5億円を超える部分の金額については100分の4

第１７節　災害警備及び交通規制

総務課・消防機関

１　基本方針

津波災害時に、警察及び海上保安部は、住民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

【 体 系 】

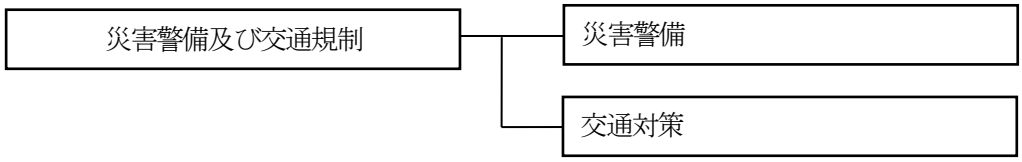

２　災害警備

津波災害時における災害警備は県警察本部が担当し、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防及び交通規制等の災害警備の実施については、県地域防災計画、県警災害警備計画に定めるところによる。

３　交通対策

（1）陸上交通規制

ア　交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制
道路管理者等	一般国道	国土交通省又は県	1　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 2　道路工事のため止むを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	町道	能登町	
	漁港道路	能登町	
公安委員会	公安委員会 珠洲警察署長 警察官		1　災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3　道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由、その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ　発見者等の通報

震災害時に道路､橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに珠洲警察署又は町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路管理者等又は警察官に速やかに通報する。

ウ　道路管理者等の実施要領

津波災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報

等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

(ｱ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(ｲ) 知事は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(ｳ) 津波災害時において、交通に危険があると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ｴ) 道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」」（昭和35年総理府、建設省令第３号）の定める様式により標示を行う。

(ｵ) 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

エ　規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第５条第２項に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導にあたる。

(ｱ) 規制標識

a　道路法第45条（公安委員会の交通規制）によるもの

b　道路交通法（昭和35年法律第105号）第４条(道路標識等の設置等)によるもの

c　災害対策基本法施行規則第５条（災害時における交通の規制に係る表示の様式等）第１項によるもの

(ｲ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

a　禁止又は制限の対象

b　区間又は区域

c　期間

d　理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車輌の協力を求める。

オ　運転者の取るべき措置

◯走行中の車両は、次の要領により行動する。
- できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- 停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。

◯避難のために、車両は使用しないこと。

第１８節　行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬

住民課

１　基本方針

津波災害時において、死亡していると推定される者の捜索、死亡者の収容、処理及び火葬を実施する。

【 体　系 】

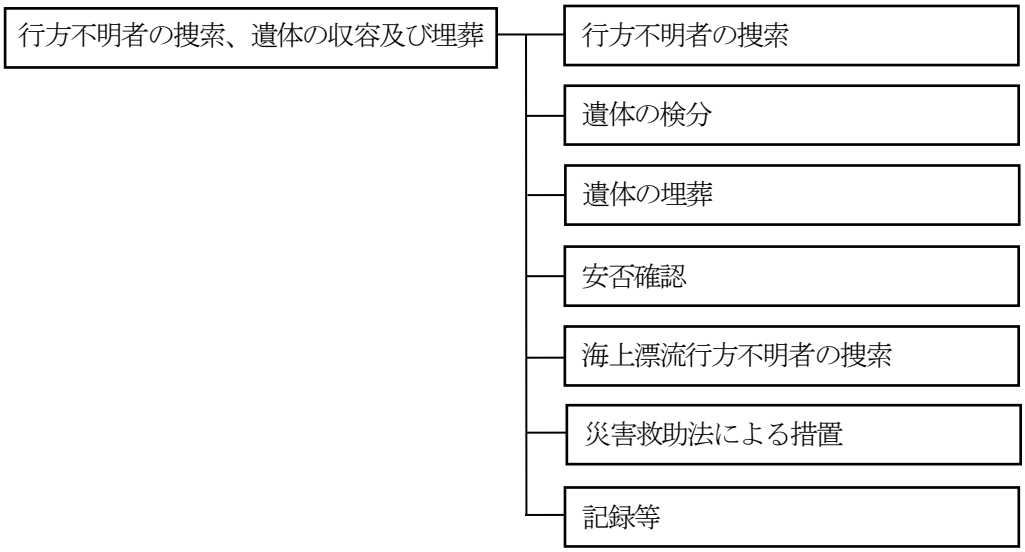

２　行方不明者の捜索

（１）実施者及び方法

町が作業員、必要な舟艇及びその他機械器具等を借り上げて実施するが、被災の状況により実施困難な場合は、他の機関からの応援を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

（２）応援要請等

ア　町が被災その他の事情により実施が困難なとき又は遺体が流出等により他町に漂着していると考えられるときは、県、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に捜索の応援を要請する。

イ　応援要請にあたっては次の事項を明示して行う。

(ｱ) 遺体が埋没あるいは漂着していると思われる場所

(ｲ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣及び持ち物等

(ｳ) 応援を求めたい人数、舟艇及び器具等

(ｴ) その他必要な事項

３　遺体の検分

遺体を発見したときは速やかに県、管轄警察署に連絡するとともに、その検分を待って遺体を処理する。この場合、町において遺体処理場所を借り上げ又は仮設し、医療救護班若しくは医師が遺体の検案、洗浄縫合消毒等の処置を行う。

４　遺体の埋葬

津波災害の際死亡した者に対して、遺族が火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族が不明の場合には応急的に火葬するものとし、遺族に棺、骨壷等を支給する等の現物給付をもって行う。なお、火葬の実施にあたっては、能登町火葬場で実施するとともに、町は次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受ける。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査にあたる。

ウ　被災地以外に漂着した死体等のうち､身元が判明しない者は行旅死亡人としての取扱いによる。

５　安否確認

町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

６　海上漂流行方不明者の捜索

遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに県消防防災ヘリコプター及び海上保安庁に出動要請を行うとともに、県を通じ自衛隊にも捜索を要請する等の措置をとる。

７　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

８　記録等

行方不明者捜索、遺体の処理又は火葬を行うときは、次に準じた書類、帳簿等を整備保存する。

（１）行方不明者捜索状況記録簿
（２）遺体処理台帳
（３）火葬台帳
（４）行方不明者捜索、死体処理及び火葬関係支払証拠書類
（５）行方不明者捜索用機械器具燃料受払簿
（６）行方不明者捜索用機械器具修繕費支払簿

第１９節　危険物の応急対策

消防機関

１　基本方針

町及び防災関係機関は、危険物施設等が被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握して被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害の防止を図るとともに、住民の安全確保、早期復旧を図る。

【体　系】

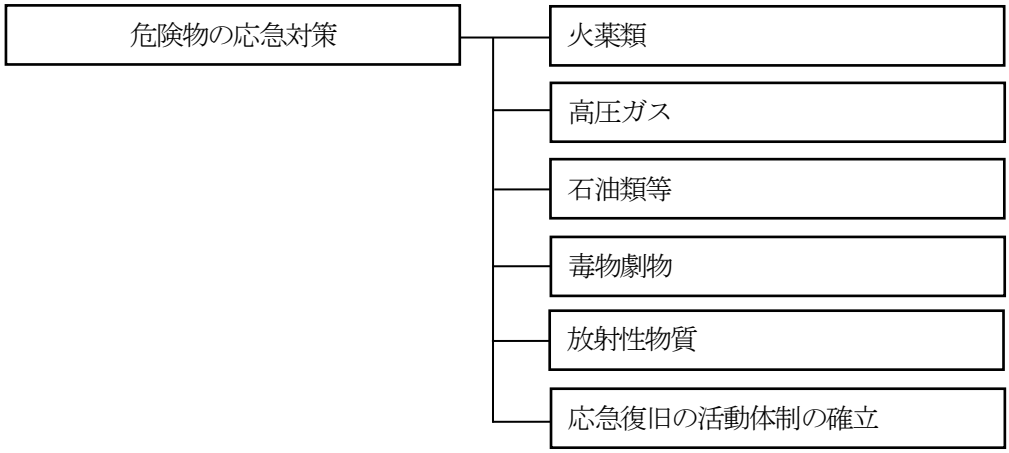

２　火薬類

（1）応急措置	ア　火薬庫が被災した場合は、使用を即時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。 ウ　製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
（2）応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

３　高圧ガス

（1）応急措置	ア　施設設備が被災した場合は、使用を即時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ　製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ　販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
（2）応急復旧	ア　施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ　販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

４　石油類等

（１）応急措置	ア　施設設備が被災した場合は、使用を即時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ　販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ　販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
（２）応急復旧	ア　施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部等の監督機関の検査を受ける。 イ　販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

５　毒物劇物

（１）応急措置	ア　県は、毒物劇物の性状等の情報収集と毒物劇物営業者等に対する監視指導の徹底を図る。 イ　保管庫等が被災した場合は、営業者等は、使用を即時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 ウ　運搬中に被災した場合は、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難防止を図るとともに、施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。
（２）応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧するものとし、県及び警察等監督機関の検査を受けるものとする。

６　放射性物質

（１）応急措置	ア　保管庫等が被災した場合は、使用を即時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
（２）応急復旧	盗難等の防止を図るとともに施設整備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

７　応急復旧の活動体制の確立

（１）施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。

（２）応急復旧活動のための緊急用資機材については備蓄を図る。

第２０節　ライフライン施設の応急対策

建設水道課

１　基本方針

電力施設、通信施設、下水道施設等のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合は大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがあるため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講じるとともに早期の復旧を図る。

また、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

【 体　系 】

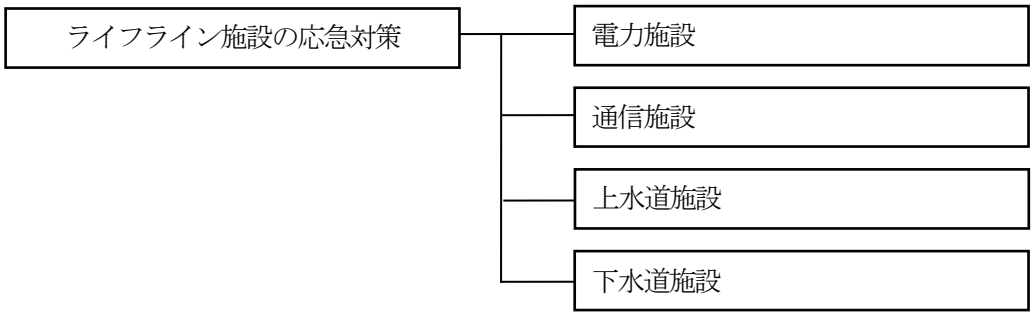

２　電力施設

電力供給の確保のための迅速な災害応急対策の推進は、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の防災業務計画に定めるところによる。

また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

３　通信施設

通信確保のための迅速な災害応急対策の推進は、西日本電信電話株式会社の防災業務計画に定めるところによる。

また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

４　上水道施設

水道事業者は、震災時には当該供給施設を防護するとともに、被災地に対する飲料水の確保のため、当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。

（１）水道施設の現況

施設の名称、所在地等は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりである。

（２）応急対策方法

水道工事指定業者を震災発生と同時に専従させ、次により対策を実施する。

なお、水道工事指定業者は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりである。

ア　浸水等防止措置

送、配水管の破損等による漏水のため、浸水、土砂崩壊等が発生した住家、施設等に被害を及ぼすおそれがある場合は、火災の発生状況等を勘案し送水を停止する等必要な措置を

とる。

イ　資機材及び車両の確保

水道復旧に必要な資機材の数量の確認及び車両の確保を図り、調達を必要とする資機材については、製造者等の在庫量等を把握し緊急確保する。なお、被害が甚大で確保困難な場合は県に応援を要請する。

ウ　応急復旧

漏水配管、浄水設備の応急修理を実施するほか、被害が甚大な場合は路上配管等の仮設管を敷設し、共同栓を設けて断水地区への給水を行う。

５　下水道施設

下水道事業者は、公共下水道施設を震災から防護し被災地域に対する衛生環境確保のため、下水道処理能力を確保する措置を講じる。

（１）実施者

下水道事業者において行うが、被災により実施できないときは県に応援、協力を要請する。

なお、下水道工事指定業者は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりである。

（２）実施方針

ア　被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

イ　応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

ウ　災害復旧用資材の整備

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

エ　応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

オ　ポンプ場及び処理場

各施設、機械設備及びその他の設備の破損箇所の応急工事を実施し機能回復を図る。

カ　停電

停電のためポンプ場及び処理場等の機能が停止した場合は、防災関係機関と協力し発電機等の調達等により機能停止による排水不能が起こらないよう措置する。

（３）広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

（４）応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成８年１月）」
○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年７月15日）」
○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成９年４月）」

第２１節　公共土木施設等の応急対策

建設水道課・農林水産課

１　基本方針

道路、河川、海岸、港湾、空港、放送施設等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、津波により被害を受けた場合は、大きな混乱を招くほか各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに早期の復旧を図る。

【体　系】

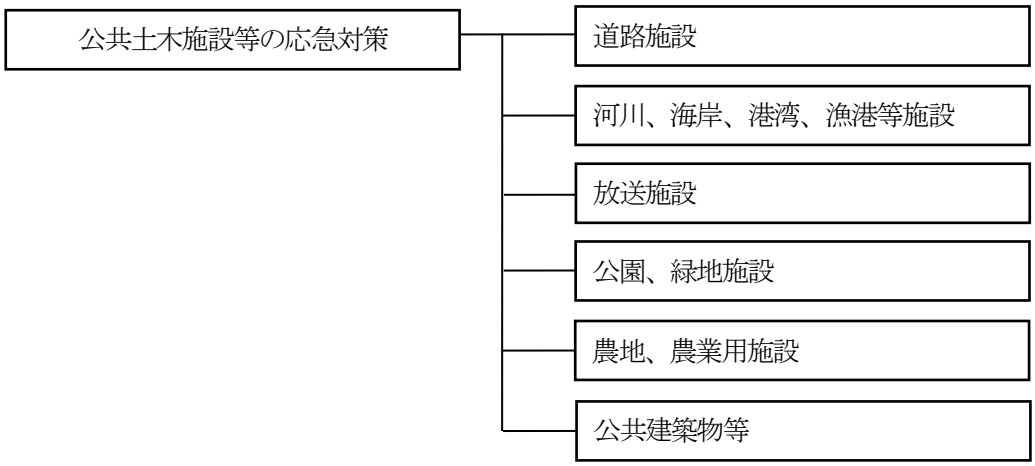

２　道路施設

（１）応急措置

道路管理者等は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について、被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じて住民の安全の確保を図る。

（２）応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で、緊急に交通を確保しなければならないものについては、県が行う応急工事に協力する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

（３）道路交通の障害となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め直ちに撤去する。

３　河川、海岸、港湾、空港、漁港等施設

（１）応急措置

ア　町及び防災関係機関は、地震を感じたら津波被害を防止するため安全な場所から海面の監視を実施するとともに、放送機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。

イ　町及び防災関係機関は、大津波警報・津波警報・注意報の伝達を受けた場合、町地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

ウ　水防計画等に基づき、町等の水防管理者は施設管理者等と協力し、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

（2）応急復旧

ア　河川、海岸、砂防の施設管理は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。

イ　港湾等施設の管理者及び防災関係機関は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

(ｱ) 港内等における航路標識の復旧、水路等の検測・啓開等の実施

(ｲ) 緊急海上輸送の支援

４　放送施設

（1）応急措置

テレビ・ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じて放送の継続に努める。

（2）応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じて速やかに応急復旧を図る。

５　公園、緑地施設

公園管理者は、次の措置を講ずる。

（1）応急措置

災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い二次災害の防止を図る。

（2）応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

６　農地、農業用施設

（1）応急措置

水路、ため池等の農業施設等が被災した場合は、その施設管理者は被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに必要に応じて住民に広報する。

（2）応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

また、必要に応じて協定により(社)石川県土地改良建設協会、石川県森林土木協会の協力を得る。

７　公共建築物等

町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第２２節　給水活動

建設水道課

１　基本方針

津波災害により水道施設が損壊し飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の応急供給を実施する。

【 体 系 】

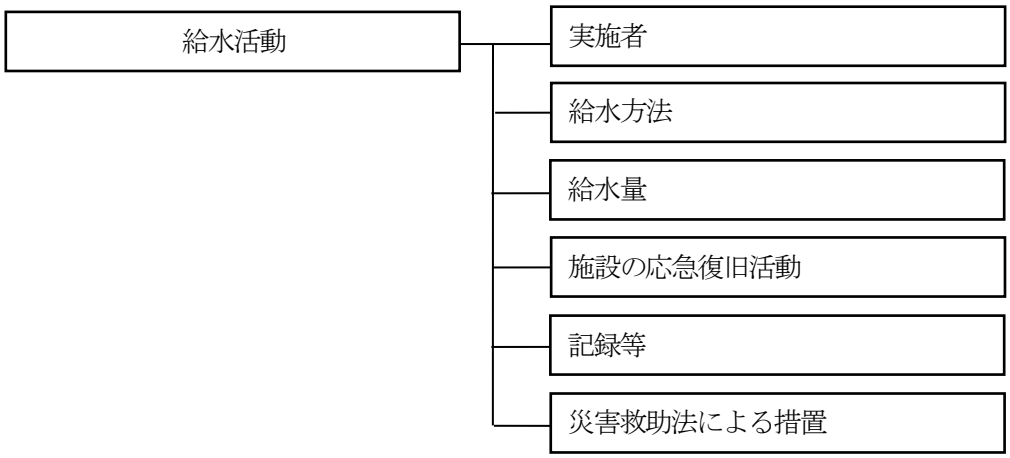

２　実施者

町が「給水対策本部」を設置して行うが、町において対応出来ないときは、県並びに（一社）日本水道協会石川県支部に応援、協力を要請する。

３　給水方法

飲料水は、保健福祉センター等の指示に基づき次の方法により供給、確保する。

（１）飲料水が汚染したと認められるときは、濾過器により浄水して供給する。

（２）供給の方法は、被災の状況に応じ次のうち適宜な方法により行う。

ア　濾水器により濾過給水

(ｱ) 水道施設が損壊した場合は、給水人員、範囲等を考慮のうえ比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定して、濾水器により濾過したあと浄水剤により消毒を行う。

(ｲ) 濾過消毒した水は、缶、ポリエチレン等の搬送容器に入れ自動車等により搬送し給水する。

イ　容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車等により搬送し給水する。また、地震災害のため給水車等による搬送給水が不可能なときは、その対策を講じる。

ウ　給水の優先（大災害）

応急給水は、人的、物的面から全区域を対象とすることが困難であると想定されるので、拠点給水とし次の場所を優先する。

(ｱ) 救急医療施設及び福祉施設

(ｲ) 指定避難場所、仮設避難場所及び臨時給食設備場所

４　給水量

（１）世帯あたりの給水量の目安は、下記のとおりとする。

津波発生からの日数	目標数量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
津波発生から３日まで （生命維持に必要な水量）	3ﾘｯﾄﾙ/人・日	おおむね 1㎞	耐震性貯水槽、タンク車
津波発生から 10 日まで （更に炊事、洗濯等に必要な水量）	20ﾘｯﾄﾙ/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
津波発生から 21 日まで （更に最小限の浴用、洗濯等に必要な水量）	100ﾘｯﾄﾙ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
津波発生から 28 日まで （通常の給水量に必要な水量）	約 250ﾘｯﾄﾙ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共用栓

（２）町が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

○給水に必要とする人員数
○給水を必要とする期間及び給水量
○給水する場所
○必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

（３）自主防災組織

ア　災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、町の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火貯水槽の水等により、飲料水の確保に努める。この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ　飲料水の運搬配分等町の実施する応急給水に協力する。

５　施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、町（水道事業者）は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

（１）住民からの情報や職員による施設巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

ア　貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、施設ごとに把握する。

イ　管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

（２）早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

（3）町が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県に斡旋の要請を行う。

◯応急復旧作業に必要とする人員数
◯応急復旧作業に必要とする期間
◯応急復旧作業場所
◯応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

（4）被災箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

◯取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
◯漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
◯倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

６　記録等

飲料水の供給を行ったときは、次に準ずる書類帳簿等を整備保管する。

（1）飲料水供給記録簿
（2）給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
（4）飲料水機械器具修繕簿
（5）飲料水供給のための支払証拠書類

７　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

第２３節　食料の供給

総務課・住民課・農林水産課・企画財政課・教育委員会事務局

１　基本方針

町は、津波災害時における罹災者及び災害応急対策実働部隊員等の食料について、その確保と供給の確実を期す。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

【 体 系 】

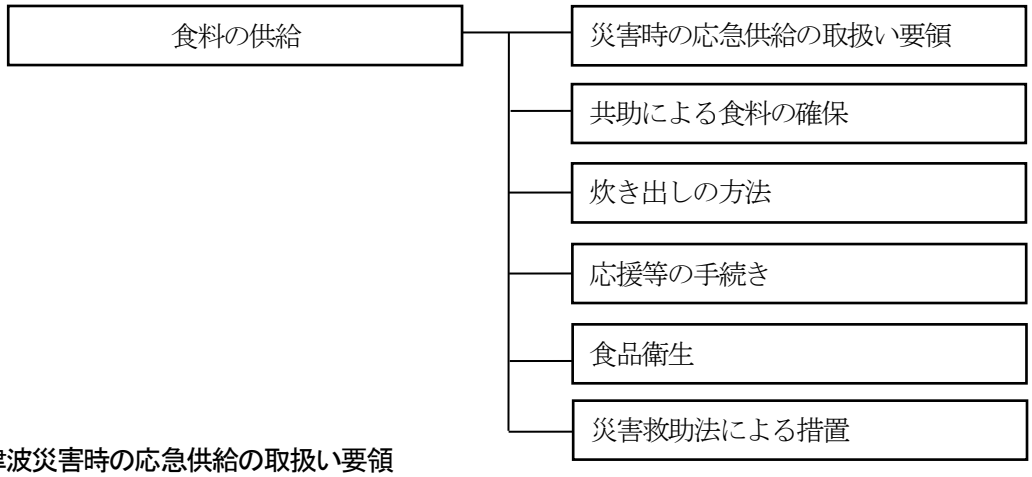

２　津波災害時の応急供給の取扱い要領

（１）応急供給取扱い

ア　供給対象

(ｱ) 罹災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合。

(ｲ) 罹災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合。

(ｳ) 津波被災地における救助作業、津波に伴う急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

イ　供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品とする。

（２）応急食糧の緊急引渡しの取扱い

津波災害の程度が甚だしく広範囲で、災害地が交通途絶によって相当期間孤立した場合における取扱いは、次のとおりである。

ア　米穀の調達要請

町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に調達要請を行う。

（３）副食及び調味料の確保

ア　町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

イ　町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

(ｱ) 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
(ｲ) 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
(ｳ) 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

３　共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

４　炊き出しの方法

炊き出しは、奉仕団等に依頼して給食施設等既存の施設を利用して次の要領により行う。

（1）炊き出し現場には責任者を配し、責任者はその実態に応じ指揮するとともに、炊き出しの状況、場所数及び場所別給与人員を県へ報告するとともに、次の帳簿類を整備保存する。
ア　炊き出し受給者名簿
イ　食料品現品給与簿
ウ　炊き出しその他による食品給与物品受払簿
エ　炊き出し用物品借用簿
オ　炊き出しの協力者、奉仕者名簿
カ　炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金支払証拠書類
キ　炊き出しその他による食品給与のための物品証拠書類

（2）被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は握り飯と漬物、缶詰等の副食等を供給する。

（3）直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの準備等を明示して業者から購入し供給する。

５　応援等の手続き

町内において炊き出し等食品の給与ができない又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

（1）本部長は応援の必要を認めたときは県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接隣接市町に応援を要請する。

（2）応援の要請は次の事項を明示して行う。
ア　炊き出しの実施
(ｱ) 所要食数（人数）
(ｲ) 炊き出し予定期間
(ｳ) 炊き出し品送付先
(ｴ) その他
イ　物資の確保
(ｱ) 所要物資の種別、数量
(ｲ) 物資の送付先、期間
(ｳ) その他

６　食品衛生

炊き出しにあっては常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

（1）炊き出し施設には飲料に適する水を充分に供給する。
（2）供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
（3）炊き出し場所には皿洗い設備、器具類の消毒ができる設備を設ける。
（4）供給食品は、ハエその他害虫の駆除に注意する。
（5）使用原料は、信用ある業者から仕入れを行い保管に留意する。
（6）炊き出し施設は、学校等の給食施設、公民館又は寺社等の既存施設を利用するが、これが得がたい場合は、環境衛生の良好な場所等を選定して設ける。

7　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

第２４節　生活必需品の供給

総務課

１　基本方針

町は津波災害時に被災者に配布する衣料、生活必需品並びにその他物資について、これらの確保と供給の迅速確実を期す。

【 体 系 】

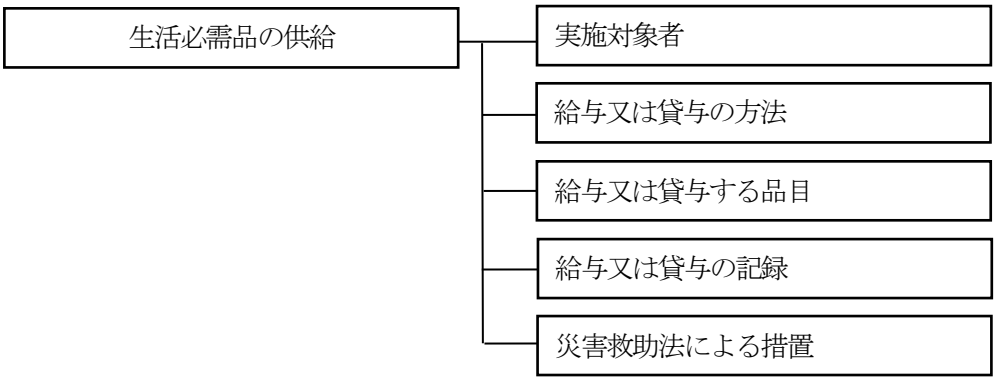

２　実施対象者

町長は、津波災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水し、生活上必要な家財等を損失又は毀損し、日常生活を営むことが困難なものに対して行う。

町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

３　給与又は貸与の方法

（１）冬季、夏季それぞれについて、世帯構成員別被害状況に基づき救助物資購入（配分）計画をたて、これにより購入し給与又は貸与する。

（２）所要物資は町内において調達が困難な場合は県に依頼する。

（３）調達した物資、県からの救援物資の集積場所は内浦体育館（被災して使用不可能な場合は、状況に応じて別に定める。）として、用途別に仕分をして各地へ輸送する。

（４）被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

（５）県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで町に対する物資を確保し輸送する。

４　給与又は貸与する品目

次の品目の範囲で現物をもって給与又は貸与する。

（１）寝　　具　　就寝に必要な毛布及び蒲団等

（２）外　　衣　　普通衣、作業衣、婦人服及び子供服

（3）肌　　着　　シャツ、ズボン下及びパンツ等
（4）身 回 品　　タオル、長靴、ズック及び雨具等
（5）炊事用具　　鍋、包丁、バケツ及びガス器具等
（6）食　　器　　茶碗、汁碗、皿及び箸等
（7）日 用 品　　石鹸、ちり紙、歯ブラシ及び歯みがき粉等
（8）光熱材料　　マッチ、ローソク及びプロパンガス等

５　給与又は貸与の記録

救助物資は、その受け払いの記録及び受領書を徴しておくとともに、送付書のほか次に準ずる書類、帳簿等を整備保存する。

（1）物資購入（配分）計画表
（2）物資受払簿
（3）物資給与状況及び受領簿
（4）物資購入関係支払証拠書類
（5）備蓄物資払出証拠書類

６　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

第２５節　障害物の除去

建設水道課・農林水産課

１　基本方針

地震、津波災害に伴う、土砂、立ち木、被災した倒壊建物及び工作物等障害物を除去することにより、震災の拡大防止、交通路の確保等災害応急措置を迅速かつ円滑に推進する。

【 体 系 】

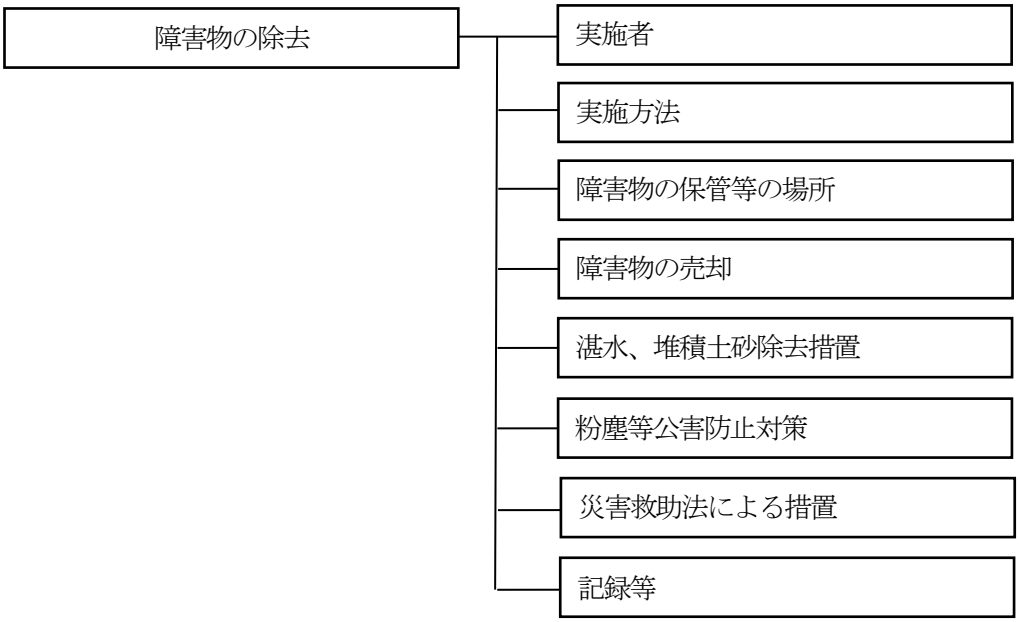

２　実施者

（１）道路、河川、港湾、漁港等の管理者

各管理者は、町の協力を得て障害物の除去を実施する。

（２）町

町は被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、港湾、漁港等の管理者と協力して、障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を通知する。

３　実施方法

（１）原則として機械力により除去する。

（２）機械力による除去が不適当な場合は、人力により除去する。

（３）障害物を除去するために必要なロープ、スコップ又はその他機械器具等については、必要数量を確保するよう借用先を選定し、借用契約等を行う。

４　障害物の保管等の場所

（１）原則として再び人命や財産に被害を与えない安全な場所

（２）道路交通の障害とならない場所

（３）盗難等の危険のない場所

（４）工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名等を公示する。

５　障害物の売却

保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるとき、保管に不相当な費用又は手数料を

要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却しその代金を保管する。

６　湛水、堆積土砂除去措置

（１）湛水排除

町の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、町又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

（２）堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は町の指定する場所まで搬出し、集積土砂は町が運搬廃棄する。

７　粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、町は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

８　災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

９　記録等

障害物の除去を実施したときは、次に準ずる書類、帳簿等を整備保存する。

（１）障害物除去の状況記録

（２）障害物除去費支出関係証拠書類

（３）障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第２６節　輸送手段の確保

総務課・企画財政課・建設水道課・農林水産課

１　基本方針

町は大規模な津波災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材並びに生活必需物資等の輸送に関し、緊急輸送体制の確保を図る。

【 体 系 】

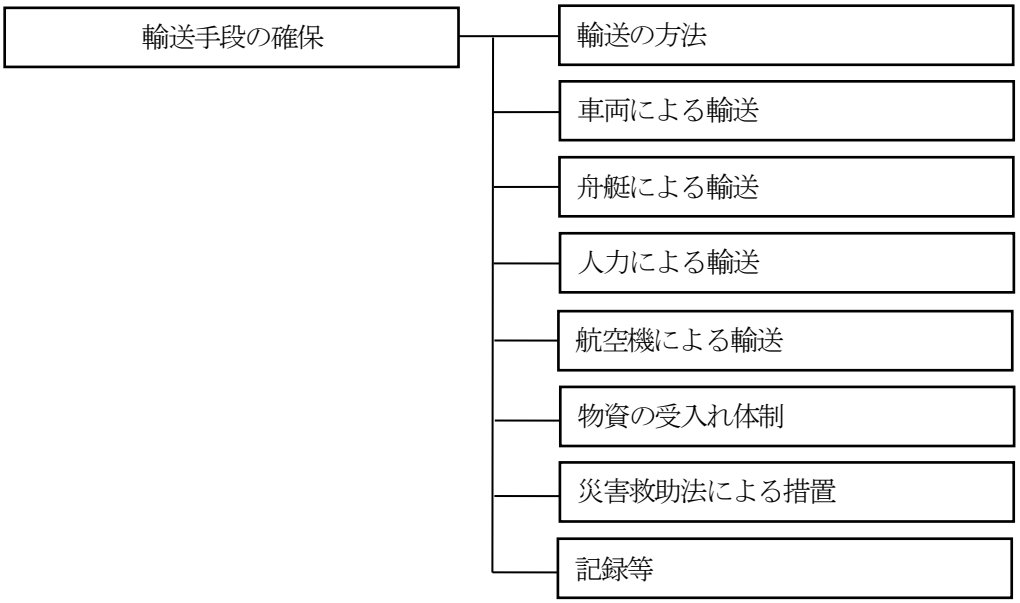

２　輸送の方法

輸送は地震災害の程度、範囲及び現地の交通状況等を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

（１）車両による輸送
（２）舟艇による輸送
（３）人力による輸送
（４）航空機による輸送
（５）上記のうち２以上を用いる輸送

３　車両による輸送

津波災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行い、状況により業者の車両を借り上げ利用する。

（１）優先される人員、物資

津波災害時に優先輸送される人員及び物資はおおむね次のとおりとするが、物資については災害の範囲、実情等を総合的に勘案して、県及び関係機関と密接な連絡、協議を行い決定する。

なお、緊急輸送にあたっては、事前に知事又は公安委員会へ緊急車両届を行い、災害時には標章又は証明書の発行を受け当該車両に標示又は携行する。

ア　人員

(ｱ) 救出された罹災者

(ｲ) 災害対策本部員
(ｳ) 公共施設の応急復旧作業員
(ｴ) 災害応急要員

イ　物資
(ｱ) 食料及び飲料水
(ｲ) 医薬品及び防疫物資
(ｳ) 生活必需品
(ｴ) 災害復旧資材
(ｵ) 車両用燃料

４　舟艇による輸送

津波災害により陸上輸送が不可能な場合は、舟艇による輸送を行う。なお、町内に借り上げる舟艇がない場合は直ちに県又は隣接市町に依頼する。

５　人力による輸送

津波災害により車両等の利用が困難な場合は、人力による輸送を行うものとし、輸送要員の確保は本章第2節「事前対策及び応急対策」による。

６　航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合は、県に対し航空機輸送を依頼するものとし、町内におけるヘリポート適地は「資料編第５章防災上必要な施設及び設備等」のとおりである。

７　物資の受入れ体制

町は、あらかじめ物資輸送拠点として指定している道の駅「桜峠」及び２次集積所を確保するとともに、職員を配置し、受入地から搬送された物資の保管及び避難所等からの要請による必要な物資の配布を行う。

８　災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

９　記録等

車両、舟艇並びに人力等を借り上げて人員及び物資を輸送したときは、次に準ずる書類、帳簿等を整備保存する。

（１）輸送記録簿
（２）輸送費関係支払証拠書類
（３）輸送用燃料及び消耗品受払簿
（４）修繕費支払簿

第２７節　こころのケア活動

健康福祉課・総合病院

１　基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、津波により精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

【 体 系 】

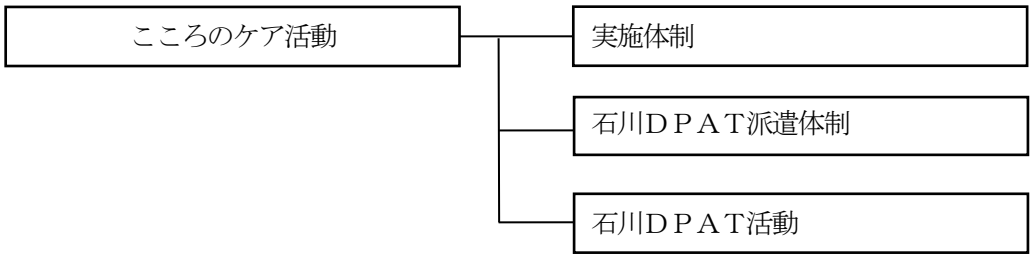

２　実施体制

（１）町は、避難所に精神科救護所を設置する。

（２）町は、県が実施する精神保健医療対策の実施及びＤＰＡＴ調整本部の設置について、円滑に実施できるよう協力する。

３　石川ＤＰＡＴ派遣体制

町は、精神保健活動を実施する必要があると認めたときは、県に石川ＤＰＡＴの派遣を要請し、被災者の精神面のケアを行い、生活再建を支援する。

４　石川ＤＰＡＴ活動

（１）支援対象者の早期把握と適切な支援の提供

石川ＤＰＡＴは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。

（２）被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

（３）被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱をきたし、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

第２８節　防疫、保健衛生活動

住民課・総合病院・健康福祉課・建設水道課

１　基本方針

津波災害被災地においては水道の断水、家屋の浸水、停電等により食品の腐敗が発生するなど、生活規則が崩れ感染症等が発生するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症の蔓延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確、迅速に実施する。

【 体 系 】

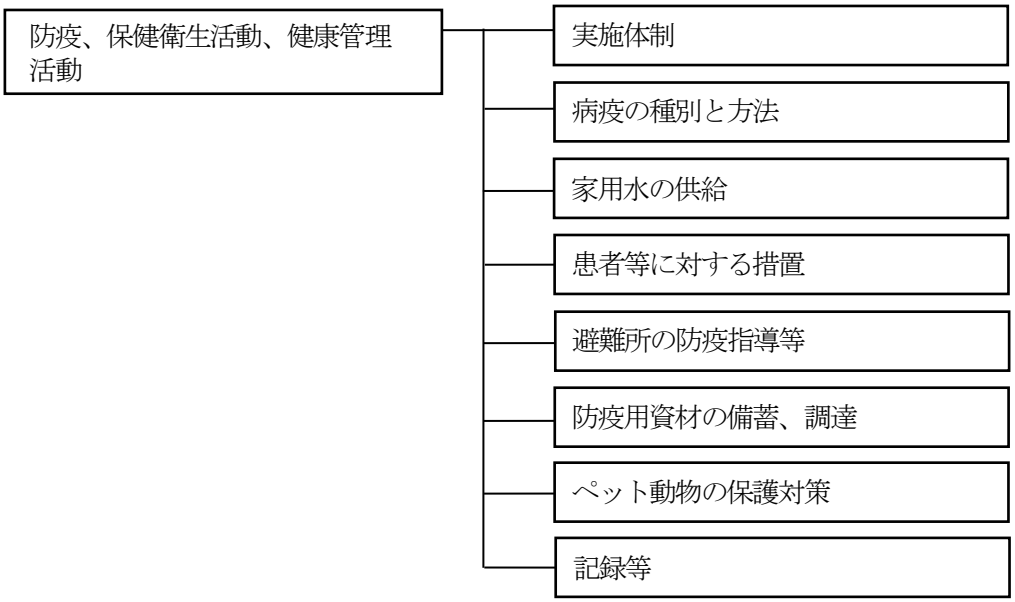

２　実施体制

（１）町

ア　町長は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ　町長は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ　町長は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

エ　町は、県の協力を得て被災者全員の健康調査を実施するとともに、避難所、仮設住宅等を巡回して健康相談を実施する。

オ　避難生活が長引く場合、町長は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

（２）連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

３　病疫の種別と方法

（１）検病調査及び健康診断

検病調査及びその結果に基づく健康診断は県が行うが、町は避難場所、湛水地域、その他衛生条件が悪い地域を詳細に報告する等の協力を行う。

（２）臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県と併せて臨時予防接種を実施する。

（３）清潔方法及び消毒方法

県の指示に基づき、町の職員及び臨時に雇用した作業員等により、清潔方法及び消毒方法を実施する。

ア　清潔方法

道路、用排水路、公園等の公共の場所を中心に実施する。

イ　消毒方法

(ｱ) 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては３回、床下浸水地域にあっては2回とする。

(ｲ) 床上浸水した地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰を配布して、床、壁の拭浄、手洗い設備の設置、トイレの消毒及び生野菜等の消毒を指導する。

（４）ねずみ、昆虫の駆除

ア　県が地域を定めて消毒方法を実施する際は、併せて実施する。

イ　昆虫等の駆除等を実施する場合は、家屋内においてはなるべく残留効果のある殺虫剤を、戸外及び汚物の堆積地帯に対しては殺虫、殺蛆効果のある薬剤等を使用する。

４　家用水の供給

（１）知事の指示に基づき、家用水の停止期間中は家用水の供給を行う。

（２）家用水の停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道出納の衛生処理について指導する。

５　患者等に対する措置

（１）被災地域において、感染症患者若しくは保菌者が発生したときは、直ちに隔離後収容の措置をとる。ただし、病院又は隔離病舎に収容することが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

（２）止むを得ない理由によって隔離施設へ収容措置をとることができない保菌者に対しては、自宅隔離を行うとともに、し尿の衛生処理等について厳重に指導し、必要があるときは治療を行う。

６　避難所の防疫指導等

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

（１）避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。

（２）避難者に対しては、少なくとも1日1回検病検査を実施する。

（３）衣服は日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒、ノミ等の発生防止のため殺虫剤などの散布を行わせる。また、トイレ、炊事場並びに洗濯物などの消毒、クレゾール石鹸液、逆性石鹸液の適当な場所への配置及び手洗いの励行に付いて十分指導する。

（４）給食従事者は、健康診断を終了した者をあて極力専従とする。
（５）仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒を行う。

７　防疫用資材の備蓄、調達

（１）町は、防疫用資材の備蓄に努める。
　防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。
（２）防疫用資材の内容
　10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

８　ペット動物の保護対策

（１）避難所におけるペット動物の適正な飼育
　県が獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。
ア　飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
（２）ペット動物の保護
　県が獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。
ア　負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

９　記録等

　防疫のため予防接種等を行った場合は、次に準ずる書類、帳簿等を整備保存する。
（１）災害状況及び防疫活動状況報告書
（２）検病調査及び消毒状況記録簿
（３）清潔方法及び消毒状況記録簿
（４）臨時予防接種状況記録簿
（５）防疫薬品資材受払簿
（６）防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
（７）防疫関係機関器具修繕支払簿
（８）防疫経費所要見込額調及び関係書類
（９）ねずみ族・昆虫等に関する書類
⑽ 家用水の供給に関する書類
⑾ 患者台帳

第２９節　ボランティア活動の支援

総務課・健康福祉課

１　基本方針

大津波が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町、県、防災関係機関及び関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受入れを図るとともに、ボランティア活動の確保などボランティアの円滑な活動が図られるよう支援を図る。

【 体 系 】

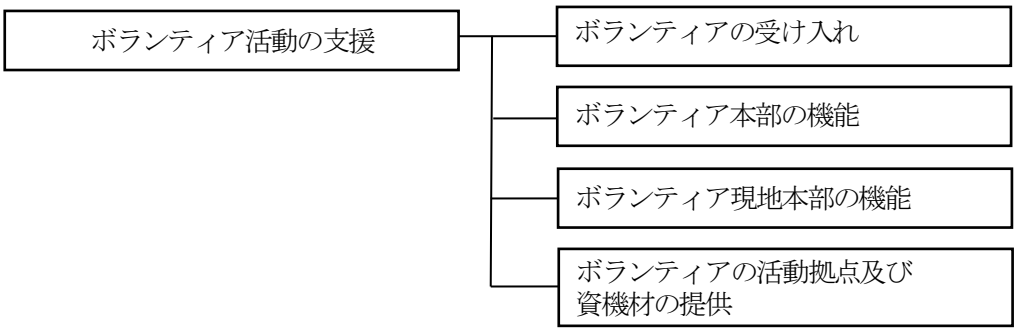

２　ボランティアの受け入れ

（１）ボランティア現地本部の設置

町が被災し県にボランティア本部が設置されたときは、町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を本庁舎災害対策本部に設置する。局地的な場合は、現地災害対策本部に設置する。

また町は、県、社会福祉協議会と連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

（２）ボランティアとの連携・協働

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

（３）災害ボランティアコーディネーターの派遣

町は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

３　ボランティア本部の機能

（１）情報収集及び情報提供

ボランティア本部は、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに関係機関に情報を提供する。また、ボランティア申出者の照会に対して的確に情報を提供する。

（２）ボランティアの斡旋、募集及び誘導

災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、町及び防災関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をす

るほか、マスメディアやインターネット等を用いて要請に対応するボランティアを募集し適切な誘導を行うなど、町及び県の各担当部局及び関係機関が連携して、その効果的な活用を図るものとする。

ア　アマチュア無線通信業務
イ　傷病人の応急手当て等医療看護業務
ウ　被災宅地の危険度判定業務
エ　船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
オ　通訳業務
カ　その他専門的な技術、知識を要する業務
キ　その他の業務

（３）ボランティア保険の加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア保険加入者を集約し、加入手続きのため県本部へ報告する。

（４）ボランティア支援物品の提供

ボランティア現地本部において物資が不足する時は、県民ボランティアセンターが備蓄しているボランティア支援物品の放出を要請する。

４　ボランティア現地本部の機能

（１）状況報告及び報告

現地災害対策本部及び関係機関、団体等の連携により、被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともにボランティア本部に報告する。

（２）ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成しボランティア本部に報告する。

（３）ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からのボランティアの派遣要請の受付窓口として受付や相談に応ずる。

（４）ボランティアのコーディネート

ボランティアニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県、町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

（５）ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、より的確な救援活動を確保する。

（６）ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連絡を図るとともに、安全な活動のための指導や必要な規制を行う。

（７）継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

５　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境作りを図る。

第３０節　清掃活動

住民課

１　基本方針

被災地における一般廃棄物、がれきの収集及びし尿の汲取り処分等の清掃業務を、迅速かつ適切に実施して被災地の環境衛生に万全を期す。

【 体 系 】

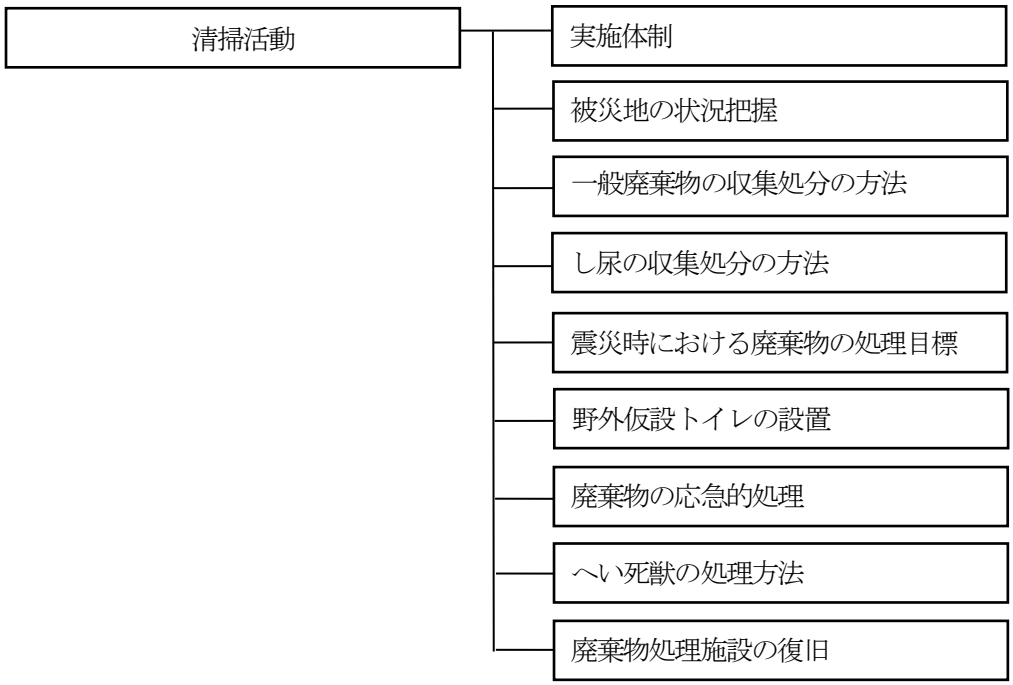

２　実施体制

（１）被災地の清掃

震災時における被災地の清掃は、町長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が町長の指示により実施する。

（２）県等の応援

ア　被害が甚大で本町のみで実施できないときは、県に連絡して県、隣接市町及び関係機関に応援を要請する。

イ　町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

３　被災地の状況把握

町は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。県は、これらの情報を国に連絡する。

○一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
○避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
○生活ごみの発生見込み量及び処理方法
○全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

４　一般廃棄物の収集処分の方法

（１）発生した一般廃棄物の収集は、清掃車のほか必要車両を確保し処理する。
（２）食物の残廃物を優先的に収集する。
（３）清掃車の運行が不能な地域については、各戸に準備されたビニール袋等により衛生的に一時蓄え、収集日を事前に町内会長に連絡して清掃車の運行可能な地点まで持ち出しを依頼する。
（４）収集した一般廃棄物は、クリーンセンターのほか町の指定する場所において処理する。

５　し尿の収集処分の方法

（１）被災地域が処理能力に比べ広範囲にわたっている場合には、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急処置として最小限の汲取りを実施する。
（２）収集したし尿は町の処理施設で処理するほか、必要に応じて埋め立てる等衛生上支障のない方法で行う。

６　震災時における廃棄物の処理目標

（１）一般廃棄物

町長は、震災により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア　し尿の収集処理量

し尿発生量1.34リットル／人日

①避難所からのし尿発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

イ　家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量　　1,012ｇ／人日
被災家屋粗大ごみ発生量　1.54トン／棟

①避難所からのごみの発生量＋②町民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

ウ　がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量　0.41トン／㎡
火事残渣がれき発生量　　60トン／棟

①解体建築物のがれきの発生量＋②火事残渣のがれきの発生量＝要総処理量

（２）産業廃棄物

事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具器材等の処理体制を整備する。特に、有害廃棄物については保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

７　野外仮設トイレの設置

避難所開設に伴う野外仮設トイレは、簡易トイレを借り上げて、立地条件を考慮し設置する。

設置にあたっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水が汚染しないよう留意するとともに、障害者への配慮を行う。

閉鎖にあたっては消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

８　廃棄物の応急的処理

町はおおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。

（１）分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、ＰＣＢが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

（２）生活ごみ、がれきの仮置場及び最終処分ルートの確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

（３）清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

（４）掃除義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により、運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して町の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

（５）廃棄物の最終処分

収集、搬出した生活ごみの処理は、分別搬入や仮置場における選別を進め、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。し尿の処理は、し尿の処理施設で処理するほか必要に応じて埋め立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。

（６）応急汚物容器の確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な汚物容器を配布する。

（７）汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹸等により消毒を行う。

９　へい死獣の処理方法

へい死獣の処理は、へい獣取扱場で行うほか次の方法で処理する。

（１）移動し得るものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

（２）移動し難いものについてはその場で個々に処理する。

10　廃棄物処理施設の復旧

町は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材は、あらかじめ備蓄しておく。

第３１節　住宅の応急対策

建設水道課

１　基本方針

震災により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対して、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じて生活の安定を図る。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、町はあらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

【 体 系 】

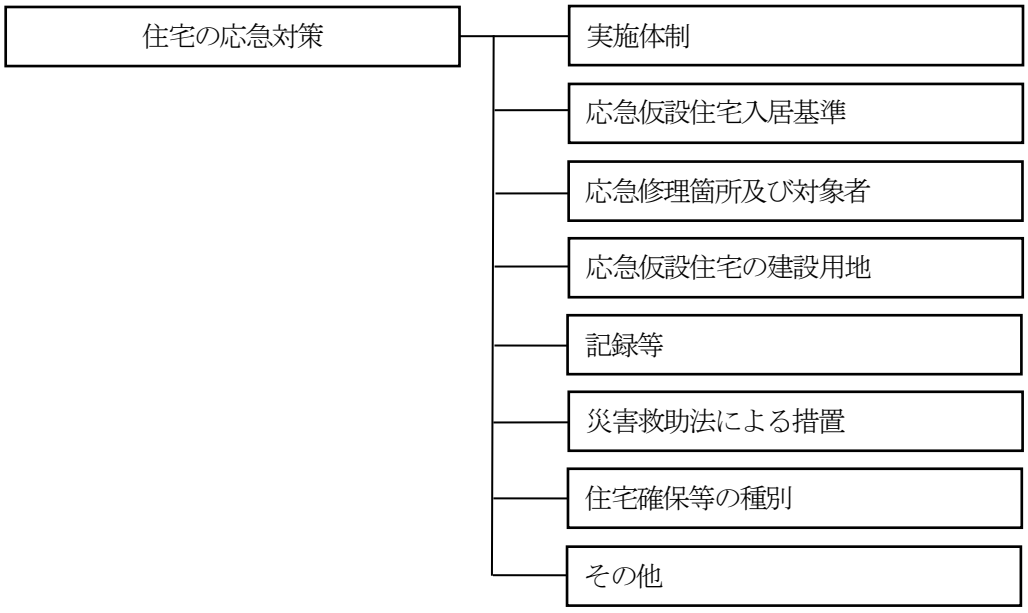

２　実施体制

（１）被災建築物応急危険度判定の実施（地震災害を伴う場合）

町は、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

（２）被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

（３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急住宅の建設は町が実施する。ただし、災害救助法を適用した場合は県が実施し、知事

から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町が実施する。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

（4）被災者に対する住宅相談所の開設

町は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供し、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

（5）町のみで対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

３　応急仮設住宅入居基準

（1）住家が全壊、全焼又は流失した世帯

（2）住居する仮住家がない世帯

（3）自己の資力では住宅を建設することができない世帯

４　応急修理箇所及び対象者

（1）住家が半壊若しくは半焼し、その部分が居室、炊事場及び便所等の生活上欠くことができない箇所であって、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

（2）自己の資金では応急修理ができない世帯

５　応急仮設住宅の建設用地

応急仮設住宅は、飲料水、交通の利便、教育等を勘案のうえ、公有地を優先して選定する。災害の状況に応じ、町において適宜定める。

６　記録等

応急仮設住宅を設置又は応急修理をしたときは、次の帳簿等を整備保管する。

（1）応急仮設住宅を設置した場合

ア　応急仮設住宅台帳

イ　応急仮設住宅入居者台帳

ウ　応急仮設住宅用敷地賃貸契約書

エ　応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、各種設計書及び仕様書等

オ　応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

（2）住宅の応急修理をした場合

ア　住宅の応急修理記録簿

イ　住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

ウ　住宅の応急修理関係支払証拠書類

（3）直営工事等によって修理した場合

ア　修理材料受払簿

イ　大工作業員等の出勤簿

ウ　材料輸送簿

7　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

8　住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における町民の対策については、本章第10節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位			内　　容
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、借間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の整備	一般公営住宅を建設する。
	5　災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。
住宅の修繕	1　自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	3　災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは町）が応急的に補修する。

障害物の除去等	１　自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。
	２　除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	３　災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために県又は町が除去する。

(注) ①対策順位は、その種別によって対象者及び貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
②「住宅の確保」のうち、３の融資、４及び５の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
③「住宅の修繕」のうち２の⑴の融資及び３による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
④「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。

９　その他

町は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、町民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係る罹災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

第３２節　文教対策

教育委員会事務局

１　基本方針

教区委員会は、児童、生徒、教職員、学校及びその他の文教施設が被害を受けるなど、正常な学校教育をすることが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品等の給与措置を講じ、応急教育に万全を期す。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

【 体 系 】

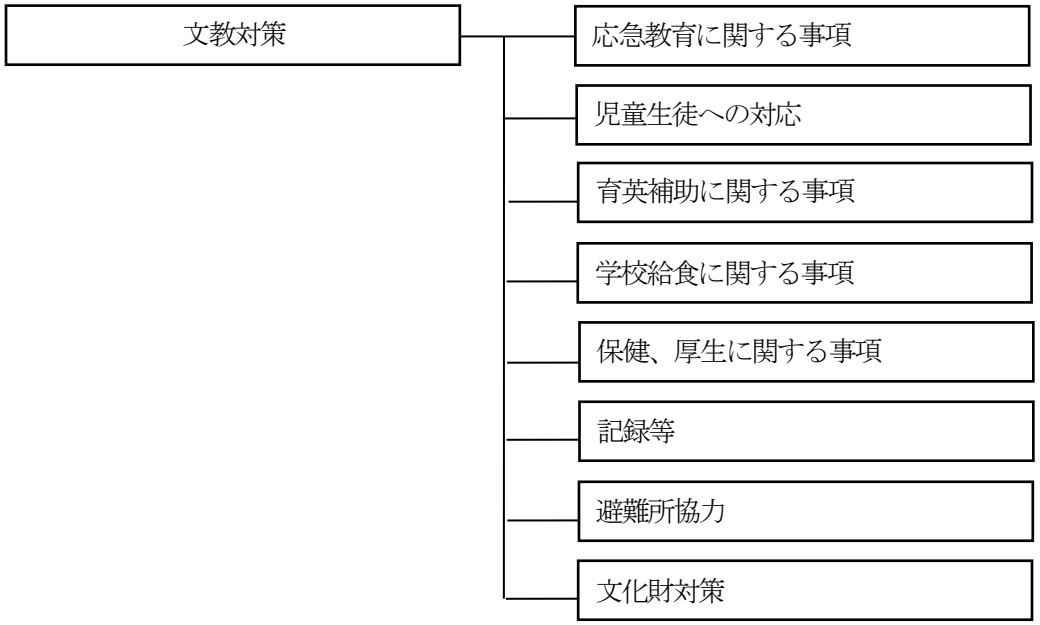

２　応急教育に関する事項

（１）学校施設の確保

授業実施のための校舎施設の確保は、震災の規模や被害の程度によっておおむね次の方法による。

ア　被災学校が１校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室の場合は転用可能な教室を転用し、不足の場合は特別教室、屋内運動場等を転用する。

イ　被災学校が１校の場合

(ｱ) 公民館等公共施設を利用するほか隣接校の余剰教室（特別教室含む）を借用する。

(ｲ) 隣接校の余剰教室を借用してもなお不足のときは臨時校舎を建設する。

ウ　被災学校が２校以上の場合

特定の地域が全体的に被害を受け２校以上が被災した場合は、罹災を免れた公共的施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか比較的近い学校の余剰教室等を借用する。

なお、以上の決定にあたっては関係機関が協議してその決定事項を教職員及び町民に周知徹底する。

（２）被災児童、生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

ア　調達方法

(ｱ) 教科書については、被災学校の学校、学年及び教科別にその数量を速やかに調査して県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書取扱店等に連絡しその供給を求める。また、町内の他の学校、他市町に対しても使用済み古本の供与を依頼するとともに、なお不足がある場合は県に対し調達供与依頼をする。

(ｲ) 学用品については県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示に基づいて基準内で調達する。

イ　支給対象者

住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童、生徒で、教科書並びに学用品を滅失又は毀損した者に対して支給する。

ウ　支給品目

(ｱ) 教科書

(ｲ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(ｳ) 通学用品（運動靴、傘、鞄、風呂敷、ゴム靴等）

以上の３種類の範囲内に限られるが、文房具、通学用品については、例示した品目以外のものでも被災状況、程度等の実情に応じ適宜調達支給する。

（３）教職員の被災による不足教員の確保

ア　被災教職員が少数のときは校内において操作する。

イ　被災教職員が多数であり1学校で操作できないときは、授業の実施状況に応じ町が管内の学校間で操作する。

ウ　町において操作できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

３　児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

（１）在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。

（２）登下校時の安全確保

情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

（３）児童生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

（４）被災した児童生徒の健康保健管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

４　育英補助に関する事項

震災による家屋の全壊、全焼、流出等のため就学に著しく困難を生じた児童、生徒等に対して、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を斡旋する。

５　学校給食に関する事項

（１）児童生徒の対策

町は被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

（２）物資対策

町は被害を受けた物資の状況を、各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告し、給食材料の管内における調達が不可能の場合は県に斡旋を依頼する。

６　保健、厚生に関する事項

（１）被災教職員、児童及び生徒の保健管理

震災の状況により、被災学校の教職員、児童及び生徒に対して伝染予防接種や健康診断を実施する。

（２）被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、県の指示、協力により校舎の清掃、消毒を行う。

７　記録等

学用品の給与を実施したときは、次に準ずる書類、帳簿等を整備保存する。

（１）学用品購入配分計画表

（２）学用品交付簿

（３）学用品受払簿

（４）学用品購入関係支払証拠書類

８　避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

９　文化財対策

町は地震災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

（１）応急措置

ア　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を町又は町教育委員会を経由し県教育委員会へ報告する。

ウ　関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を実施する。その際、町又は町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ　文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

（２）被災文化財

文化的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

（３）埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われている場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。なお、復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により充分な人員を確保する。

（4）事前対策

ア　未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ　防災対策の意識啓発と予防対策

町は文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。また、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じる。

第３３節　救援隊等の受入れ

総務課・住民課・教育委員会事務局・農林水産課

１　基本方針

町は津波災害の状況により、県又は隣接市町からの救援隊、警察官及び自衛隊等の派遣を要した場合は、救援隊等の宿舎、食料の確保及び供給に万全を期す。

【 体 系 】

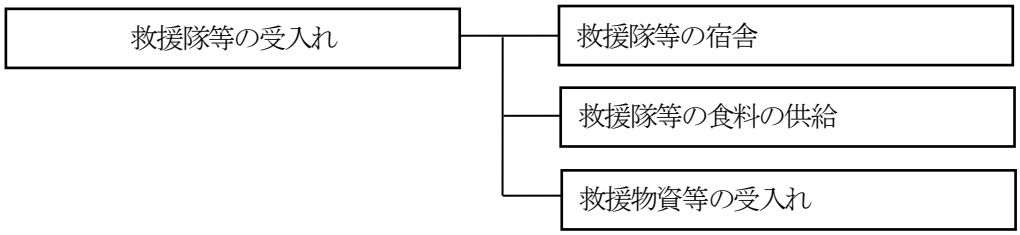

２　救援隊等の宿舎

学校、公民館及び寺社等を利用するものとするが、これらが得がたい場所にあってはテント等により応急の施設を設ける。

３　救援隊等の食料の供給

救援隊等の食料の供給については、本章第23節「食料の供給」による。

４　救援物資等の受入れ

救援物資等の受入れは内浦体育館（被災して使用不可能な場合は、状況に応じて別に定める。）として、用途別に仕分をして各地域に搬送する。

第３４節　応急金融対策

企画財政課

１　基本方針

町は津波災害時、県、日本銀行、北陸財務局及び関係行政機関に対して、被災地において通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うよう要請する。

第３５節　農林水産物災害応急対策

農林水産課

１　基本方針

町は、災害から農林水産物被害を防止又は被害の軽減を図るため、県及び農業団体等と連携して速やかに必要な措置を講じる。

【 体 系 】

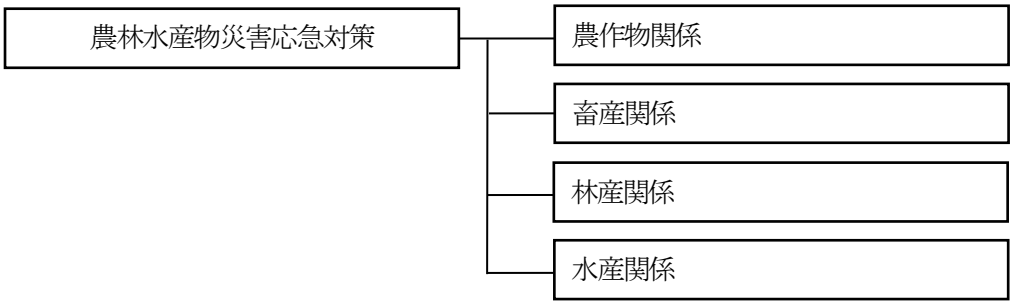

２　農作物関係

（１）水稲改植用苗の確保

水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときは、町内水稲苗生産業者、農家に調達を依頼するとともに、町内で確保できないときは隣接市町及び県に対し斡旋を依頼する。

（２）病害虫防除対策

町は県の指示により、農業者団体と協力して農家に防除を呼びかける。また、被災地の一斉防除を実施するに当たり、農薬に不足がある場合は県に対して緊急供給の要請を行う。

３　畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講じる。

（１）家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、町は畜産関係団体とともに県が行う必要な防疫に協力する。

ア　死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の場所において焼却又は埋却する。

イ　被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、速やかに当町を管轄とする家畜保健衛生所に通報し県に対して防疫班の派遣を要請する。

ウ　被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、畜舎の所有者又は管理者に対し、消毒等の徹底を要請する。

エ　家畜に対する診療

災害のため家畜が診療を正常に受けられないときには、県に対して家畜診療班の派遣を要請する。

（２）家畜の避難

飼育者は、その飼養する家畜の畜舎に災害の被害が及ぶとき又は災害の被害が及ぶおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、町は必要があるときは、避難所の選定、避難の方法等についてあらかじめ協議し計画しておく。

（３）飼料の確保

町は災害等により飼料の確保が困難となったときは、県に対して必要数量の確保及び斡旋を要請する。

４　林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講じる。

（１）豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材の流出を防ぐ措置を講じる。

（２）台風等による立ち木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出、整理して、病害虫発生の予防措置をとるよう県及び森林組合と連携して関係者に周知する。

５　水産関係

漁業協同組合は、関係機関と連絡を密にし、災害情報の的確な収集・把握に努め、漁具及び漁船等漁業施設の被害拡大の防止を図る。

第４章　災害復旧・復興計画

第４章　災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１節　公共施設災害の復旧

関係各課

１　基本方針

津波災害により被災した公共施設の災害復旧にあたっては、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者において、その施設の原形復旧に併せて災害の再発生防止のため必要な施設改良を行う等の事業計画を速やかに樹立し、民生の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

【 体 系 】

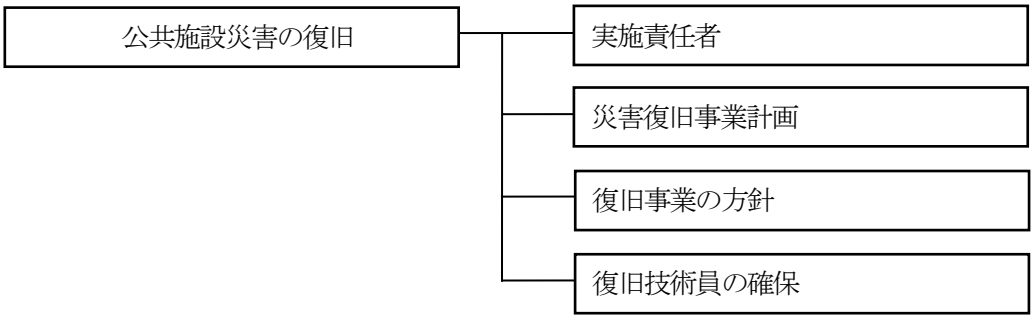

２　実施責任者

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長及びその他法令の規定により災害復旧事業の実施について責任を有する者が行う。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市町道が被災した場合、市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

３　災害復旧事業計画

公共施設の災害の実態を速やかに調査し、必要な資料を調査するとともに、所要の措置を講じて復旧事業の迅速が期されるように図る。

公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次のとおりとする。

（1）公共土木施設災害復旧事業計画

（河川、海岸、砂防、林地荒廃防止、地すべり、急傾斜地崩壊、道路、港湾、漁港、下水道及び公園）

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画
（３）都市災害復旧事業計画
（４）上水道施設災害復旧事業計画
（５）社会福祉施設災害復旧事業計画
（６）公立学校施設災害復旧事業計画
（７）公営住宅災害復旧事業計画
（８）公立医療施設災害復旧事業計画
（９）その他災害復旧事業計画

４　復旧事業の方針

（１）復旧事業実施体制

津波災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

（２）災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、県、町等は国の災害査定が速やかに行えるように図る。復旧事業計画の作成にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、地震災害の再発防止に効果があるよう関係機関は十分連絡調整を図るとともに、事業期間の短縮を図る。

（３）災害緊急調査の実施

広域にわたる地震災害又は人身事故発生等の特別な場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、復旧工事が迅速に行われるように図る。

（４）災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

（５）復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置するとともに、復旧事業の実行率をあげるように図る。

（６）小規模災害の措置

公共土木施設災害復旧事業の対象とならない小規模な地震災害については、将来再び地震の際に大災害を引き起こす要因となると認められるものは、県、町単独事業として災害復旧を速やかに実施する。また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど災害復旧事業の早期実現を図る。

５　復旧技術員の確保

町は被災施設等の測量、設計書の作成、その他の事務を処理するための技術職員に不足を生じたときは、県又は被災を免れた市町から応援を求めて技術職員の確保を図る。

第２節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

関係各課

１　基本方針

災害復旧事業には法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業があり、災害復旧事業費は知事の報告、地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、町及び関係機関は迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

【 体 系 】

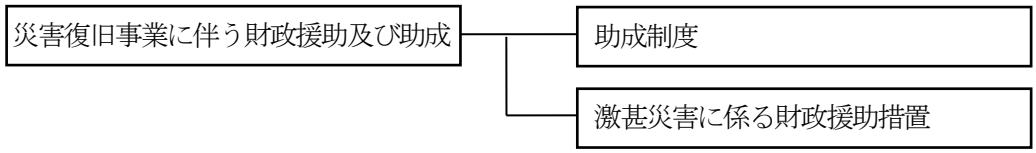

２　助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
（２）公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
（３）公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
（４）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
（５）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
（７）予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
（８）都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の１／２を国庫補助する事業
（９）農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

３　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である地震災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は県と連携して地震災害の状況を速やかに調査して実態を把握するとともに、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第３条、第４条）
（２）農林水産業に関する特別の助成
ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置（激甚法第５条）
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第６条）
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第７条）
エ　天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第８条）

オ　森林組合等が行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第９条）
カ　土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助（激甚法第10条）
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
ク　森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の２）

（３）中小企業に対する特別の助成

ア　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
イ　小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第75号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）

（４）その他の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
エ　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）
オ　水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
キ　産業労働者住宅建設資金融通の特例（激甚法第23条）
ク　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
ケ　雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

第３節　災害復旧資金

企画財政課

１　基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等災害復旧事業の早期施行を図る。

【 体 系 】

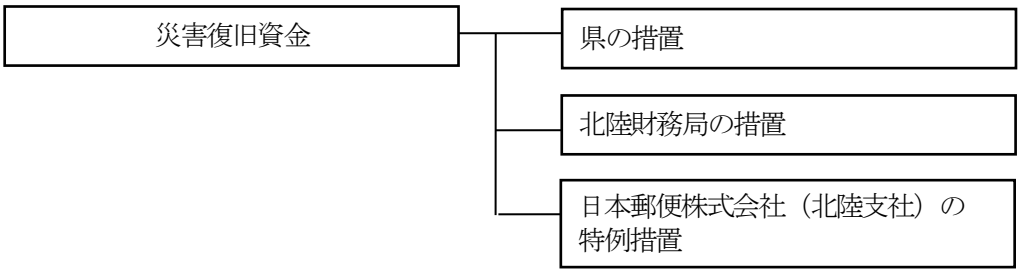

２　県の措置

（１）災害復旧経費の資金需要額を把握する。
（２）歳入欠陥債、災害対策債及び災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期す。
（３）普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税の交付を国に要請する。
（４）一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

３　北陸財務局の措置

（１）関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源を把握する。
（２）災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付を行う。

４　日本郵便株式会社（北陸支社）の特例措置

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
（１）被災者に対する郵便はがき等の無償交付
（２）被災者の差し出す郵便物の料金免除
（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

第４節　被災者への支援

健康福祉課・総務課・建設水道課・農林水産課・ふるさと振興課・住民課

１　基本方針

町は、県及び防災関係機関と協力して地震災害発生後の住民生活の生活安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講じる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

【 体 系 】

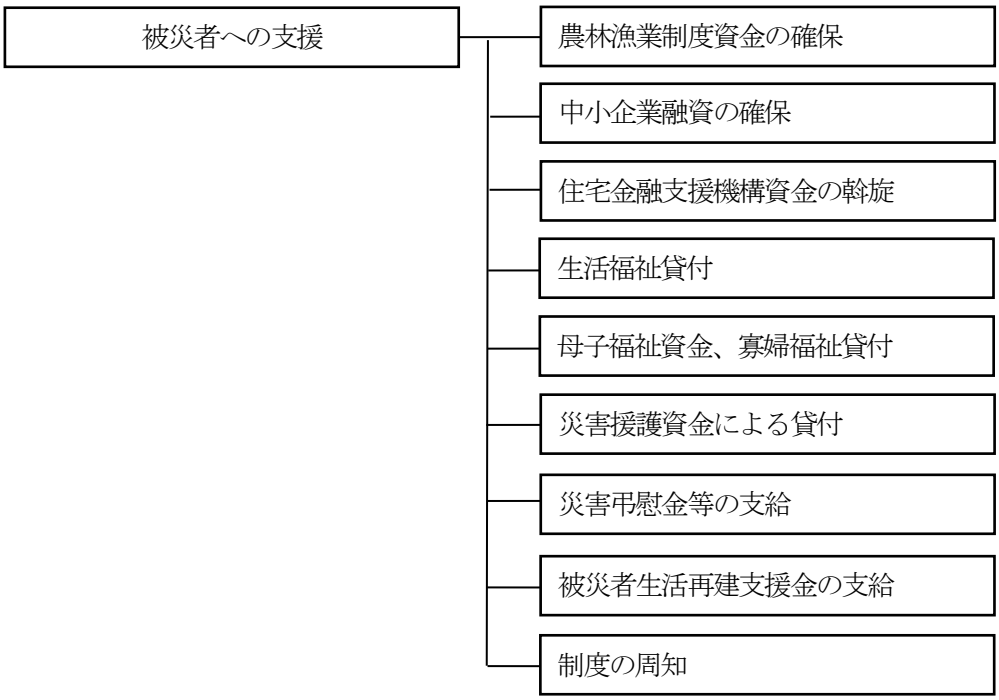

２　農林漁業制度資金の確保

町は県と連携して、地震災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導斡旋を行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給並びに損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進及び経営の安定を図るものとし、このため町及び県は次の措置を講じる。

（１）農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の斡旋を行う。

（２）被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償を実施する。

（３）被害農林漁業者に対する㈱日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融資及び既往貸付け期限の延期措置の指導斡旋を行う。

３　中小企業融資の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため県は次の措置を講じる。

（１）㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行う。

（２）信用組合、信用金庫及び地元相互銀行等の中小企業専門金融機関に対し、県資金を預託し貸出資金源の増大を図る。

（３）信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図る。

（４）地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し協力を求める。

（５）中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるため必要な措置を講じる。

４　住宅金融支援機構資金の斡旋

（１）災害復興住宅資金

町は県と連携して、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して災害復興資金の借入れの促進を図る。この場合は、資金の融資を早くするために、町は被災者が機構に対して追うべき債務を保証する。

（２）地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法（昭和33年法律30号）第24条第３項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を、移転又は建設しようとする者に対する融資の斡旋について、町及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講じる。

５　生活福祉貸付

津波災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会の生活福祉資金制度により、民生委員、町の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付けを行う。

６　母子福祉貸付、寡婦福祉貸付

津波災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けを行う。

７　災害援護資金による貸付

災害援護資金の貸付けは、町条例の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は政令で定める災害により被害を受けた世帯に対し、年利３％、期間10年以内で貸付けを行う。

８　災害弔慰金等の支給

町条例の定めるところにより、災害により死亡した遺族に対し弔意のため災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（１）災害弔慰金は政令で定める災害により死亡した町民の遺族に対し、町条例で定めるところにより支給する。

（2）災害障害見舞金は政令で定める災害により負傷又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病が治った時点で精神又は身体に法で定める程度の障害があるものに対して、町条例で定めるところにより支給する。

９　被災者生活再建支援金の支給

県は、市町単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成19年法律第114号）を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

町長は、法の適用に向けて、当該の災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。

また、町は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給限度額、支給申請手続き等について説明し、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。町は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認、取りまとめの上、速やかに県に送付する。

10　制度の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第５節　生活の確保のための緊急措置

税務課・ふるさと振興課・総務課・健康福祉課・建設水道課

１　基本方針

大津波の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等による住家の喪失並びに環境破壊等をもたらし住民を極度の混乱に陥れることになる。このため、町、県及び防災関係機関は協力して被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

【 体 系 】

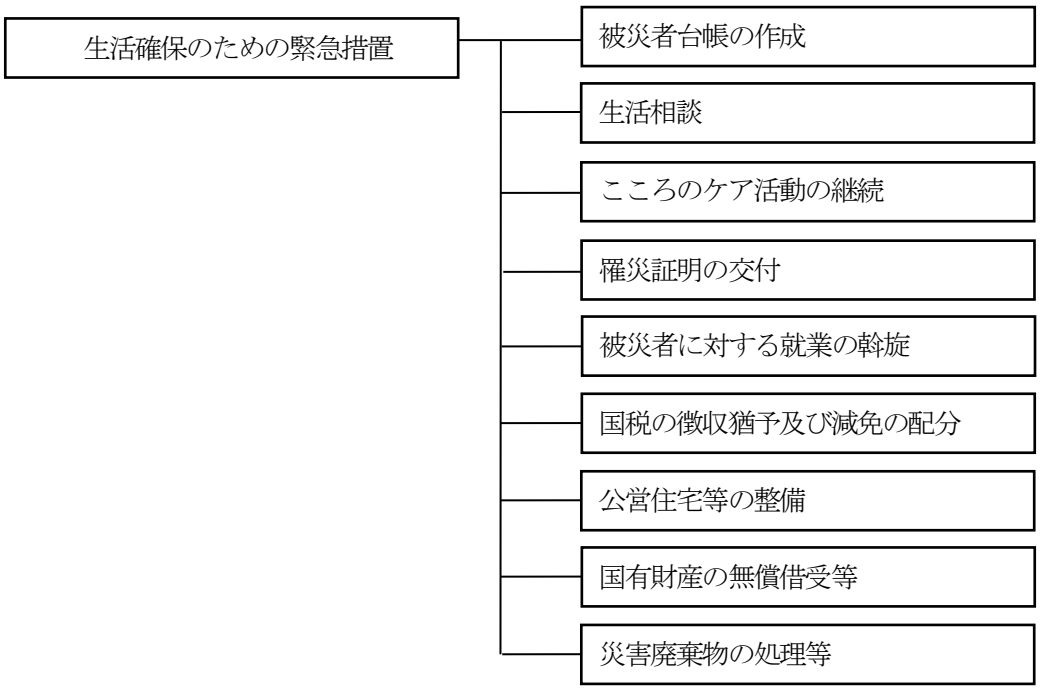

２　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

３　生活相談

（１）町は生活相談窓口を設け、被災者の生活、資金、健康及び身上等の相談にあたる。

（２）町は、住宅再建に対する相談について、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

（３）町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

４　こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、町は県及び関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

５　罹災証明の交付

町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる

（1）町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。

（2）罹災証明について、住民への周知徹底に努める。

６　被災者に対する就業の斡旋

（1）被災により職を失ったものに対しては、公共職業安定所に協力を求め、積極的に職業の斡旋を行う。

（2）技術学校等の協力を得て職業訓練を実施するように図る。

７　国税の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他書類の提出、納付並びに納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金を含む）の徴収猶予又は減免の措置を災害の状況応じて実施する。

８　公営住宅等の整備

町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、町は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期の建設を図る。

９　国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、町は国に対し無償借受等の申請を行う。

10　災害廃棄物の処理等

（1）町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて，ボランティア，ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には，社会福祉協議会，ＮＰＯ等と連携し，効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

（2）町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第６節　災害義援金及び義援物資の配分

総務課・会計課

１　基本方針

全国から被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて確実迅速に配分を行う。

【 体 系 】

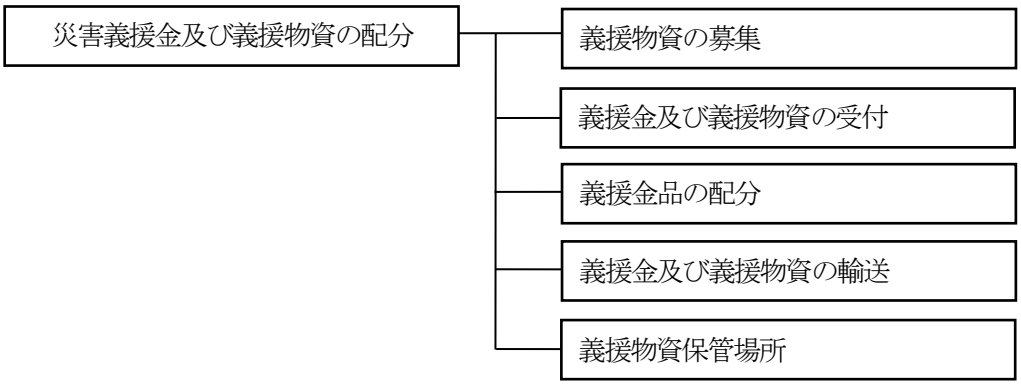

２　義援物資の募集

町は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。

また、町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

３　義援金及び義援物資の受付

受付場所は災害対策本部で決定し、当該施設の庁舎正面に掲示する。

４　義援金品の配分

配分は、配分検討委員会を設置し決定し、できる限り迅速な配分に努める。

５　義援金及び義援物資の輸送

町は、県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資について、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

６　義援物資保管場所

町は、義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

第７節　復興計画

関係各課

１　基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し災害の再発防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりを図る。

【 体 系 】

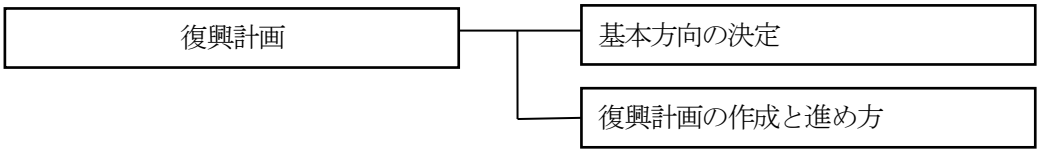

２　基本方向の決定

町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、町は、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

３　復興計画の作成と進め方

（1）町は被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、必要に応じ復興計画を作成する。

（2）大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから関係機関と十分協議し計画的に復興を進める。

（3）町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境確保等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（4）町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

（5）町は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。

その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

（6）県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅

速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

（7）町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんに努める。

第５章　複合災害対策

第５章　複合災害対策

第１節　基本方針

関係各課

本章は、同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、本地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第２節　災害予防対策

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）通信連絡体制の確立

町及び各機関は、緊急時における関係機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、町及び各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

２　複合災害を想定した訓練の実施

町は、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて町民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第３節　災害応急対策

１　活動体制の確立

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて県の災害対策本部や国の現地対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

２　情報の収集・連絡

町は、県や国、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

３　避難対策

（１）町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。

（２）町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

４　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、警察や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第４節　災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、能登町地域防災計画の本編第４章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。